

# 自己点検・評価報告書



平成 29 年 3 月

香川県立保健医療大学

# 香川県立保健医療大学 自己点検・評価報告書 目次

序章	1
第1章 理念・目的	2
1 現状の説明	2
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	2
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか。	3
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	4
2 点検・評価	5
3 将来に向けた発展方策	5
4 根拠資料	6
第2章 教育研究組織	7
1 現状の説明	7
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	7
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	8
2 点検・評価	8
3 将来に向けた発展方策	9
4 根拠資料	10
第3章 教員・教員組織	11
1 現状の説明	11
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。	11
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	13
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	15
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	16
2 点検・評価	17
3 将来に向けた発展方策	17
4 根拠資料	18
第4章 教育内容・方法・成果	19
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	19
1 現状の説明	19
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	19
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	21
(3) 教員目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等に)周知され、社会に公表されているか。	25
(4) 教員目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	25
2 点検・評価	26
3 将来に向けた発展方策	27

4 根拠資料	27
<b>第2節 教育課程・教育内容</b>	<b>28</b>
1 現状の説明	28
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	28
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	29
2 点検・評価	33
3 将来に向けた発展方策	34
4 根拠資料	35
<b>第3節 教育方法</b>	<b>36</b>
1 現状の説明	36
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	36
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	37
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	38
(4) 教員成果について定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	39
2 点検・評価	41
3 将来に向けた発展方策	41
4 根拠資料	42
<b>第4節 成果</b>	<b>43</b>
1 現状の説明	43
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	43
(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	44
2 点検・評価	45
3 将来に向けた発展方策	46
4 根拠資料	46
<b>第5章 学生の受け入れ</b>	<b>47</b>
1 現状の説明	47
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	47
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	49
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	52
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	53
2 点検・評価	53
3 将来に向けた発展方策	54
4 根拠資料	54
<b>第6章 学生支援</b>	<b>56</b>
1 現状の説明	56

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。 .....	56
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。 .....	56
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。 .....	58
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。 .....	61
2 点検・評価 .....	61
3 将来に向けた発展方策 .....	62
4 根拠資料 .....	63
<b>第7章 教育研究等環境</b> .....	<b>64</b>
1 現状の説明 .....	64
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。 .....	64
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。 .....	64
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。 .....	66
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。 .....	70
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。 .....	73
2 点検・評価 .....	74
3 将来に向けた発展方策 .....	75
4 根拠資料 .....	75
<b>第8章 社会連携・社会貢献</b> .....	<b>77</b>
1 現状の説明 .....	77
(1) 社会との連携や協力に関する方針を定めているか。 .....	77
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。 .....	77
2 点検・評価 .....	79
3 将来に向けた発展方策 .....	80
4 根拠資料 .....	81
<b>第9章 管理運営・財務</b> .....	<b>82</b>
<b>第1節 管理運営</b> .....	<b>82</b>
1 現状の説明 .....	82
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。 .....	82
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。 .....	83
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。 .....	84
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。 .....	85
2 点検・評価 .....	85
3 将来に向けた発展方策 .....	86
4 根拠資料 .....	86
<b>第2節 財務</b> .....	<b>87</b>
1 現状の説明 .....	87
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。 .....	87
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。 .....	87

2	点検・評価	88
3	将来に向けた発展方策	88
4	根拠資料	88
<b>第10章</b>	<b>内部質保証</b>	<b>89</b>
1	現状の説明	89
	(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社 会に対する説明責任を果たしているか。	89
	(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	90
	(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	91
2	点検・評価	92
3	将来に向けた発展方策	93
4	根拠資料	93
<b>終章</b>		<b>95</b>



## 序 章

香川県立保健医療大学は、全国に比べ少子高齢化がより早く進展し、糖尿病や心臓病など生活習慣病の死亡率も高い香川県において、医学・医療の高度専門化や複雑多様化する県民の要望に的確に対応できる高度な保健医療従事者を養成する目的で、平成16年4月に保健医療学部1学部に看護学科、臨床検査学科2学科の構成で開学した。

その後、県民の健康に対する関心の高まりや医学・医療の高度専門化の一層の進展を受け、県民の健康増進、生活の質の向上、次世代育成支援に指導的立場で貢献することのできる高度専門職者の育成を目的として、平成21年4月に大学院保健医療学研究科を開設した。また、同時に県内の看護職者養成の需要に応えるべく看護学科の定員を増員するとともに、看護教育改革の一環として、平成24年4月には助産学専攻科を開設した。

その間、県内唯一の県立大学として、幅広い教養と豊かな人間愛とともに、保健医療に関する高度な専門的知識と技術を有した看護師、保健師、助産師、臨床検査技師を県内外の保健医療の現場に多数送り出すとともに、地域に開かれた大学として図書館をはじめとした大学施設の開放や生涯にわたる教育機関としての大学機能の強化に取り組み、香川県立保健医療大学条例に謳われた「保健医療に関する高度の専門的知識及び技術を教授研究し、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与する」を実践してきた。また平成23年4月に地域連携推進センターを設置し、教職員のみならず学生もともに協働し、地域住民の健康な生活を目指すという、本学の目的及び社会的使命の遂行に努めてきた。平成26年からは国際交流の一環としてベトナム、カナダ、イギリスとの間で、教員や学生の派遣や受け入れを始めている。

そのような中、自己点検・評価の取組では、学年進行半ばの平成18年度に開学以降2年間の活動を点検・評価し、その結果を「香川県立保健医療大学自己点検・評価報告書」として平成18年10月に公表した。また、平成21年度には開学以降2回目の自己点検・評価を行い、開学7年目の平成22年度に学校教育法で義務付けられている大学認証評価を受審した。その結果、平成23年4月、第三者評価機関である(財)大学基準協会から「大学基準に適合している」との評価を受け、その評価結果を「平成22年度自己点検・評価報告書並びに大学認証評価報告書」として公表した。その後、自己点検・評価や認証評価の際にいただいた提言などを踏まえ3回目の自己点検・評価を行い、平成26年1月に「平成25年度自己点検・評価報告書」として、その結果を学内外に広く公表した。その後も大学の改善・改革に不断に取り組み、今回の自己点検・評価に至った次第である。

少子高齢化が進展し18歳人口が減少するなか、大学を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。21世紀の社会を変革するための地域再生の核となる大学づくりが求められるなど、各大学には目指すべき大学像を明確に定める必要がある。本学でも、研究、教育、地域貢献を基礎とし、自らを厳しく点検評価し、弛まぬ改革を推し進めていくことが必要である。

今回の自己点検・評価に対する厳正かつ有益なご意見・ご批判を踏まえ、これまで以上に活力溢れた、また魅力ある大学として県民の期待に応えられるよう、教職員一丸となって今後の改革に取り組んでいく所存である。

# 第1章 理念・目的

## 1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

本学は、香川県立保健医療大学条例(根拠資料1-1-1)第1条に規定されるとおり、「保健医療に関する高度の専門的な知識及び技術を教授研究し、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与するため」、保健医療学部1学部に看護学科、臨床検査学科2学科の構成で、平成16年4月に開学した。香川県立保健医療大学学則(根拠資料1-1-2)第1条において、「医療技術に関する専門の知識及び技術を教授研究し、並びに豊かな教養及び人格を備えた資質の高い人材を育成することにより、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。」と明示している。

その上で、基本理念を定めていたが、平成28年度において全面的に見直すこととし、平成28年10月に改正した。

### 旧基本理念

生命の尊厳を畏敬する深い人間愛とともに、高い教養と国際的視野を兼ね備えた人材を育成する。また、保健医療従事者の社会的使命を生涯にわたり探究し続け、科学的思考力と創造性をもって専門的知識と技術を学び研究する、専門職としての人材を育成する。さらには、保健医療従事者と地域の人々の生涯学習を促進して、地域の保健医療の向上に貢献する。

### 新基本理念

香川県立保健医療大学は、生命の尊厳を畏敬する深い人間愛を基盤として、教育、研究、地域貢献を推進します。

生涯にわたる知の探究と自己の能力を開発していく力を有し、地域の保健医療をリードする人材を育成します。

国際的視野を有し、保健医療の発展に寄与する先駆的研究を進めます。

地域のニーズに応える保健医療に関する情報発信や教育研究拠点として活動します。

これらを通じ、「県民に一目置かれる大学」として、人々の健康で心豊かな未来を拓きます。

※

改正前の基本理念は、開学時からの学部教育を通しての人材育成や地域貢献を中心に考えられた基本理念であったが、開学後12年が経過し、地域連携推進センターの設置や3つのポリシーの作成、さらには大学院博士後期課程の設置等の本学を取り巻く環境の変化を受けて、平成28年度において基本理念の検証と見直しを行った。

改正された基本理念においては、公立大学である本学の社会的使命を考慮し、従来の基本理念にあった「生命の尊厳を畏敬する深い人間愛」を継承するとともに、どのような教育、研究、社会貢献を目指すのかについて、より明確な位置づけを行ったところである。

このように本学の理念・目的は、香川県唯一の公立大学として、独自性を発揮し、県民に一目置かれる大学を目指すとしたものであり、地域や時代の要請に即した理念・目的である。

### <大学/学部>

この基本理念に基づいて、平成28年度に学部の教育目標を定めており、現在、各学科に



においても、より具体的な理念・教育目標の見直しを行っている。

#### 学部の教育目標

- 1 高い倫理観と教養を備えるとともに、深い人間愛に基づいて生命の尊厳を重んじることができる人間性豊かな人材を育成する。
- 2 看護学・臨床検査学に関する専門的知識・技術に基づいた総合的判断力を備え、実践することができる人材を育成する。
- 3 科学的思考力に基づいた豊かな創造性と探究心を持ち、生涯にわたり自らの能力の向上に努め、社会環境の変化や医療の高度化・多様化に適切に対応できる人材を育成する。
- 4 保健・医療・福祉における他の専門職と連携協働して、自らの役割と社会的使命を果たすことができる人材を育成する。
- 5 地域や国際社会の特性や問題を広い視野で理解し、多様な保健・医療・福祉の課題に適切に対応し、保健医療の向上に主体的に貢献できる人材を育成する。

本学の卒業生は、初めて輩出した平成19年度から平成27年度までの9年間で、看護学科543人、臨床検査学科168人の計711人となっており、進学等を除くほとんどの者が、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師として就職している。また助産学専攻科では、4期生まで39人の修了生を輩出し、助産師として活躍している。

本学の基本理念・目的の適切性を検証する方法の一つとしては、本学卒業生が就職した医療機関や本学卒業生へのアンケート調査を行い、本学の教育や地域貢献のあり方などについて分析を行っている。具体的には、平成23年に卒業生が就職した医療機関等にアンケート調査を行い、理念や教育目標の達成状況について検証した(根拠資料1-1-3)。その結果、卒業生は職種を問わず、倫理観、専門的知識や技術、コミュニケーション能力、自己研鑽能力、協調性など調査したいずれの項目においても、5段階評価でおおむね4点以上の高い評価を受けており、理念や教育目標に適った人材育成が達成されている。なお、平成28年度に実施した本学卒業生へのアンケートの調査結果は、今後取りまとめる。

#### <大学院/研究科>

研究科については、香川県立保健医療大学大学院学則(根拠資料1-1-4)第1条において、「人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を養成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、県民の健康増進と生活の質の向上、次世代育成支援に寄与することを目的とする。」と明示している。

また、研究科においては、平成21年の開設以来、これまでに7期54人の修了生を輩出しており、本学が主催する講演会や学術フォーラム等では、修了生の生き生きとした活動が数多く報告されている。なお、修了生を助教として、看護学分野で3人、臨床検査学分野で1人、講師として助産学専攻科で1人採用している。

#### (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか

今回、基本理念を改正するにあたって、第3章1(1)③で述べる学内組織である総務企画

委員会が中心にとりまとめを行い、教授会の意見を聞いて最終的に学長が決定したものであるが、その過程において、各教員が基本理念のあるべき姿について協議を進めたこともあり、今回の基本理念に関しては、教員がよく理解しているものである。

#### <大学/学部>

学生に対しては、従来から、基本理念等について学生便覧(根拠資料1-2-1)等本学が作成する冊子に明記するとともに、入学式や新入生オリエンテーション、各学年のガイダンス、臨地実習ガイダンス等、教育の様々な機会を通して周知している。改正後の基本理念についても同様に、各種印刷物等により周知する予定である。

また、従来から、基本理念等は、大学案内(根拠資料1-2-2)、大学概要(根拠資料1-2-3)、入学者選抜要項(根拠資料1-2-4)及び大学ホームページ(根拠資料1-2-5)に明記するとともに、大学説明会や高校訪問、オープンキャンパスなどを通して、高校生や社会一般の人々にも広く公表・周知している。改正後の基本理念等についても同様に、各種印刷物等により周知する予定であるが、大学ホームページでは既に公表している。

#### <大学院/研究科>

研究科学生についても、基本理念等について大学院ガイド(根拠資料1-2-6)等に明記されており、入学時の履修ガイダンスでも周知している。

また、基本理念等は、大学院案内(根拠資料1-2-7)、大学院の学生募集要項(根拠資料1-2-8)等の冊子及び大学ホームページに明記するとともに、オープンキャンパスで大学院入学志願者に説明を行うなど広く公表・周知している。

### (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について、定期的に検証を行っているか。

大学の基本理念等については、基本的には大学全体の自己点検・評価を行う際に、その適切性について検証するとともに、第2章1(2)で述べる運営諮問会議においても意見を伺っているところである。また、第4章第1節1(4)で述べる「3つのポリシーの改正に関する申合せ事項」(根拠資料1-3-1)においても、ポリシー改正に合わせて、総務企画委員会から学長への提言、学長からの改正指示について規定している。

#### <大学/学部>

学部の基本理念や教育目標は、平成18年度、21年度及び25年度の自己点検・評価の際に見直しを行っている。

以上のような重要事項は、学長のリーダーシップをサポートするために第3章1(1)③で述べる自己点検・評価委員会や総務企画委員会等で議論がなされ、最終的に教授会で報告している。また、教育目標については、自己点検・評価とは別に、指定規則の変更等に伴うカリキュラムの変更時にも適宜見直しを行っている。

#### <大学院/研究科>

大学院研究科の理念等の適切性については、大学院の学生募集要項や大学院ガイド作成時に検証しており、教育目標についてはこれまでも適宜修正している。なお、看護学分野では、平成25年度に専門看護師養成コースを設けたため、それまでの研究コースとは別に、新たに専門看護師コースの教育目標も定めている。さらに、平成29年度からの博士後期課程の認可申請に当たって、再度、検証を行ったところである。

## 2. 点検・評価

### ● 基準1の充足状況

本学の基本理念は、少子高齢化やグローバル化が急速に進展する21世紀の社会において、看護学や臨床検査学を通して、地域の人々の保健医療の向上に貢献しようとするものであり、教育、研究、地域貢献の面からの基本的な方針が明示され、広く公表され、定期的に検証も行っており適切なものと思われ、同基準はおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

新入生オリエンテーションや各学年のガイダンス、受験生やその関係者を対象にした大学説明会やオープンキャンパスなどは、学内外への周知とともに、携わった教職員が自らの大学の理念・教育目標を再確認するよい機会ともなっている。このような取組を通じ、教職員に十分浸透しており、教職員はその実現に向けて教育研究活動に真摯に取り組んでいると評価される。

本学卒業生等が就職した医療機関や本学卒業生等へのアンケート調査は、検証する上で重要な手法と考える。

#### ② 改善すべき事項

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性については、現在は自己点検・評価の際やカリキュラム変更時に随時行っているが、理念や教育目標の適切性と達成状況を定期的かつ客観的に評価し、改正への手続きの明確化を図る必要がある。

また、今回、各種印刷物を確認したところ、一部に異なった記載をしたもの、目的と目標が同じようなものが見受けられたことから、確認するシステムが求められる。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

新入生オリエンテーションや各学年のガイダンス、受験生やその関係者を対象にした大学説明会やオープンキャンパスなどに、できるだけ多くの教員が参加できるように努める。なお、研究科においては、博士後期課程の設置に伴い、基本理念・目的の公表は、従来の大学ホームページや印刷物だけでなく、平成29年度から研究科独自の進学説明会等を新たに開催して、広く周知する予定である。

卒業生や修了生の動向は、基本理念や教育目標の適切性、達成状況を反映する客観的な指標と考えられるため、就職先の調査を今後は定期的に行うなど、評価システムを構築する。また、平成28年度の本学卒業生へのアンケート調査に際して、現在は卒業生や修了生の転職や離職等について、十分には把握されていないことが判明したため、今後は、同窓会活動の一つとして、定期的に調査することを進める。

### ② 改善すべき事項

学部・研究科等の基本理念・目的の適切性については、平成30年度までに、総務企画委員会で検証の際の責任主体・組織・権限・手続きなどを検討し、定められた検証プロセスに従って定期的に検証していくこととする。また、各種印刷物の確認については、平成29年度から教員と事務局でのダブルチェックを行う体制を整備し、整合性を図ることとする。

#### 4. 根拠資料

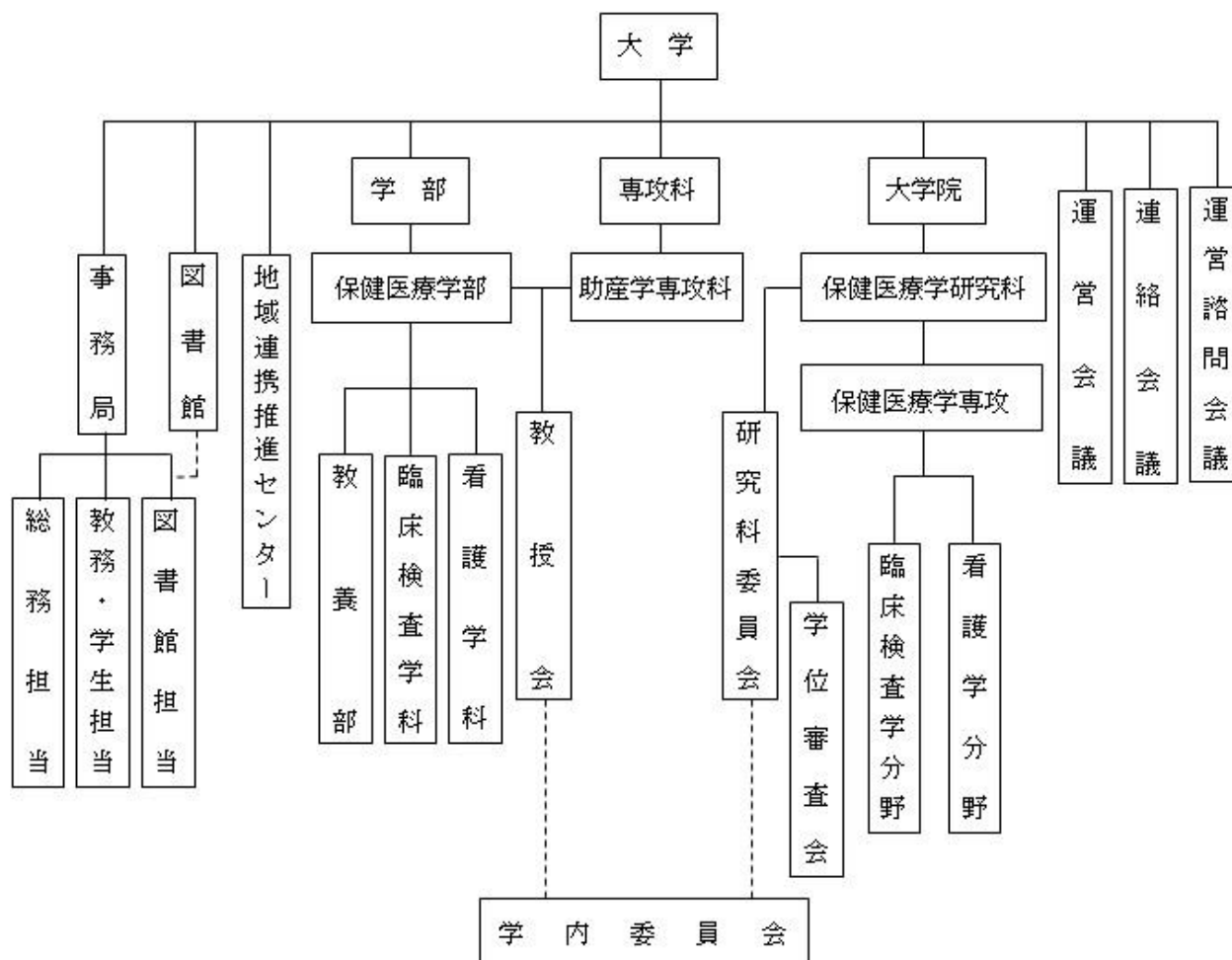
- 1-1-1 香川県立保健医療大学条例
- 1-1-2 香川県立保健医療大学学則
- 1-1-3 卒業生に関する調査結果(平成23年度)
- 1-1-4 香川県立保健医療大学大学院学則
- 1-2-1 学生便覧
- 1-2-2 大学案内
- 1-2-3 大学概要
- 1-2-4 平成28年度入学者選抜要項
- 1-2-5 大学ホームページ(基本理念等)  
<http://www.kagawa-puhs.ac.jp/about/profile/idea.php>
- 1-2-6 大学院ガイド
- 1-2-7 大学院案内
- 1-2-8 平成28年度大学院学生募集要項
- 1-3-1 3つのポリシーの改正に関する申合せ事項

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、「香川県立保健医療大学条例」(根拠規定2-1-1)に基づく公立の医療系大学で、学部においては、保健医療学部1学部に看護学科、臨床検査学科の2学科、助産学専攻科、大学院として保健医療学研究科を設置し、「香川県立保健医療大学規則」(根拠規定2-1-2)に基づき両学科に共通する基礎的教育研究を行う組織として教養部、図書館を設置している。



看護学科では、開学当初から統合カリキュラムにより4年間の学部教育の中で、看護師、保健師、助産師(選択制)の3つの資格が取得できるようになっていたが、平成21年7月の保健師・助産師・看護師法の改正により、保健師や助産師の国家試験受験資格が6か月以上から1年以上の教育期間に延長されたのを受け、助産師教育については平成24年4月に助産学専攻科を開設するとともに、保健師教育も学部教育の中の選択制とした。

教養部は、本学においては開学当初から独立した教育研究組織として位置づけられており、人文科学、社会科学、自然科学、外国語、情報科学などの教養教育科目と専門基礎科目の一部を担当している。

平成21年4月に開設された大学院保健医療学研究科修士課程は、保健医療学専攻の1専攻、看護学分野、臨床検査学分野の2分野からなり、修了者にはそれぞれ看護学修士、臨床

検査学修士の学位が授与される。

看護学分野は、基盤開発看護学領域、健康生活支援看護学領域、次世代育成看護学領域の3領域、臨床検査学分野は、病態機能検査学領域、病因解析検査学領域の2領域で構成されている。また、看護学分野では、県内の高度実践看護職者の需要に応えるべく、平成25年度に従来の研究課程に加え、精神看護領域の専門看護師(CNS)養成課程が設置され、さらに、より高度な専門的知識や技術を求める社会の要請に応えるべく、平成27年度から大学院博士後期課程の設置のため、認可申請等を行い、平成29年度から、大学院保健医療学研究科博士前期課程臨床検査学専攻、博士後期課程臨床検査学専攻、修士課程看護学専攻の体制となる。なお、看護学専攻については、平成28年3月に博士後期課程設置認可申請するものの、大学設置・学校法人審議会のカリキュラムのあり方等に関する意見をを受けて取り下げたところである。

本学の基本理念では、「生命の尊厳を畏敬する深い人間愛を基盤として、教育、研究、地域貢献を推進し」、生涯にわたる知の探究と自己の能力を開発していく力を有し、地域の保健医療をリードする人材の育成、国際的視野を有し、保健医療の発展に寄与する先駆的研究の推進、地域のニーズに応える保健医療に関する情報発信や教育研究拠点として活動を通じて、「県民に一目置かれる大学」として、人々の健康で心豊かな未来を拓くこととしており、学部、助産学専攻科、研究科における人材の育成、情報発信や教育研究拠点としての図書館と地域連携推進センターを設置している。

地域連携推進センターは、平成23年4月、地域社会に貢献する開かれた大学とするため、「香川県立保健医療大学学則」(根拠規定2-1-3)に基づき、学内に開設し、副学長をセンター長として、県民の健康増進と福祉の向上に努めている。なお、詳細については、第8章1(2)で述べる。

## (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性については、大学全体の視点から、第3章1(1)③で述べる役職教員と事務局長で構成される運営会議や第10章1(3)③イで述べる設置者である県の担当部局等との連絡会などで年1回、定期的に討議、検討している。

また、第3章1(1)③で述べるとおり、学部と助産学専攻科については教授会、研究科については研究科委員会で、随時、教育研究組織の適切性の観点からも検証を行い、同時に教育研究組織のあり方について議論している。

なお、外部の学外有識者からの的確な評価や助言、提言を受けるために、第10章1(3)③アで述べるとおり、大学学則第37条、「香川県立保健医療大学運営諮問会議規程」(根拠資料2-2-1)に基づき、運営諮問会議を設置している。

## 2. 点検・評価

### ● 基準2の充足状況

本学の教育研究組織は、看護学科、臨床検査学科2学科の専門組織に加え、両学科に共通する基礎的教育研究を行うため、教養部を独立した教育研究組織として配置しており、教養教育の責任ある実施体制を確保する上で有効に機能していると評価できる。

研究科は、保健医療学専攻の1専攻で、研究課程と専門看護師(CNS)養成課程の看護学分野及び臨床検査学分野の2分野からなり、平成29年度から看護学専攻と臨床検査学専攻の2専攻となる。これらは大学院教育に対する、より高度な専門性の追求や社会の要請に応えたものであり、理念・目的に照らして適切に機能している。

運営会議や連絡会では、大学全体の視点から教育研究組織の適切性について定期的に検証がなされ、その結果、助産学専攻科の設置や地域連携推進センターの併設など、適切な組織編成が行われている。また、それぞれの教育研究組織については、教授会や研究科委員会等での議論を踏まえ、適切な修正が行われている。

このように、理念・目標に合致した教育研究組織を設置するとともに、運営会議などを中心にその適切性についても適宜検証し、必要な見直しを行っており、同基準はおおむね充足している。

### ① 効果が上がっている事項

看護学科では助産師教育課程を助産学専攻科に移行させるとともに、保健師教育についても選択制を導入したことにより、非常に過密なカリキュラムであった学部教育に相応のゆとりが生まれ、学部ではより充実した看護師教育や保健師教育が、また助産学専攻科では、看護学を基盤としてより充実した助産師教育が行えるようになっている。

### ② 改善すべき事項

教養部を独立した教育研究組織として位置付けたことは、教養教育の自主的・自律的な取組を推進する上で意義あることと評価されるが、教養部の専任教員は現在のところ4人と限られており、本学の基本理念を遂行するための倫理学をはじめ、多くの教養科目を非常勤講師に頼らざるを得ないため、教養教育全体を見据えた柔軟かつ迅速な対応が取りにくい状況にある。

また、研究科においては、臨床検査学科の博士後期課程については設置できたものの、看護学専攻における博士後期課程については、県内の高度実践看護職者の需要に応える観点から、設置認可申請を目指す必要がある。また、精神看護領域以外の専門看護師(CNS)養成課程についても検討する必要がある。

地域連携推進センターには、個々の教員が行っている地域との共同研究や地域支援活動等を集約し、より円滑に遂行できるような予算化も含めた環境整備が期待されているが、この点に関してはこれまでのところ十分な機能を果たしているとは言い難い。

## 3 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

看護教育の再編成により、充実した看護師・保健師・助産師教育が行えるようになったと評価されるが、今後、保健師や助産師教育については、大学院化も一部の大学で進められており、本学においても保健師及び助産師教育の大学院化に向け、検討していく。

### ② 改善すべき事項

教養部及び教養教育の充実については、大学の基本理念や教育目標を実現するためにも、教養教育とその後の専門教育の効果的な配置等について、教養部と両学科の緊密な連携のもと、検討を重ねていくこととする。

研究科について、看護学専攻における博士後期課程については、今後、カリキュラムのあり方を検討し、教員確保の上、できるだけ早い時期に再々認可申請を目指す。また、今後、必要性が高まると予想される在宅看護領域の専門看護師(CNS)養成課程についても検討を進める。

地域連携推進センターについては、開設以来5年が経過し、現在行っている事業も軌道に乗ってきたため、今後は個々の教員が行っている様々な地域支援活動をセンターにおいて集約し、平成29年度から、地域連携推進センター運営委員会において検討し、本学の地域貢献活動の拠点として統合発展させる。

教育研究組織の適切性は、大学活性化に基づく今後の発展の根幹であり、かつ将来への大きな発展の礎となるものである。今後は中長期的な目標を設定しながら、その定期的な検証を規定として整備し実践していく。

#### 4 根拠資料

- 2-1-1 香川県立保健医療大学条例 (既出 1-1-1)
- 2-1-2 香川県立保健医療大学規則
- 2-1-3 香川県立保健医療大学学則 (既出 1-1-2)
- 2-2-1 香川県立保健医療大学運営諮問会議規程



## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

#### ① 大学として求める教員像

##### <大学/学部>

大学として求める教員像は、学則に定める人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を理解し、教育研究活動、社会貢献活動に真摯に取り組むとともに、積極的に大学運営に携わることである。すなわち、教員がそれぞれの専門分野において有する医療技術に関する知識・技術を教授研究活動や社会貢献活動に対して用いることに最大限の努力を惜しまず、大学運営については、各学内委員会の委員等として大学の諸課題に対応し円滑な運営に寄与することである。

このため、教員の採用・昇任に当たり、教員の職位ごとに求められる資質、教育・研究・社会貢献の業績などを(3)で述べる「香川県立保健医療大学教員選考規程」、「香川県立保健医療大学教員選考基準」で規定し、選考を適切に実施するため、「香川県立保健医療大学教員選考に係る業績評価のための細則」を定め、業績の評価項目、評価方針、評価方法を明確化している。

##### <大学院/研究科>

研究科に求められる資格、能力・資質等については、大学院設置基準第9条の1に基づいて、「香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査規程」(根拠資料3-1-1)第2条の資格の要件、第3条の資格の判定、第5条の研究指導教員の選考、第6条の科目担当教員の選考において明確に定め公表している。

#### ② 教員構成

##### <大学/学部>

本学は、県立大学であるため、「香川県職員定数条例」(根拠資料3-1-2)において、職員定数を69人と規定されている。そのうち教員については、大学開学時の副知事との協議において54人と定められている。

看護学科の教員組織は、教授10人、准教授8人、講師4人、助教9人の合計31人で構成している。編成方針として明記したものはないが、各領域に、学科の基本理念を達成するための計画を立てて担当教員を指揮監督するとともに実習施設等との対外折衝を行う知識技術を備えた教授を配置することとしている。

臨床検査学科の教員組織は、教授は7人、准教授と講師を合わせて3人、助教は6人を基本にしていたが、現在は、副学長を含めて教授5人、准教授4人、助教6人である。今後の教員組織を考慮し、採用・昇任を考えている。領域ごとの専任教員の配分は、特に決めているが、授業を遂行する上でそのバランスは保つ必要がある。

教養部の教員組織としては、専任教員は、教授3人、准教授1人からなっており、英語担当教員の1人以外はすべて自然科学系科目を担当しており、教養科目ばかりでなく、看護・臨床検査両学科の専門基礎科目も担当している。専任教員が担当している科目については、常に教養教育と専門教育を有機的に結び付けるための検討を行っている。

助産学専攻科の教員組織は、専任教員は、教授(専攻科長兼)1人、准教授1人、講師1人であり、全員、(一財)日本助産評価機構によるクリニカルラダーレベルⅢ(アドバンス助産師)の認証を受けている。専任教員以外の看護学科の教員は、それぞれが専門とする基礎領域の授業科目を担当している。

#### <大学院/研究科>

研究科については、大学院設置基準では、この分野の教員組織として「保健衛生学関係」が適用され、研究指導教員(Mマル合教員)6人以上、研究指導補助教員(M合教員)6人以上を含めて12人以上が成立条件となる。平成21年4月の設置認可時において、本大学院では研究指導教員15人、研究指導補助教員7人、科目担当4人という資格審査結果が得られており、開設以来、教授の退職は少なく、教員の退職に伴う後任の選考では、設置認可時の水準の維持に努めている。なお、平成28年度の大学院博士後期課程設置認可申請に伴う教員資格審査では、看護学専攻でDマル合教員が6人、D合教員が7人、臨床検査学専攻でDマル合教員が13人となっており、水準を満たしている。

### ③ 教員の組織的な連携体制

#### <大学/学部>

本学では、教育公務員特例法に基づく評議会が設置されておらず、教授会については、「香川県立保健医療大学教授会規程」(根拠資料3-1-3)に基づいて設置・運営している。

会議は、原則として、月2回、夏季休業中の8月、9月は月1回、定例会として開催するほか、臨時会を必要に応じ開催している。教授会で審議予定の議題は、あらかじめ該当する学内委員会で協議された後、教授会に提出される。

学内委員会として、本学の運営上必要な事項を調査審議するため、「香川県立保健医療大学学内委員会規程」(根拠資料3-1-4)に基づき、総務企画委員会、教務委員会、学生委員会、入試委員会、図書委員会、情報ネットワーク委員会、FD・SD委員会、広報・公開講座委員会、研究委員会、ハラスメント防止委員会、国際交流委員会、三大学連携推進委員会、進路支援委員会の13の委員会、下部組織として3つの専門委員会を設置、運営しているほか、同規程以外に基づいて作られたものとして自己点検・評価委員会、倫理審査委員会、衛生委員会、防火管理委員会の4つの委員会がある。自己点検・評価委員会は、「香川県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程」(根拠資料3-1-5)により、倫理審査委員会は、第7章1(5)で述べるとおり、「香川県立保健医療大学倫理審査委員会規程」により、衛生委員会と防火管理委員会は、第7章1(2)②ウで述べる「香川県立保健医療大学衛生委員会要綱」、「香川県立保健医療大学防火等管理規程」により、それぞれ組織している。

学内委員会は、各学科と教養部より選出された教員及び事務局長又は事務局次長で構成され、1委員会4人から15人の委員が2年任期で就任している。委員会の委員には、全教員が大学の管理運営に積極的に携わるという観点から、また教員1人当たりの負担を軽減するため、平成24年度から助教も加えている。

また、大学運営に係る重要事項の企画及び調整を行い、大学運営を円滑にするため、「香川県立保健医療大学運営会議規程」(根拠資料3-1-6)に基づき、運営会議を設置し、学長、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、教養部長、専攻科長及び事務局長から組織して運営している。

なお、学部には、学部長を設置せず、学長のリーダーシップのもと対応している。

各学科と教養部には、「香川県立保健医療大学規則」(根拠資料3-1-7)に基づき、学科長及び教養部長を配置し、職員の指揮監督を行い、それぞれの組織の効率よい円滑な管理運営にあたっている。また、各学科、教養部では学科会議等を月に2回程度開催し、それぞれの組織の効率的かつ円滑な管理運営にあたっている。

各学科は、教育研究の促進や責任の明確化等を目的として、従来は講座制とし、各講座に主任教授を配置していたが、教育研究の進展に応じた柔軟な組織編成を目指して、平成25年度からは講座制を廃止し領域別とした。看護学科は、基礎看護学、地域及び公衆衛生看護学、在宅看護学、精神看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学の8領域、臨床検査学科は、情報解析検査学、形態検査学、分析検査学の3領域で構成されている。また、平成23年度まで各講座に管理運営や領域間の連携調整を行う主任教授を置いていたが、教育、研究や管理の実践において特に機能していないため、平成24年度からは主任教授を廃止している。

なお、助産学専攻科の管理運営には、「香川県立保健医療大学規則」に基づいた専攻科長があたるが、専任教員3人での構成であるため、講義・演習・実習を効率的かつ円滑に遂行するために、看護学科との連携を密にして教育研究活動を進めている。

#### <大学院/研究科>

研究科については、「香川県立保健医療大学研究科委員会規程」(根拠資料3-1-8)に基づいて研究科委員会を設置・運営している。定例会は、原則として月1回とし、臨時会は、研究科長が特に必要と認めたとき、教授会に引き続き開催している。

また、研究科委員会の補助審議機関として、「香川県立保健医療大学研究科小委員会の申し合わせ」(根拠資料3-1-9)により、研究科小委員会を設けている。なお、平成29年度からは、「香川県立保健医療大学研究科専門委員会規程」を制定し、研究科専門委員会とする予定である。

研究科の管理運営には研究科長があたるが、「香川県立保健医療大学大学院学則」(根拠資料3-1-10)により、研究科長は本学の学長をもって充てるとしている。また、各分野には学内措置として分野長を置き、分野の管理運営、学部との連携調整等を担当しているが、平成29年度からは保健医療学専攻から看護学専攻及び臨床検査学専攻に変更することに伴い、専攻長とする予定である。

### (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

#### <大学/学部>

平成28年5月1日現在、本学学部の教員総数は54人で、職位別内訳は学長、副学長各1人、教授18人、准教授14人、講師5人、助教15人である。学長・副学長を除く部局ごとの教員数は、看護学科31人、臨床検査学科14人、教養部4人、助産学専攻科3人である(根拠資料3-2-1)。

学部の収容定員360人(助産学専攻科を除く。)に対し、学長・副学長を除く専任教員数は49人で、専任教員1人当たりの学生数は7.3人で平成25年度の7.6人と比較して0.3人減少しており、大学設置基準で定める必要専任教員数を上回っている。

教員の退職に際しては、その都度速やかに補充に努め、平成16年の開学から平成28年までの在籍教員数の推移は、増減はあるものの、平成28年度において当初の定員数を満たしている状況である(根拠資料3-2-2)。

平成24年度から助産学専攻科を設置し、看護学科の教員から3人を専任で配置している。

学長・副学長を除く専任教員52人の年齢構成は、60歳以上7人(13.5%)、50～59歳24人(40.4%)、40～49歳8人(25.0%)、30～39歳10人(17.3%)、29歳以下が2人(3.8%)で、前回の自己点検評価時(平成25年5月1日現在)、60歳以上が8.5%であったことから、60歳以上の占める割合が高くなっている(根拠資料3-2-3)。

本学においては、看護学科及び臨床検査学科ともに教育内容の性質上、実習科目が多い。長期間にわたり病院や施設で行われる臨地実習は、学生の貴重な教育機会であると同時に、対象者の安全・安楽の確保が求められ、緊密な指導体制が必要となることから、実習施設の臨地実習指導者に非常勤講師の委嘱を行い、協力を要請している。特に優れた知識・技術を有する臨地実習指導者に対しては、「香川県立保健医療大学臨地教授等の称号の授与に関する規程」(根拠資料3-2-4)に基づき、特別に称号を付与し、指導体制の強化を図っている。平成28年度は、臨地教授13人、臨地准教授18人、臨地講師1人及び実習指導助手9人を含む非常勤講師51人の委嘱を行っている。

授業科目と担当教員の適合性については、公募の際の募集要項に担当科目及び応募資格を明記し、教育・研究業績に関する提出書類及び面接において、(3)で述べるとおり、規程や基準等に基づき、厳格な審査を行うことによって担保している。

また、前述の臨地実習における臨地教授、臨地准教授、臨地講師、実習指導助手などの委嘱にあたっては、提出された委嘱調書をもとに、教務委員会を経て、教授会で審議し適格性を判断することになっている。

#### <看護学科>

看護学科の教員総数は31人で、領域ごとに配置されている(根拠資料3-2-5)。収容定員280人に対し、専任教員1人当たりの学生数は9.0人で、前回の自己点検評価時(平成25年5月1日現在)の10.3人から1.3人減少している。

教育課程との関係では、専門基礎科目34科目のうち、専任教員のみが担当している科目は11科目(32.4%)、専門科目50科目のうち、専任教員のみ担当が48科目(96.0%)となっており、前回の自己点検評価時(平成25年5月1日現在)と比較すると専門基礎科目では16科目から5科目減少し、専門科目では45科目から3科目増加している(根拠資料3-2-6)。

#### <臨床検査学科>

臨床検査学科の教員総数は14人で、領域ごとに配置されている(根拠資料3-2-7)。収容定員80人に対し、専任教員1人当たりの学生数は5.7人である。

教育課程との関係では、専門基礎科目33科目のうち、専任教員のみが担当している科目は、17科目(51.5%)、専門科目62科目のうち、専任教員のみ担当は47科目(75.8%)となっており、前回の自己点検評価時(平成25年5月1日現在)と比較すると専門基礎科目では20科目から3科目、専門科目では49科目から2科目いずれも減少している(根拠資料3-2-8)。

#### <教養部>

教養部の専任教員は4人で、教育課程との関係では、教養教育科目29科目のうち、専任

教員が担当しているのは、必修である英語、教養ゼミナールなど8科目である。前回の自己点検評価時(平成25年5月1日現在)と比較すると12科目から4科目減少している(根拠資料3-2-9)。英語担当教員の1人以外はすべて自然科学系科目担当教員であり、看護・臨床検査両学科の専門基礎科目の一部も担当している。

#### <大学院/研究科>

大学院研究科を担当する専任教員は、全て本学学部及び専攻科の教員が兼務しており、全体で30人であるが、看護学分野、臨床検査学分野いずれの分野においても年齢構成で50歳代が中心である(根拠資料3-2-10)。

教育課程との関係では、専任教員のみ及び専任教員と非常勤講師両方が担当している科目は、看護学分野研究コース・臨床検査学分野においては、専攻共通科目6科目すべて、専門共通科目14科目のうち12科目、専門領域科目30科目すべてとなっており、看護分野専門看護師(CNS)コースでは、看護学分野研究コースとの共通科目を除く専攻分野共通科目及び、実習科目において、10科目中9科目となっている(根拠資料3-2-11)。

研究科担当教員の資格の明確化と適正配置については、(1)①で述べたように「香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査規程」を設け、選考委員会における資格審査を実施し、その報告を受けた研究科委員会の議を経て学長が行うこととしている。また、非常勤講師の任用に際しては、授業科目との適合性を研究科小委員会で検討し、研究科委員会に諮っている。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### <大学/学部>

学部の教員の募集・採用・昇任については、教育公務員特例法第3条及び教育公務員特例法施行令第2条に基づき、「香川県立保健医療大学教員選考規程」(根拠資料3-3-1)、「香川県立保健医療大学教員選考基準」(根拠資料3-3-2)、「香川県立保健医療大学教員選考内規」(根拠資料3-3-3)、「香川県立保健医療大学教員選考に係る業績評価のための細則」(根拠資料3-3-4)を定め、教授会の議により学長が行うこととしている。教授会は、教員の選考に当たり、選挙による教員選考委員会を組織している。なお、教員の昇任は、「香川県立保健医療大学教員昇任における申し合わせ事項」(根拠資料3-3-5)に基づいた上で、上記手続きに則り実施している。

教員の募集は原則公募とし、学長は候補者の条件を示し、国立研究開発法人科学技術振興機構のキャリア支援ポータルサイトや本学のホームページに募集案内を掲載し、周知を図っている。

応募者に対しては、教員選考委員会による面接を実施し、総合評価を実施する。その選考結果は教授会に諮られ、審議することとしている。また、前述の選考規程、選考基準、選考内規において、教授、准教授、講師、助教、助手のそれぞれについて選考基準や手続き等を明確に示し、これに基づき行っている。選考においては、人物とともに、募集領域の教育活動や研究実績を重視している。

教員の昇任は、前述の申し合わせ事項に基づき、年1回、専任教授の推薦により選考対象者をリストアップし、上記の応募者と同様の手続きで昇任候補者を決定している。

#### <大学院/研究科>

大学院研究科の教員については、学部及び専攻科の教員が兼務していることから、研究科の教員としての公募・採用・昇格の手続きは行われていない。そのため、学部における教授の採用に当たっては、大学院研究科における教育研究指導ができる人材を採用している。

#### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

##### <大学/学部>

本学においては、第7章1(4)③エに記載する自主計画研修制度のほか、「香川県立保健医療大学教員学外研修規程」(根拠資料3-4-1)及び「香川県立保健医療大学教員の国内における短期学外研修取扱要項」(根拠資料3-4-2)を定め、学外研修制度を設けている。この制度では、授業や大学業務に支障のない範囲で国内外での長期(2週間超、原則として1年以内)、短期(2週間以内)の研修が認められている。

学外研修については、第7章1(4)③アで述べるとおり教員研修費が予算計上されており、学長が教育研究上特に必要と認めたものについて支出される。また、国外での学会での発表の機会を増やすために、外部資金が得られない若手教員を対象として出席を奨励している。

平成21年度以降の教員研修費の推移を見ると、年度により増減はあるものの一定の研修が行われている(根拠資料3-4-3)。

研究活動は、第10章1(1)②で述べるとおり毎年大学年報に掲載するとともに、ホームページにも公表し、研究成果は、第7章1(4)③オで述べるとおり学内発表、学会発表、学術雑誌や香川県立保健医療大学雑誌等に論文として投稿するよう奨励している。

その結果、平成23年度以降の教員の教育・研究業績については、一定の成果をあげ(根拠資料3-4-4)、教員の学位取得状況は、平成28年9月末現在、博士が33人と63.5%、修士が19人と36.5%(根拠資料3-4-5)で、このうち平成26年度以降の学位(博士)取得者は、看護学科5人、臨床検査学科2人と、多くの教員が学位取得し、臨床検査学科では、この3年間で学会優秀賞を3人の教員が獲得している。なお、未取得者の教員も多くの者が博士後期課程に就学中である。

また、昇任人事及び任期制に伴う再任の際に研究活動を多面的に審査する仕組みに加え、平成28年度において、教員の人事評価を能力評価と業績評価の両面から実施するシステムについて検討を進めたところであり、毎年、評価者と期首面談、期末面談を実施して教員一人ひとりの目標を明確にするとともに、業績については、被評価者に教育、研究、社会貢献、運営の各領域から大学年報記載内容との整合性も図りながら、客観的な数値を記載してもらうこととし、試行することとしている(根拠資料3-4-6)。

さらに、教員一人ひとりの資質向上を図ることを目的として、FD・SD委員会が中心となって企画立案し、定期的に全学的なFD・SD活動を展開している。平成20年度に四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)に加盟したことから、平成21年度からはSPOD主催のFD研修に参加し、第4章第3節1(4)で述べるような事業も進めている。平成28年度からは、希望者にはSPOD配信のe-ラーニングでの受講の機会を設けている。

##### <大学院/研究科>

大学院研究科の教員は、学部の教員が兼務しており、学部でのFD・SD活動を展開している。なお、人事評価制度においては、大学院研究科教員としての評価をさらに加える

よう検討を進めている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準3の充足状況

教員の組織的な連携体制、教育課程に相応しい教員組織を整備し、教員の学位の取得状況や年齢構成もおおむね妥当と判断される。また、明文化された規定に基づく教員の採用等が公正・適正に実施されており、教員の資質向上を図るための活動も積極的に実施するなど、同基準はおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

大学院研究科の教員について、学部及び専攻科の教員が兼務するなど、最少の人数で最大の効果をあげているとともに、研究面においては、学外研修制度等により、学会発表や論文発表は十分に成果をあげている。また、FD・SD活動を展開し、平成28年度において教員の人事評価を能力評価と業績評価の両面から実施するシステムを試行できている。

#### ② 改善すべき事項

教員選考規程や選考基準などで定めているが、大学設置基準等に準じたものであり、本学独自の教員像や教員組織の編制方針については、現在のところ明文化されたものはない。教員像については、選考の際には、その都度選考委員の間で一定の共有がなされて選考が行われているが、今後は、教員像や教員組織の編成方針について明文化が求められる。

看護学科の専任教員一人当たりの学生数は多いということ、臨床検査学科、教養部においては、専門細分化により主要な科目には専任教員が必要であるなどの課題があり、今後、学内における教員配置などについても、検討していく必要がある。

臨床検査学科の専任教員について、年齢構成や男女比については定めていないが、教員は女性(20～25%)が少なく、学生は女性が約85%と多いため、一定の女性教員の確保は専門教育だけでなく生活指導も含めて検討していく必要がある。

研究科の教員は、学部・専攻科の教員が兼務しているが、今後、教育課程などを考慮した教員定数や構成比率などを検討していく必要がある。

研究科長については、大学院学則により本学の学長をもって充てるとしているが、平成29年度から臨床検査学専攻の博士後期課程を設置することから、研究科長及び専攻長などの体制について整備する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

平成28年度に試行した教員の人事評価制度について、教員のモチベーションをあげられるよう、平成29年度以降も総務企画委員会においてさらにブラッシュアップしていく。

また、義務化されたSD研修のあり方など、今後のFD・SDの方針等について、平成29年度以降、FD・SD委員会において検討していく。

### ② 改善すべき事項

優秀な教員を採用していくためには、専門教育だけでなく、研究者としての資質も問われることになるので、求められる教員像を明文化するよう平成29年度以降、運営会議において検討していく。

現在の教員定員は、大学の学年進行完成時の数字であり、その後看護学科の定員増や大学院、助産学専攻科の開設など学生の収容定員が大きく増加しているため、教員組織のあり方や教員定員の見直しも含め、運営会議において現行の教員配置について今後検討していくとともに、県当局と協議していく。

研究科長については、平成29年度から、学長の兼務をはずし、専攻長についても設置する。

#### 4. 根拠資料

- 3-1-1 香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査規程
- 3-1-2 香川県職員定数条例
- 3-1-3 香川県立保健医療大学教授会規程
- 3-1-4 香川県立保健医療大学学内委員会規程
- 3-1-5 香川県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程
- 3-1-6 香川県立保健医療大学運営会議規程
- 3-1-7 香川県立保健医療大学規則 (既出 2-1-2)
- 3-1-8 香川県立保健医療大学研究科委員会規程
- 3-1-9 香川県立保健医療大学研究科小委員会の申し合わせ
- 3-1-10 香川県立保健医療大学大学院学則 (既出 1-1-4)
- 3-2-1 学部・専攻科の教員数
- 3-2-2 在籍教員数の推移
- 3-2-3 専任教員の年齢構成
- 3-2-4 香川県立保健医療大学臨地教授等の称号の授与に関する規程
- 3-2-5 看護学科の領域別専任教員構成
- 3-2-6 看護学科の科目群別専任教員・非常勤講師別担当科目数
- 3-2-7 臨床検査学科の領域別専任教員構成
- 3-2-8 臨床検査学科の科目群別専任教員・非常勤講師別担当科目数
- 3-2-9 教養部の科目群別専任教員・非常勤講師別担当科目数
- 3-2-10 大学院の各分野の教員数及び年齢構成
- 3-2-11 大学院の科目群別専任教員・非常勤講師別担当科目数
- 3-3-1 香川県立保健医療大学教員選考規程
- 3-3-2 香川県立保健医療大学教員選考基準
- 3-3-3 香川県立保健医療大学教員選考内規
- 3-3-4 香川県立保健医療大学教員選考に係る業績評価のための細則
- 3-3-5 香川県立保健医療大学教員昇任における申し合わせ事項
- 3-4-1 香川県立保健医療大学教員学外研修規程
- 3-4-2 香川県立保健医療大学教員の国内における短期学外研修取扱要項
- 3-4-3 教員研修費の推移
- 3-4-4 専任教員の教育・研究業績(平成23年度～平成27年度)
- 3-4-5 教員の学位取得状況
- 3-4-6 教員の人事評価制度実施要領



## 第4章 教育内容・方法・成果

### 第1節 教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

##### <大学/学部>

平成16年4月開学以来、教育目標を達成するための卒業要件（卒業単位数と履修方法と評価方法等）を学生便覧と教授要項(シラバス)に明示してきた。

しかし、香川県立保健医療大学学則第28条に、卒業した者に学士(看護学、臨床検査学)の学位が授与されることが示されているものの、教育目標に基づいた学位授与方針は明示していなかった。

学校教育法施行規則の改正による3つのポリシーの義務化に伴い、平成28年度、第1章に記載している教育目標と各学科の重要視している学習成果などを照合して、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、教授会(平成28年7月)の審議を経て、各学科のディプロマ・ポリシーを決定した。

##### <看護学科>

看護学科では、平成23年度に日本看護系大学協議会が示した「学士課程においてコアとなる看護実践能力」を参考にして、看護学科の5つの教育目標から「人間理解と人間関係」「倫理観と権利擁護」「根拠に基づく判断と問題解決」「連携協働」「地域貢献」「研究」「自己研鑽」を重要キーワードとして捉え、7つの能力に整理した。各項目の表現は、学生を主語にして、語尾を「能力を身に付けている」とした。これらの能力を卒業までに修得することを重視して成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認め、学士(看護学)の学位を授与することを方針として定めた。

##### 看護学科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

看護学科では、以下に示された能力を卒業までに修得することを重視して成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認め、学士(看護学)の学位を授与する。

- 1 一人ひとりの人間を総合的に理解し、人間関係を形成する基礎的能力を身に付けている。
- 2 人の尊厳と権利を擁護し、倫理的判断に基づいて行動できる基礎的能力を身に付けている。
- 3 看護実践に必要な根拠に基づく判断力と問題解決能力の基礎を身に付けている。
- 4 看護の対象に関わる様々な人々と連携協働する基礎的能力を身に付けている。
- 5 地域の看護の課題に関心を寄せ、新たな看護を創造する基礎的能力を身に付けている。
- 6 看護の発展に貢献するための基礎的な研究能力を身に付けている。
- 7 自己の能力開発に主体的・自律的に取り組む基礎的能力を身に付けている。

##### <臨床検査学科>

臨床検査学科では、医療職としての自覚と姿勢、他職種との連携、臨床検査技師に必要な基本的知識と技術の習得、そして技術だけに留まらずあらゆる方向に発展させるための

基礎的能力を獲得することを教育目標とし、5つの能力に集約した。各項目の表現は、学生を主語にして、語尾を「能力を身に付けている」とした。その5つの能力を卒業までに修得することを重視して成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認め、学士(臨床検査学)の学位を授与することを方針として定めた。

#### 臨床検査学科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

臨床検査学科では、以下に示された能力を卒業までに修得することを重視して成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認め、学士(臨床検査学)の学位を授与する。

- 1 豊かな人間性と高い倫理観を身に付けている。
- 2 臨床検査に必要な専門的な知識・技術と実践能力を身に付けている。
- 3 臨床検査学発展のために、自らの能力の向上に努め、データ管理力や科学的思考力を用いて研究できる基礎的能力を身に付けている。
- 4 国際感覚を備え、臨床検査を通して、地域社会に広く貢献できる能力を身に付けている。
- 5 医療・環境・食品・保健分野などで、他職種と連携しながら、幅広く活躍できる能力を身に付けている。

#### <大学院/研究科>

従来、学位授与方針は明示していなかったが、平成27年度において、保健医療学専攻を看護学専攻と臨床検査学専攻の2専攻に改組して、博士後期課程の設置認可申請及び博士前期課程の設置届出申請に伴い、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定した。

臨床検査学専攻博士後期課程においては、臨床検査学の高度な専門的能力と広範な専門知識、さらに科学的検証能力を備えた人材を育成することを教育目標に、学位授与方針を定めた。

臨床検査学専攻博士前期課程及び看護学専攻修士課程においては、高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人として、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供できる能力を修得することを教育目標に、学位授与方針を定めた。

#### 研究科臨床検査学専攻博士後期課程の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で、主論文(1編)を英文で作成し、査読制度のある国際又は全国学会誌に投稿、査読を経て単著又は共著筆頭の原著として発表する(印刷中の論文については、その旨記入し、アクセプトされたことが分かる証明書を添付する)。なお、主論文に関連する副論文(申請者が筆頭著者・共著者が入っている論文)の添付が望ましい。論文審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に臨床検査学の博士学位を授与する。

- 1 臨床検査学領域における問題を発見し、解決に導く能力を有し、自ら研究仮説の立案、研究の遂行、仮説の実証ができること。
- 2 自らの研究について、社会への説明能力があり、国際又は全国学会誌に研究成果を発表できること。

#### 研究科臨床検査学専攻博士前期課程の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で、修士論文を作成し、本研究科が行う修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に臨床検査学の修士学位を授与する。

- 1 国際専門誌の読解力を備え、全国学会でも研究を発表する能力があること。
- 2 研究テーマに自主性や独創性があり、研究仮説の立案から実証までのすべての過程の説明能力を有すること。

#### 研究科看護学専攻修士課程の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で修士論文を作成し、本研究科が行う修士論文についての研究成果、修士論文の審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に看護学の修士学位を授与する。

- 1 看護実践能力の向上を目指し、より専門性、独創性を重視した新しい看護実践方法を探究し、チーム医療の場でリーダーシップが発揮できる能力を修得していること。
- 2 看護学の発展に貢献するために、看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用した教育・研究・実践ができる能力を修得していること。

## (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

### <大学/学部>

平成28年度、上記の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)の策定に併せて、看護学科、臨床検査学科ごとに、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定めた。

#### 看護学科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

カリキュラム全体は、「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3つの柱で構成し、科学的思考力、創造性及び倫理観が看護実践能力に統合できるように科目配置する。

進級に関しては、各学年で定められた単位を修得する必要がある「進級制」を採用する。

- 1 「教養教育科目」は、幅広い教養と豊かな人間性を養うことを目的として、人文科学、社会科学、自然科学、外国語、情報科学、教養ゼミナールに区分して、科目設定する。レポートと筆記試験によって総合的に評価する。

- 2 「専門基礎科目」は、人間の健康と環境の理解を目的として、人体の構造と機能、疾病と治療に関する科目及び生活環境や社会保障制度に関する科目を設定する。レポートと筆記試験によって総合的に評価する。

- 3 「専門科目」では、看護学の専門的知識・技能を基礎から応用に向かって段階的に修得できるように、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」及び「地域看護学」に区分する。

各看護学では、講義・演習・実習の教育形態で授業展開しグループワークを多く取り入れる。

実習前の学内演習では、事例を対象にした看護計画立案や看護技術に取り組み、個人の知識・技能の修得に対して筆記試験と実技試験で評価する。

- 4 看護学の臨地実習は、4年間で段階的に看護実践能力が発達するように配置する。

1年次と2年次には「基礎看護学」を履修し、3年次で対象を拡大して「成人看護学」、「老年看護学」、「母性看護学」及び「小児看護学」を履修する。

4年次前期で場を拡大して、「精神看護学」、「在宅看護学」、「地域看護学」を履修し、後期の「総合実習」で、チーム医療に必要な総合的な看護実践能力の修得を目指すとともに、卒業前の課題を明確にする。

臨地実習は、「人間関係形成能力」、「科学的思考と問題解決能力」、「看護技術の応用力」及び「倫理的な判断と行動力」の側面で、看護実践能力を評価する。

実習終了後のレポートで実践経験を深く吟味し、評価表に基づいて実践パフォーマンスを客観的に評価して自己課題を明確にする。

- 5 4年次には、応用看護学から関心ある科目を選択し、また「専門ゼミナール」での看護研究と併せて、主体的学習の最終課題に取り組む。

看護研究を卒業論文として完成させ研究能力を評価する。

保健師教育課程は、選択した学生のみが3年次と4年次で「公衆衛生看護学」を履修し、実習と「専門ゼミナール」での看護研究を併せて保健師に必要な実践能力を評価する。

#### 臨床検査学科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

臨床検査学科では、「教養教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3つの柱で構成し、豊かな教養と科学的思考に基づいた知識・技術及び総合的実践能力が修得できるように科目配置する。

進級に関しては、各学年で定められた単位を修得する必要がある「進級制」を採用する。

- 1 「教養教育科目」は、豊かな人間性と教養を培い、情報化、国際化など時代の変化に的確に対応できる能力を培う科目で構成する。

特に検査データ管理に必要な「情報科学Ⅰ・Ⅱ・演習」は必修とし、知識、応用、実践能力を高めるように指導し、演習課題で成果を評価する。

さらに「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、生命や健康に関するロールプレイやグループワークの課題から、医学英語の実用表現を学び、討議内容により評価する。

- 2 「専門基礎科目」は、健康、疾病、病態を広く理解するため、人体の構造と機能を系統的に理解し、臨床検査についての専門知識、技術、医療チームとしての役割、他職種との連携を学ぶ目的で構成する。

専門科目に繋がる基礎となる科目は、ほとんどが定期試験により評価する。

さらに、国際的視野を広げるために、「国際保健論」と「国際環境論」を設け、他職種との連携のために、「組織論」と「チーム医療論」を設ける。これらの科目は、グループ討議、グループワーク、課題発表により評価する。

- 3 「専門科目」は、臨床検査学主要科目の講義、学内実習を中心に、検査結果を総合的・多角的に判断分析、管理運営する基礎能力及び検査技術の修得を目的とし、グループ討議、課題学習、レポート提出および定期試験で評価する。

さらに、臨地実習前には、実習に必要な知識、実技、接遇能力の確認、補填を行い、一定レベル以上の能力獲得評価を行う。

「臨地実習」は、臨地実習ガイドラインをもとにした実習施設とのプログラム確認により、総合的実践能力を高めるように編成する。

「臨地実習」の成果は、実習施設の教科ごとの責任者の評価と学内での最終試験により総合的に評価する。

医療の高度化や社会環境の変化に対応すべく、「検診検査学」、「救急医療概論」、「生殖補助医療技術論」、「医療経済学」、「リスクマネジメント」、「知的財産法」、「健康食品学」などの科目についても、履修可能な体制をとっている。

さらに、所定科目履修者は、在学中に、健康食品管理士、遺伝子分析科学認定士及び食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格取得が可能となる体制をとっている。

「卒業研究」は、少人数グループ制で実施することで、科学的思考力、データ管理能力を高めるような指導を行い、抄録提出と学内発表等から評価する。

## ＜大学院/研究科＞

平成27年度において、上記の博士後期課程の設置認可申請及び博士前期課程の設置届出申請の際に、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定めた。

### 研究科臨床検査学専攻博士後期課程の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

保健医療学研究科の教育研究理念、臨床検査学専攻の教育目的に則って、臨床検査学の学術的基盤に基づいた高度な専門性と学際性とのバランスを図り、研究領域における教育・研究・実践の深化と発展を目指し、さらにこれを科学的に究めて新規かつ独創的な研究成果を発信できる人材、すなわち、臨床検査学の高度な専門知識と広範な専門知識、更に科学的検証能力を備えた人材を育成するために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成する。

「専門科目」と「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」で構成し、「専門科目」は、1年次の前期に、臨床検査に関する幅広い研究テーマの研究課程における研究方法論を学修する「臨床検査学研究方法論」を必修科目として1科目、後期に高度医療専門職に必要なとされる能力の獲得を目指し研究領域の教育研究について学修する4科目(「病原因子解析検査技術論」、「病理病態検査技術論」、「神経生理機能検査技術論」、「医電話検査技術論」)を選択科目として、それぞれ配置する。「専門科目」は、2科目4単位以上の修得とする。さらに個々の研究テーマについて独創的な視点から、研究仮説及び計画の立案、実験・解析・考察、仮説の立証を通して学位論文を完成させる、「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、3科目6単位の必修科目として配置する。

- 1 「臨床検査学研究方法論」は、臨床検査に関する幅広い視野を有する教育者・研究者を育成するために、臨床検査に関する幅広い研究テーマに関する質の高い国際専門雑誌の英語論文抄読を行い、仮説の立案から仮説の科学的な検証に至るまでの研究課程における研究方法論について学修する。
- 2 「病原因子解析検査技術論」は、細菌感染症に対して抗菌薬を用いない全く新しい治療法の開発に繋げるための宿主-病原微生物相互作用研究やⅢ型分泌機構研究について学修する。
- 3 「病理病態検査技術論」は、消化器癌や乳癌等における癌の分子病理細胞診断に必要な技術と知識を深め、細胞接着因子の発現と上皮間葉転換による癌の浸潤、転移、悪性度に関する分子機構の解析について学修する。
- 4 「神経生理機能検査技術論」は、神経変性疾患における活性酸素の役割や天然化学物質の生体内情報伝達機構への影響とその作用機序について学修する。
- 5 「遺伝子検査技術論」は、遺伝子検査技術、遺伝学の基礎知識を更に深め、効率的な遺伝子検査の開発や遺伝子情報に関する情報リテラシーについて学修する。
- 6 「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、必修の3科目6単位とし、開講は通年、1年次はⅠ、2年次はⅡ、3年次はⅢを配置し、それぞれ研究過程並びに博士論文作成過程の進度別に明示した3段階の到達水準を達成して進む順序性を設定する。満たない場合は、学修期間は4年、5年と延長する研究指導体制とする。
- 7 本専攻と看護学専攻の共通の教育企画として、「合同セミナー」を実施する。この「合同セミナー」では、特別研究や博士論文作成過程での課題を発表し、両専攻の院生が相互に討論できるように各年次に実施する。また、特色として、専門分野における豊かな学識を有する者を招聘しグローバルな視点から、教育・研究・実践への動機づけが得られる教育研修を企画し、多様な観点から専門的な研究指導と学際的な研究指導が受けられる体制とする。

#### 研究科臨床検査学専攻博士前期課程の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

保健医療学研究科の教育目的、臨床検査学専攻の教育目的に則って、臨床検査技師の役割と機能が拡大・多様化するなかで、高度先進医療への対応と新しい検査技術の開発、感染症や生活習慣病などの疾病予防と健康増進に貢献できる高度専門職業人としての臨床検査技師を育成するために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成する。

臨床検査学専攻は、病態機能検査学及び病因解析検査学の2領域で構成する。

専攻共通科目8単位以上(必修6単位、選択2単位以上)、専門共通科目4単位以上、専門領域科目8単位以上(選択した特別研究が属する領域科目から特論2単位及び演習2単位、さらに他の領域科目も含め4単位以上)、特別研究10単位の合計30単位以上を修得とする。

- 1 病態機能検査学領域では、神経系、循環器、呼吸器、腎機能など種々の生理機能検査や病理学的・細胞学的検査に基づく病態の解析法について学修する。
- 2 病因解析検査学領域では、病原微生物、生態防御に関わる免疫系、生体の代謝に必要な生化学的マーカー、遺伝子・染色体及びその関連物質等、病気を引き起こす要因について、より専門性を深め、病因を解析するための臨床検査学について学修する。
- 3 環境・食品などの健康科学分野において、科学的な検証システムの構築などを通して人々の健康志向への対応や健康増進に貢献できる方法について学修する。
- 4 膨大な量の検査情報を効率よく管理し、病態解析や病因解析に有効に利用するための検査情報管理法や検査部の管理運営法についても専門性を深め、検査部門における管理指導的役割について学修する。
- 5 特別研究は、研究課題となる専門領域科目の特論と演習における学修に連動した研究を遂行し、専門性を深く探究した修士論文を完成とする。

#### 研究科看護学専攻修士課程の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

保健医療学研究科の教育目的、看護学専攻の教育目的に則って、高度先進医療を担うことができる質の高い看護実践能力を持ち、地域の保健医療活動に貢献するとともに、看護実践、看護教育、看護研究の開拓ができる高度専門職業人としての看護師、助産師、保健師並びに高度な看護実践の質保証や活動の拡大に取り組む専門看護師を育成するために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成する。

看護学専攻は、研究コースの基盤開発看護学、健康生活支援看護学、次世代育成看護学の3領域と、専門看護師コースの精神看護で構成する。

研究コースでは、専攻共通科目8単位以上(必修6単位、選択2単位以上)、専門共通科目8単位以上、専門領域科目4単位以上、特別研究10単位の合計30単位以上を修得する。

専門看護師コースでは、専攻共通科目2単位以上(必修2単位)、専門共通科目10単位以上、専攻分野共通科目16単位、実習科目6単位、課題研究4単位の合計38単位以上を修得する。

- 1 基盤開発看護学領域では、「個人が看護の学習や仕事を通して自己実現のプロセスをたどるキャリア開発」、「看護組織の人的資源である個人と集団の潜在能力を顕在化していく能力開発」、「看護組織の個人能力を開発し、それを組織能力に結実させていく人材開発」について学修する。
- 2 健康生活支援看護学領域では、健康増進の観点から、地域に暮らす高齢者や精神的、身体的健康障害を有する人など様々な生活者とその家族並びに共同体などに対して、

自立した生活能力と健康管理能力を育み、それぞれの立場でより主体的な健康生活を支援する看護について学修する。

- 3 次世代育成看護学領域では、次世代の育成を支援する観点から、周産期の妊産褥婦、親や家族の健康と子どもの発達支援、学童期・思春期からのヘルスプロモーション教育の実践及び乳幼児虐待予防など、育児に伴う様々な問題を考察、解決し、子育て支援の方法について学修する。
- 4 専門看護師(精神看護)では、精神看護アセスメント論及び精神看護セラピー・精神看護援助論などの知識と技術を統合し、精神看護の専門看護師に必要な高度な実践能力を展開する方法について学修する。
- 5 特別研究は、研究課題となる専門領域科目の特論と演習における学修に連動した研究を遂行し、専門性を深く探究した修士論文を完成とする。課題研究は、精神看護の専門看護師としての専門性を深く探究した修士論文を完成とする。

- (3) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員及び学生等)に周知され、社会に公表されているか。

#### <大学/学部>

今回策定したディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては、総務企画委員会を中心として教員の多くが参加して検討し、教育目標及びアドミッション・ポリシーと併せて、平成28年7月のオープンキャンパスにて高校生と保護者に説明した。また、大学ホームページ、大学概要(根拠資料4-1-3-1)で社会に公表し、高校訪問の際にも説明した。

教員には、教授会で決定した後、各学科の会議等で説明周知した。さらに、次年度のシラバスを作成の際に、担当科目の学習目標と教育内容・教育方法及び成績評価方法に反映させるよう説明した。

学生には、学生便覧とシラバスに記載し、4月の新入生オリエンテーション及び各学年の履修ガイダンスの際に、学年担任教員等から説明周知することとしている。

#### <大学院/研究科>

教員には、研究科委員会での審議の後、説明周知を行い、年度末に次年度の大学院ガイドとシラバスの作成依頼と配付を行い、共通理解を図っている。学生には、年度当初のガイダンスにおいて、分野長が大学院ガイドとシラバス等で説明を行い、周知している。

臨床検査学専攻博士前期課程及び看護学専攻修士課程に関しては、平成29年度大学院学生募集要項(根拠資料4-1-3-2)に記載して公表したところである。

博士後期課程の設置は、平成28年12月28日に認可されたところであり、今後、大学ホームページ、大学院ガイド、学生募集要項等で公表する。

- (4) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

#### <大学/学部>

平成16年4月の開学以来、保健師・助産師・看護師及び臨床検査技師の国家試験受験資格に係る養成所指定規則の変更の際には、各学科のカリキュラム委員を中心に、教育目標と教育課程の編成に関する検討や見直しを行ってきた。また、平成22年度の自己点検・評

価並びに大学認証評価、平成25年度の自己点検・評価を通して検証を行ってきた。

そして平成28年度、3つのポリシー策定に当たり、現行カリキュラムのねらいや意図を確認しポリシーとして明示した。

ポリシーの策定に伴って、「3つのポリシーの改正に関する申合せ事項」(根拠資料4-1-4-1)を制定し、少なくとも5年を経過した際に、学長が総務企画委員会に対して見直しの必要性について検討するよう指示するものとし、定期的に検証を実施する体制は整備されている。

看護学科では、看護師の看護実践能力の強化をねらいとして保健師助産師看護師法指定規則が一部改正(平成23年4月1日施行)となり、また同年、学部での助産師教育課程を廃止したことに伴い、平成24年度入学生から教育課程の一部変更と保健師教育課程選択制を導入した。このような教育課程の一部変更の際には、カリキュラム検討委員会を毎年6～12回開催し、検討された内容を看護学科教員会議や看護学科教授会に報告するとともに、議事録として共有し、各教員からの意見により再検討を重ね、常に見直し修正ができる仕組みを構築し定期的に検証を行っている。

さらに、平成23年に日本看護系大学協議会から「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」(文部科学省委託研究)が示された。これを契機に、平成25年度からカリキュラムプロジェクトチームを立ち上げて、看護実践能力をコアにした統合カリキュラムとして抜本的に改革する方向で、教育目標をはじめとした教育全体を検討中である。

臨床検査学科では、臨床検査技師等に関する法律の改正(平成27年4月1日施行)に伴い、平成28年度入学生から教育課程を一部変更している。さらに、平成28年度から、将来の臨床検査に必要と考えられる新科目の導入やシラバス構成の流れについて、学科内教員で、チーム編成を行い討議しながら、見直し修正の方針を検討している。

### <大学院/研究科>

平成22年から定期的な検証については、研究科小委員会と各分野会議で協議を行い、適宜、研究科委員会で審議し検証している。特に6月上旬に次年度の学生募集要項、毎年1月下旬の次年度のシラバス作成時には、審議して検証している。また、前期と後期の授業終了期に、学生との意見交換から修学ニーズの把握等を行い、教員は教育目標に基づいた教育課程が展開できているかどうか、その適切性について検証している。

平成29年度から、臨床検査学専攻博士後期課程、博士前期課程及び看護学専攻修士課程の構成となるが、同様の対応を行う予定である。

## 2. 点検・評価

### ●基準4(1)の充足状況

平成28年度において、教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページや各種印刷物により社会に公表しているところであり、また、教員には、ポリシーをシラバス作成及び教育活動に浸透させるように説明周知し、学生には次年度4月に説明する。

このように、現在、ポリシーを策定したばかりで学内外への浸透は途上であるが、これらの広報活動によって、また、少なくとも5年を経過した際に検証を実施する体制を整備



しており、同基準はおおむね充足に向けて進められている。

① 効果が上がっている事項

平成16年度の開学以来、教育目標と教育課程及び卒業要件については、概要と要点をわかりやすく学生便覧及び大学概要、大学案内に明示してきた。平成28年度3つのポリシー策定に当たり、各学科の教員が看護学および臨床検査学の学問と実践の特性を踏まえて教育方針を明確にできたことは意義深いことである。

② 改善すべき事項

大学全体が、ディプロマ・ポリシーに示した能力を保証するために教育活動を展開するという考え方に慣れておらず、今後は、ディプロマ・ポリシーが示す能力を反映した具体的な学習成果を明らかにし、その評価方法等を検討していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

ポリシー等の策定と表明は、大学が自覚と責任をもって学部教育の評価改善プロセスを展開するための第一歩である。教員がこの意義を十分に認識して教育実践に取り組むことが重要であるため、教員会議等で周知徹底していく。

② 改善すべき事項

高等教育改革が推し進められている中、保健医療を取り巻く環境変化や社会ニーズを素早く把握して、教育目標や策定したポリシーを学内で検証するための具体的なしくみの構築について平成29年度から全学において検討を進める。また、教員の教育実践に結びつくようなFD活動を検討する。

4. 根拠資料

4-1-3-1 大学概要 (既出1-2-3)

4-1-3-2 平成29年度大学院学生募集要項

4-1-4-1 3つのポリシーの改正に関する申合せ事項 (既出1-3-1)

## 第2節 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### <大学/学部>

従来から、各学科等において、国家資格を取得するために必要な授業科目を体系的に配置し、教育課程を編成しており、平成28年度において、ディプロマ・ポリシーに基づき、従来の教育課程を包含した教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定したことから、授業科目は適切に開設され、体系的に編成されたものとなっている。

看護学科では、学生が看護実践に必要な看護学の専門的知識・技術を系統的・段階的に修得でき、看護専門職として成長できるよう系統的に科目を配置している。1・2年次では、人間と環境を多角的に理解し視野を広げるための教養教育科目と専門基礎科目を中心に配置し、看護学の専門科目の学習を段階的に増やすようにしている。3・4年次では、専門科目を中心に配置するとともに、看護研究の基礎的能力についても獲得できるよう科目を配置している。

専門科目は、平成21年度から、看護実践能力の強化を目指して、科目の配当年次や構成及び単位数の変更、各臨地実習の単位数及び実施時期等を一部変更している。さらに、平成23年の保健師助産師看護師法指定規則の一部改正に伴う教育課程の見直しと助産学専攻科設置に伴う助産師選択課程廃止、平成24年度入学生からの保健師教育課程選択制導入に伴い一部変更している。

臨床検査学科では、豊かな教養と科学的思考に基づき、臨床検査に関する高度な専門知識と技術を修得し、医療チームの一員として社会の要請に的確に対応できる人材を育成することを目指している。その方針に従い、1・2年次に教養科目と専門基礎科目を中心に配置し、3・4年次では多くの専門科目を配置するとともに、実習や臨地実習を行っている。さらに、科学的思考力や課題解決能力を習得する目的で、「教養ゼミ」や「卒業研究」を少人数によるゼミ形式の教育を通じて入学から卒業に至るまで一貫して行っている。授業科目は、臨床検査学の基本となる理論、方法論、技術を学ぶ専門基礎科目と、臨床検査について専門的な知識・技術について学習する専門科目から構成され、授業科目を適切に配置し、体系的に編成している。

#### <大学院/研究科>

保健医療学専攻の授業科目は、専攻共通科目と看護学分野の専門共通科目9科目、臨床検査学分野の専門共通科目5科目で構成している。共通科目は両分野の研究の基盤となり、修士論文作成に必要な基本的知識や技術を修得する科目であることから1年次に配置している。

専門領域科目には、看護学分野では基盤開発看護学領域、健康生活支援看護学領域と次世代育成看護学領域の科目を置き、また臨床検査学分野では病態機能検査学領域と病因解析検査学領域の科目を配置している。専門領域科目は特論、演習を行い、それぞれ研究教育分野での理解を深めるための科目を配置している。専門看護師コースは、以上の科目に加えて専攻分野共通科目を配置している。さらに、2年次では10単位の保健医療学特別研究を必修として配置し、それぞれの領域における独自の課題についての研究を深め、修士

論文としてまとめ、作成を行うなど、修士論文作成に向けての順序性を持ち、体系的な編成となっている。

なお、平成29年度から新たに博士後期課程臨床検査学専攻を設置することとしており、博士前期課程の2領域を継承し、教員の研究指導実績や研究指導領域に基づいて、病態機能検査学領域では「病理病態検査技術論」「神経生理機能検査技術論」を、病因解析検査学領域では「病原因子解析検査技術論」「遺伝子検査技術論」の4つの専門科目に特化している。

## (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### <大学/学部>

各授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づいて、各学科の教育課程に相応しい教育内容を提供している。

両学科に共通する教養科目を初年次教育として1年次に配置している。教養教育科目は、幅広い教養と豊かな人間性を養うことと、科学的思考や情報化、国際化など時代の変化に的確に対応できる能力を養うことを目的とする授業科目で構成されている。主なものは、生命の尊厳と倫理観を培うための「哲学」「倫理学」などの人文科学系科目と、人間と社会を幅広く理解する「社会学」「経済学」などの社会科学系科目を配置している。

また、高大連携に配慮した授業内容では、科学的思考に基づく問題解決の基礎能力を身につけるために「物理学」「化学」「生物学」などの自然科学系科目、情報化社会に対応できるように「情報科学」とコンピューターの基本操作を習得する科目を配置している。一方、国際的視野を持って活動するための基礎能力として「英語」「中国語」を配置している。

さらに、健康的な生活習慣の一つとして運動の重要性を理解し、スポーツを医学的、生理学的、運動学的視点から学び、自らの健康管理とともに、地域の健康活動への貢献を目指して「健康科学」を配置している。また、学生自らが問題意識を持ち、主体的な課題解決学習を支援する総合科目として「教養ゼミナール」を配置している(根拠資料4-2-2-1)。

平成22年度大学認証評価の結果を受け、学部の教育目標に掲げられている「高い倫理観」、「科学的思考力」、「国際的視野」の形成に向けて、教務委員会が各教員に周知徹底したことにより、認証評価当時は「倫理学」の履修が少ない状況であったが、平成25年度75%、平成26年度79%、平成27年度91%と履修者が9割を超えた。また、「科学的思考力の育成」を意図した科目においても、授業のねらいをシラバスに明示した。特に、「教養ゼミナール」から「専門ゼミナール」「卒業研究」へと段階的に科学的思考力を発展させる学習や、科学的根拠の重視と批判的思考や分析的思考を活用した演習や実習の科目において、その意図を明示し教育に反映させている。「国際化への進展に対応できる授業」としては、「中国語Ⅰ」の履修者は毎年8割を占めているが、選択科目である「英語Ⅲ・Ⅳ」「中国語Ⅱ」の履修者は少数であり、専門基礎科目である「国際保健論」や「国際環境論」も減少している(根拠資料4-2-2-2)。

その後、各学科において、以下の専門基礎科目、専門科目を配置しているが、これらの教育課程については、開設授業科目、履修方法、単位制度、単位の取得方法及び履修科目の届出、授業時間、試験と成績の評価及び単位の認定と進級、国家試験等受験資格の取得方法を学生便覧(根拠資料4-2-2-3)に明示し、入学時及び各学年での新年度ガイダンスで説明している。

## ＜看護学科＞

### ① 専門基礎科目

専門基礎科目は、看護の対象である人間及び人間生活と健康を広く深く理解する科目を配置している。具体的には「人体の構造と機能」「疾病と治療」「病理学」「医療とME機器」など疾病の成り立ちと回復促進を理解するための科目、「保健医療制度論」「生活環境学」「国際環境論」「疫学」「人間工学」「医療経済学」「生涯発達学」など人間生活を取り巻く制度や環境、健康の実態を理解するための科目を配置している。また、国際的な視点で健康問題を捉える能力を養うため「国際保健論」「国際環境論」を配置している。さらに、近年、チーム医療の推進が課題となり、看護職はチームの調整役を担うことから「チーム医療論」を必修科目とし「組織論」も選択で配置している。

専門基礎科目は27単位以上の単位取得を卒業要件とし、そのうち3単位以上を選択科目から履修することとしている(根拠資料4-2-2-4)。なお、選択科目については、履修希望が少ない科目もある(根拠資料4-2-2-5)。

### ② 専門科目

専門科目は、看護学の8領域(基礎看護学、地域及び公衆衛生看護学、在宅看護学、精神看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学)と、応用看護学と臨地実習に区分して、看護実践能力に必要な看護学の知識技術に関する教育内容を提供している(根拠資料4-2-2-6)。

基礎看護学は、すべての看護学の基盤と位置づけ、「看護学原論(概論と倫理)」「対象理解と人間関係」「看護過程」「看護技術」を学習の柱として、体系的に展開している。

基礎看護学の学習を土台にして、その上に、他の7つの看護学特有の知識と技術を効果的に学べるように順序性を考慮して構造化している。

また、少子高齢化の進展や医療の高度化・専門分化、施設内医療から在宅医療へのシフトなど、社会の変化に対応でき、あらゆる対象や場に応じた看護実践能力を培うために、応用看護学に「家族看護論」を必修科目として配置し、選択科目として「災害看護論」「看護トピックス」「看護政策論」「国際看護論」を配置している。

平成21年度入学生から、看護実践能力の強化を目指して、基礎看護学、老年看護学、小児看護学の配当年次や構成及び単位数の変更、各看護学実習の単位数及び実施時期等の変更を行った。

また、看護研究の基礎的能力獲得を目指して、3年次に「看護研究方法論」2単位を追加し、4年次の「専門ゼミナール」での看護研究と連動させている。

看護学教育において看護学実習は看護実践能力の獲得に不可欠であり、講義・演習・実習の関連性を重視して、実習科目を段階的に配置している。

第一段階では、看護職の役割と看護の継続性を学ぶために、1年次から「基礎看護学実習Ⅰ」を配置し、2年次には、「人間関係形成能力」、「科学的思考と問題解決能力」、「看護技術の応用力」、「倫理的な判断と行動力」の基本を修得するために、「基礎看護学実習Ⅱ」を配置している。

第二段階では、人間のライフサイクルと健康レベルに応じた看護実践を学ぶために、3年次に「成人看護学実習」「老年看護学実習」「母性看護学実習」「小児看護学実習」を配置している。4年次には看護の対象と場を地域社会全体に拡大し、地域に貢献できる看護実践能力の獲得を目指して、「精神看護学実習」「在宅看護学実習」「地域連携看護学実習」を配置している。

保健師教育課程を選択する場合は、「地域連携看護学実習」を履修せずに「公衆衛生看護学実習」を履修することとしている。

第三段階では、既習の学習を統合し、看護ケアのマネジメントとしての看護実践能力の獲得を目指した「総合実習」を配置している。

専門科目における卒業要件は、臨地実習を含め73単位以上の単位取得であり、そのうち5単位以上は選択科目から履修することとしている。

なお、選択科目については、履修希望が少ない科目もある(根拠資料4-2-2-7)。

## <臨床検査学科>

### ① 専門基礎科目

1～2年次の専門基礎科目は、「解剖学」「生理学」「生化学」「医療概論」などの医療系基礎科目に加え、「生命科学概論」や医療機器の基礎科目としての「医用電子工学・演習」の配置、さらに各種検査機器、コンピュータシステムの導入・運用の進展予測のため、「検査機器概論」「医療情報処理学」などについて深く学べるように工夫している。また、「瀬戸内圏環境論」「国際保健論」を学んだ後、生活を取り巻く環境をより理解するため「公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「社会福祉学」「食品衛生学」を配置している。「チーム医療論」は、両学科共同で開講し、職種が異なる学生同士が将来の医療現場で共同参画するチーム医療の在り方や対応法についても学習する。

4年次では、選択科目として臨床に繋がる「保健医療制度論Ⅰ」や「医療経済学」を配置している。専門基礎科目は、必須21単位、選択6単位の27単位以上を卒業要件としている(根拠資料4-2-2-8)。

なお、選択科目については、履修希望が少ない科目もある(根拠資料4-2-2-9)。

### ② 専門科目

早期に臨床検査学への興味やモチベーションを高めることを目的とし、「検査学概論」「臨床検査体験実習」「病理病態学」「臨床医学Ⅰ」を1年次で配置している。また、医療人としての知識や医の心を学ぶ「医療概論」は、看護学科学生とともに学べるよう工夫している(根拠資料4-2-2-10)。

2年次の専門科目は、生体分析検査学、形態検査学、検査情報解析検査学など各主要部門の22科目を配置している。臨床検査についての主要な専門知識や技術を学ぶため、前期には、「病態化学分析検査学」「微生物検査学」「血液検査学Ⅰ」「生体画像情報検査学」などを、後期からは「一般検査学」「血液検査学Ⅱ」「高感度分析検査学実習」「分子生物学実習」「生体機能検査学実習」「細菌検査学実習」「医動物検査学演習」などを配置している。「チーム医療論」は、両学科共同で開講し、職種が異なる学生同士が将来の医療現場で共同参画するチーム医療の在り方や対応法についても学習する。

3年次の専門科目は、臨地実習を含む専門科目26科目を配置している。生体分析検査学では「臨床遺伝子検査学実習」や「輸血・移植検査学実習」、検査情報解析検査学では「病態代謝機能検査学」や「生体制御機能検査学」など、形態検査学では「血液検査学実習」「病理検査学」などを配置している。また、健康食品分野などの予防医学分野においても幅広く活躍できるように、「健康食品学」「健康食品関係法規」を配置している。前期では、「病態代謝機能検査学」「血液検査学実習」「一般検査学実習」「生体試料分析検査学実習」「生体機能検査学実習」「病理検査学実習」「輸血・移植検査学実習」「臨床遺伝子検査学実習」などを学習することにより、検査結果を総合的、多角的に判断し、管理、運営できる基礎能力を養う。後期の「臨地実習」においては、臨床検査技師の具体的な業務を理解し、これまで学習してきた知識・技術を統合し、検査成績の総合評価ができる能力を養うとともに、専門職として医療における他職種と連携の必要性を学び、チーム医療における臨床検査技師の果たす役割について学ぶ。また、臨地実習と同じ時期に「専門ゼミナール」を配置し、卒業研究に繋がる研究テーマについて授業を展開している。

4年次では、「先端医療技術学」や「卒業研究」などの応用的・総合的な科目を中心とした専門科目10科目を配置している。臨床検査技師等に関する法改正(平成27年4月1日施行)に伴うカリキュラム改正を受け、平成28年度入学生から専門科目に「医療安全管理学」1単位を必須科目として追加した。前期には、科学的思考、問題解決能力を習得するため、卒業研究を開講している。学生自身が興味のある分野を選択して、少人数制の研究的な要素のある教育を約2か月間実施する。各々の指導教員のもとで、実験、データ整理、文献検索、文書作成などについて学び、実験成績を抄録や論文としてまとめる。卒業研究の目的は、実験の基本を学び、集中して考え、実践することで、将来、臨床検査業務の中で疑問を生じた時、検討し、研究できる能力を身につけることである。さらに、医療の多様化に対応するため、「検診検査学」「先端医療技術学」「救急医療概論」「生殖補助医療技術論」「医療経済学」「リスクマネジメント」「知的財産法」「検査情報解析学」「臨床検査管理運営学」などについて学び、指導者としての資質の向上と知識の習得につなげることとしている。

なお、選択科目については、履修希望が少ない科目もある(根拠資料4-2-2-11)。

### <大学院/研究科>

保健医療学専攻の教育課程では、看護学と臨床検査学の学問的な相互浸透行為により、専門分野の相乗効果を高める工夫として、「相乗効果の導入」から「相乗効果の発展」、そして新たな「相乗効果生成」への三段階を設定し学際的な教育・研究の実践に順序性を講じている(根拠資料4-2-2-12)。

まず、「相乗効果の導入」における必修の専攻共通科目として、授業の前期には「健康増進科学論」と「保健医療福祉論」、後期には「チーム医療特論」を配置している。また、選択の専攻共通科目では、国際社会に貢献する教育・研究者の育成を目指すため「英文献講読」を、多職種間での討議や共有する学問の体系化を目指して、「疫学・統計学」「生命・医療倫理論」を配置している。

次に、「相乗効果の発展」における両分野で選択が可能な専門共通科目として、後期において「健康心理看護学特論」と「家族発達支援方法論」を配置している。

加えて、「相乗効果の生成」における専門領域科目として、修士論文の作成をめざした「特

別研究」の指導担当教員の専門領域を選択し、履修できるよう配置している。

「英文献講読」は、入学ガイダンスで履修の必要性を説明してほぼ全員が履修できているが、選択科目で履修希望が少ない科目もある(根拠資料 4-2-2-13)。最近2年以上に履修者が見られない科目は、「疫学・統計学」「健康心理看護学特論」「健康生活支援方法論」「家族発達支援方法論」「看護管理学特論」「食理学」となっているが、担当教員が履修指導を行っているものの、学生が研究課題に従って科目を選択しているためと思われる。

なお、新たに設置する博士後期課程臨床検査学専攻では、博士前期課程を発展的に深化、継承し、臨床検査学の高度な専門的能力と広範な専門知識、さらに科学的検証能力を備えた人材である高度医療専門職を育成するために、専門共通科目、専門科目と臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで構成する。専門共通科目では、1年次前期に臨床検査に関する幅広い研究方法論を学修する「臨床検査学研究方法論」を必修科目とし、専門科目では、1年次後期に高度医療専門職に必要とされる能力の獲得を目指し研究領域の教育研究について学修する「病理病態検査技術論」「神経生理機能検査技術論」「病原因子解析検査技術論」「遺伝子検査技術論」を選択科目とし、さらに、個々の研究テーマについて独創的な視点から研究仮説及び計画の立案、実験・解析・考察、仮説の立証を通して学位論文を完成させる「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を必修科目として配置することとしている。専門共通科目必修2単位、専門科目選択2単位以上計4単位以上、「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」6単位を修了要件としている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準4(2)の充足状況

平成16年度開学以来、各学科の専門職養成に必要な授業科目を順序性や段階を踏まえて体系的に編成して教育提供してきたが、平成22年度に(財)大学基準協会の認証評価を受審した際には、学部の教育目標である「高い倫理観」、「科学的思考力」及び「国際的視野」の形成などを達成するための、体系的なカリキュラム構築への課題が指摘された。

この課題に対して、関連する選択科目への履修指導と可能な範囲で現行シラバスに取り入れて教育するという対策をとった。その結果、選択科目の履修者が増加し、「倫理観」「科学的思考」「国際的視野」を意図した教育が提供されるようになった。

同基準については、従来の教育目標と教育課程に基づいて、授業科目を適切に体系的に編成、提供してきており、おおむね充たされている。しかし、平成28年度において、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定したところであり、現在、これらの新たなポリシーに基づいた同基準は十分に、充足されているとは言い難い。今後、学内の取組が進められ、これに沿った科目の再編成と教育内容の点検評価及び課題解決が期待できる。

### ① 効果が上がっている事項

#### <大学/学部>

新たに策定したディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、看護学科と臨床検査学科、各々の学問の特性及び社会ニーズの変化等を踏まえた独自なものであるため、各学科でカリキュラム検討を行っている。

看護学科では、学内での学習が臨地実習での看護実践能力の習得に繋がっていないことが問題になり、平成25年度から「看護実践能力をコアにした統合カリキュラム」の構築を目

指したプロジェクトチームが中心となって、保健師教育を除いて4年間で看護師に必要な看護実践能力の基礎を育成する方向でカリキュラム作成に取り組んでいる。その結果、カリキュラム変更の趣旨を明確にし、新たな教育課程に基づく各科目のシラバスがおおむね完成したところである。

臨床検査学科では、平成26年度から学科内にカリキュラム検討委員会を立ち上げ、検討を行い、臨地実習とOSCE (Objective Structured Clinical Examination) , 高校における履修科目の格差、課外科目の単位化などの問題点が明確化した。これをもとに、平成28年度に教育課程・教育内容・教育方法の検討を学科全体で取り組む体制が整った。

## ② 改善すべき事項

### <大学/学部>

新たに策定したディプロマ・ポリシーは、各学科によって異なるものである。「倫理観」と「科学的思考」については両学科共にディプロマ・ポリシーに入れているが、看護学科は「国際的視野」を含めていない。「国際化への進展に対応できる授業」は、両学科共通科目として「英語Ⅲ・Ⅳ」「中国語Ⅱ」「国際保健論」「国際環境論」を配置しているが、履修者が減少傾向にある。

今後、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の再配置や共通科目の見直しが必要である。

### <大学院/研究科>

研究科における教育課程の編成や教育内容については、平成29年度から博士課程(前期・後期)への移行することに伴い、博士前期課程において、理念・教育目的に基づいた水準の高い到達度となっていることを検証することが必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### <大学/学部>

現在、各学科のプロジェクトチームが中心になって、学科のディプロマ・ポリシーに沿った教育課程の修正及び構築に取り組んでいる。

看護学科では、「看護実践能力をコアにした統合カリキュラム」の構築に向けて検討を進めているところであるが、さらに、指定規則や分野別認証評価の動向を把握しつつ、平成31年度生からの新カリキュラム導入を目指して申請書類の作成に取り組んでいる。

臨床検査学科では、平成28年度に確立した学科全体での取組体制により、2つのプロジェクトチームが稼働している。プロジェクトは主に、カリキュラムの構成検討、新科目の開講を目的とするもので、平成30年度入学生適用のシラバス変更を第一目標とし、平成29年末を目途にさらなる検討を進めている。

### ② 改善すべき事項

#### <大学/学部>

各学科の教員会議を中心にしてカリキュラムの修正及び再構築に取り組んでいるが、その根拠となるデータ資料が不足している。特に、履修者が減少する科目の要因等の把握ができていない。そのため、学生及び教員を対象としたカリキュラムに関するアンケート等



による意識調査が必要である。具体的には、教務委員会が中心になって、ディプロマ・ポリシーに照らした各科目の必要性や重要度、科目の順序性や科目間の重複などを調査する必要がある、平成29年度から検討する。

#### <大学院/研究科>

平成29年度の博士後期課程を開設後、その状況も踏まえながら、博士前期課程での水準の設定の問題点及び到達度を検証するシステムを構築する。

#### 4. 根拠資料

- 4-2-2-1 教養教育科目
- 4-2-2-2 教養科目の履修状況
- 4-2-2-3 学生便覧 (既出1-2-1)
- 4-2-2-4 看護学科専門基礎科目
- 4-2-2-5 看護学科専門基礎科目(選択科目)の履修状況
- 4-2-2-6 看護学科専門科目
- 4-2-2-7 看護学科専門科目(選択科目)の履修状況
- 4-2-2-8 臨床検査学科専門基礎科目
- 4-2-2-9 臨床検査学科専門基礎科目(選択科目)の履修状況
- 4-2-2-10 臨床検査学科専門科目
- 4-2-2-11 臨床検査学科専門科目(選択科目)の履修状況
- 4-2-2-12 研究科授業科目
- 4-2-2-13 研究科授業科目の履修状況

### 第3節 教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

###### <大学/学部>

主な学習形態には、講義、演習(ゼミナールを含む。)、実験、実習がある。各教員は、授業の学習目標を設定し、目標達成に適した授業形態を採用し、さらに具体的な学習方法の工夫をしている。

例えば、座学としての講義形式だけでなく、学生個人や少人数に分けたグループに課題を与え、グループワーク、ディベート、プレゼンテーションに基づく討議、ロールプレイ、フィールドワーク、体験学習など、講義、演習、実験、実習における学習目標に見合った多様な方法を取り入れている。

平成28年度のシラバスにおいても学習目標に見合った様々な授業形態と学習方法を採用し実施している。体験学習やグループワークでは、その成果を学生がプレゼンテーション・ディスカッションすることで学生の主体性を促すようにしている。また、学内演習・実験では徹底した少人数教育が行われ、学生の到達度に応じた個別指導も多くの教員が実施している。

平成25～27年度の授業評価での「授業により自主学習が啓発された」の項目については、5点満点の平均3.5～5.0であった(根拠資料4-3-1-1)。

卒業研究は、学生個々の希望を考慮し、学科内で調整し、担当教員を決定している。卒業研究の目的は研究への関心を深め、研究する能力を習得することとし、研究結果は学内で発表し、より研究への関心を深め能力が高まるように討論する場を設けている。

看護学科での臨地実習は、シラバスに加えて、学生・教員・実習施設が共通理解できるように実習要項(根拠資料4-3-1-2)を作成して、これに基づいて授業展開している。実習目的や実習施設に応じて学生を2～3人又は5～6人程度のグループに編成し、専任の担当教員を配置して、施設側実習指導者と連携しながら指導に当たっている。

さらに、双方の指導者が共通理解して指導できるように指導要領を作成して指導のガイドラインとしている。

看護ケアの実施、学生カンファレンス、実習記録への助言指導を通して、学生が主体的に行動し経験を意味づけていけるように支援している。

また、主体的に思考し行動する能力などを育成するためには、できるだけ知識伝達型教育から転換して、学生の主体的学習や協同学習を促進させるためのさらなる教育方法の開発が必要であることから、現在、eラーニング導入や臨床場面の動画DVD作成などに取り組んでいる。

臨床検査学科での臨地実習は、単位認定教員、実習指導者及び学年担任による事前打ち合わせ後、臨地実習ガイダンスを学内及び臨地実習先で実施し、学生は2～3人のグループに分かれ、実習施設の指導者から指導を受ける。実習が開始されると、学年担任と単位認定教員が実習時に生じる課題や問題点を把握するため、必要に応じて施設を訪問し、施設側との打ち合わせや学生との連絡業務等に当たっている。この臨地実習は、平成28年度から4つの施設(香川県立中央病院、回生病院、高松赤十字病院、香川県環境保健研究セン

ター)で実施し、3病院では16週間(8日間・8部門)、センターでは2週間実施している。実習内容については、実習施設の指導者との緊密な協力体制のもと、学内実習との関係において効果的な実習となるよう努めている。実習後には、学年担任、実習指導者等で反省会を行い、学科会議で反省内容について情報共有し、問題点については、翌年度の課題として対応している。

### <大学院/研究科>

履修指導については、「特別研究」指導教員は学生が履修計画を立てるに当たり、専攻領域の専門科目、専攻領域以外の専門科目及び共通科目の中から履修する授業科目を計画的に選択できるように、修了後の進路も考慮して個別に指導を行っている。

また、学生が常に向上心をもって学問的な探究に取り組むことができるように、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師としての社会人経験や適性及び能力等を十分に勘案し、相互に意思疎通を図りながら履修指導を行っている。平成21年度の開学から今日まで、分野長が前期については入学時に、後期については前期終了時に全体的な履修指導を行った後、「特別研究」指導教員が個別指導を行っている。なお、履修指導に際しては、効果的な履修計画を立て、長期的な展望が可能ないように、看護学分野と臨床検査学分野の各4例、計8例の履修モデルを大学院ガイド(根拠資料4-3-1-3)で提示している。

授業形態については、講義、演習、実習などに関する具体的事項を、授業科目における教授学習案で提示、毎回の授業ごとの教育目標を明示している。主に、特論では、教員からの講義、学生からは学習課題に関するプレゼンテーションと全体討議を行っている。演習では、プレゼンテーションに基づく討議やフィールドワーク、また、特別研究に関する授業では、実習や実験を行い、教育目標の達成をめざした授業形態を取り入れている。

特別研究と修士論文作成の指導体制については、本大学院受験を希望した時点で、入学後に予定している専門領域の研究について、該当する担当予定教員との十分な事前相談を必須条件として募集要項に明記している。事前相談を行うことにより、学生と教員の間には入学前からの人間関係が育まれ、その後の効果的で継続的な指導を意図している。

入学後は、「香川県立保健医療大学大学院学位審査規程」(根拠資料4-3-1-4)、「修士学位取得要項」(根拠資料4-3-1-5)及び「研究指導及び学位審査に関する申合せ事項」(根拠資料4-3-1-6)に基づいて、計画的な学習が継続的に行われており、平成21年の開設時から今日まで、一般・社会人入学生すべてで、学生と教員の連携・協働体制のもと、看護学又は臨床検査学の修士学位を取得できている。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### <大学/学部>

全ての授業科目において、授業の目的、授業の進め方、授業内容としての授業スケジュール、成績評価の方法等を明示したシラバス(根拠資料4-3-2-1)を作成し、それに基づき授業を展開している。受講上の留意点およびオフィスアワーも明記し、学生の個別対応も行っている。

平成21年度授業評価では、「授業内容はシラバスに沿った内容であった」について5点満点の4.6で高得点であった。この結果から、シラバスに基づいて授業が展開されていると

確認できたために、平成22年度からの授業評価には、「シラバスに沿った内容であった」の評価項目は除外している。

全ての授業科目において、授業の目的、授業の進め方、授業内容としての授業スケジュール、成績評価の方法等を明示したシラバスを作成し、それに基づき授業を展開している。

また、時間割(根拠資料4-3-2-2)には、各学年における前期・後期の教育計画として、授業科目、授業担当教員、教室等を明示し、学生が行動しやすいように提示している。

#### <大学院/研究科>

大学院シラバス(根拠資料4-3-2-3)は、平成21年開学から今日まで、授業科目担当教員が、授業に関する自己点検・評価に基づいて毎年、修正を行い更新して年度末に作成し、新年度には学生に配付しガイダンスで説明を行い、教育成果の向上をめざした科目履修の選択に繋げている。シラバスでは、授業における教育目的と目標、授業内容の項目とスケジュール、評価の方法、必携(参考)図書及び文献、その他、教員が学生に求める事項等を明記している。このシラバスに基づいた内容で授業が展開できているかどうかについては、授業終了後の「学生による授業評価」で、学生の反応により明らかにしている。

また、学部同様に、時間割(根拠資料4-3-2-4)を提示している。

### (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### <大学/学部>

履修規程及びシラバスに明記している評価方法・基準に基づき、成績評価及び単位認定を行い、最終的には年度末に開催する教授会において承認される。

各科目の担当教員は、授業の目的と学習目標に合った成績評価方法を決定し、シラバスに明示している。

評価方法の種類としては、出席状況、授業への取組、レポート、小テスト、定期試験などがあり、これらの配点比率も具体的に示している。

このように、成績評価の方法等を学生に事前に提示することにより、公平かつ透明性のある客観的で多面的な評価が行われている。2人以上の複数教員が担当する科目では、授業の目的、授業の進め方、成績評価の方法等について調整し、合議による成績評価が行われている。

成績評価は、科目担当教員が成績登録システム(平成25年に導入したユニバーサルレポート)に入力する。

成績評価基準は、「香川県立保健医療大学授業科目履修規程」(根拠資料4-3-3-1)及びシラバスに、優80点以上、良70点以上80点未満、可60点以上70点未満、不可60点未満の4段階評価で評価し、優～可を合格としてその授業科目の所定の単位が与えられる旨を記載している。学生には、各時期に成績通知書を配付し、成績評価と単位認定を通知している。

既修得単位の認定については、学則第26条及び「香川県立保健医療大学既修得単位認定規程」(根拠資料4-3-3-2)に定めており、学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学学部に入學する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修とみなすことができるとしている。ただ、既修得単位の認定ができる単位数は、60単位を超えないものと定めている。

なお、成績評価システムであるGPA制度は、本学の素点による成績評価に適用した場合、素点とGPAの関係に差が生じ、学生にとっては不利と思われる結果をもたらす等の課題も考えられることから導入せず、第6章1(2)④アで述べる授業料減免措置の際にのみ活用している。

看護学科での臨地実習の評価は、科目責任者が、出席、看護実践、実習記録、レポートなどを評価対象として、これらの評価配分比率をシラバスと実習要項に明示している。

各実習終了後は、学生の自己評価と担当教員の他者評価を照合させて、自己課題が明確になるようにしている。担当教員が評価した結果を領域の複数教員が協議して最終評価としている。

さらに看護学科教員会議において、担当教員が学生の学習状況と実習成績及び実習指導方法について報告し全教員で共有している。

臨床検査学科での実習科目の評価方法は、単位認定者である科目担当教員が行うことを基本原則としている。臨地実習も同様であるが、臨地実習指導者から実習状況、出席状況の報告を受け、学生による実習記録ノート、レポート、自己評価表及び面談と学内における試験により、実習目標の到達度を確認し、総合的に評価を行っている。

#### <大学院/研究科>

成績評価基準は、「香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程」(根拠資料4-3-3-3)に規定しており、成績評価と単位認定については、基本的には授業科目担当教員に委ねられており、担当教員は、シラバスで公表した目的・目標、講義内容とスケジュール、授業方法などに基づいた授業を展開するとともに、それぞれの授業における単位認定基準などを公表し、公平かつ透明性のある客観的で多面的な評価が行われている。それぞれの採点基準や配点については、授業科目担当教員に委ねられているが、教員は予め、評価方法や採点基準、配点などを学生に提示することになっている。具体的には成績は100点満点で評価されているが、評価方法には、授業への出席点、参画の状況、報告課題の内容、プレゼンテーションやディスカッションの内容について等の適切性など教育効果を判定している。また、「保健医療福祉論」や「チーム医療特論」、「看護研究方法論」等では、毎回の授業に2人、時には助教も加え3人の教員が参画し、成績評価や単位認定についての議論や教員間の相互評価を実施している。

学生には、前期及び後期の授業終了後に、成績通知書を配付して成績評価と単位認定を通知している。

#### (4) 教育成果について定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

##### <大学/学部>

教育成果を判断する一つの評価として、第3章1(4)で述べたとおり、FD・SD委員会を中心となって全学的なFD・SD活動を展開し、「学生による授業評価」を行っている。

学生による授業評価は、教員の授業内容や方法の改善を図り、教育の質の向上を目指すことを目的として、平成21年度からは非常勤講師を含む全教員の科目(原則として1回のみの授業は対象外)において毎年実施している。実験・学内実習及び臨地実習(看護学科・

助産学専攻科)についてもそれぞれ調査票を作成し、適宜、調査票の見直しを行い、実施している。授業評価結果は、担当教員にフィードバックされ、各教員は、改善策を示した自己点検をFD・SD委員会に提出し、平成23年度から期間を設定した上で学生への開示を行っている。

平成25～27年度の学生による授業評価では、各項目で5点満点の平均3.8～4.9であった。なお、平成27年度後期については、4.0～4.9とやや幅があるものの、おおむねよい評価となっている(根拠資料4-3-4-1)。

また、FD・SD委員会では、授業評価を分析検討し、教員の教育方法の改善に結びつくような事業を進めている。講演会としては、全教員を対象にFD・SD活動に精通した講師を招き、講義を受けている。平成22年度からはSPOD(四国地区大学教職員能力開発ネットワーク)の研修プログラムを活用した講師派遣により講演会を開催している(根拠資料4-3-4-2)。平成21年度からの教職員の出席率は60%程度で推移している。

教育サークルとしては、教員がリラックスした雰囲気の中で、授業改善に関する情報を共有し、議論の機会を設けるため、平成18年から年に1～2回程度開催している(根拠資料4-3-4-3)。平成21年度には、「授業参観の見直し改善」をテーマに教員間で議論し、平成22年度は教員相互の授業参観を実施し、平成23年度からは新任教員や助教が担当する授業での教員相互の参観を継続的に実施し、教員個々の教育活動の向上を目指している。また、平成24年度以降は、特別な支援が必要な学生への対応について理解を深める目的で、教員だけでなく大学職員も対象に学外講師による講演会を開催している。

新任教員を対象としたFD研修として、平成21年度は、SPOD主催のFD研修に助教全員が参加し、平成22年度からは、新規採用の助教が参加し、授業を行うために必要な能力の獲得に努めている。

さらに、教員の個別学習として、職能団体、各種学会、他大学等が主催するセミナー、研修会、eラーニングに積極的に参加し、教育能力の向上に努めている。

### <大学院/研究科>

教育成果の定期的な検証について、学部との共通組織としてFD・SD委員会が設置され、組織的に取り組み、平成21年度の開設以来、学生から、教員の授業に関する内容・方法・姿勢(態度)、学習や研究の進捗状況や理解、学習環境(体制、設備など)、その他の4項目の自由記載による授業に関する評価を実施し、学部等と同様に、結果を科目担当教員にフィードバックし、次年度の教育内容・方法の改善につなげている。

特別研究・修士論文作成の進捗状況並びに質の水準については、研究計画書作成のプロセスにおいて、学生は、倫理審査委員会等の審査前、研究科委員会の審査前に、各分野の各領域における複数の教員からの助言を得ている。学生と教員間で見出した研究上の問題や課題については、研究指導教員とともに改善を行い、倫理審査委員会などの承認を得て、研究科委員会での審議、承認を得て研究の展開へと進める。研究計画書については、修士論文中間報告会で学内公開により発表し、修士論文発表会(最終試験)は学内外公開で行い、(1)で述べた「香川県立保健医療大学大学院学位審査規程」、「修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準」(根拠資料4-3-4-4)に基づいて、教育成果の定期的な検証を行っている。

## 2. 点検・評価

### ●基準4(3)の充足状況

各授業科目は、教育内容と学習目標を踏まえて、講義を中心とした座学だけでなく演習、実験、実習、ゼミナール、ディベート・プレゼンテーション・ディスカッションの導入など適切な方法を採用している。また、授業の目的、授業の進め方、授業スケジュール、成績評価の方法等を明示したシラバスを作成し、これに基づいて授業展開と成績評価が行われている。

教育方法等の改善を図るために、「学生による授業評価」とその結果に基づいた教員の自己点検を行い、今後の授業改善に結びつくような活用とFD・SD委員会による研修が行われており、同基準はおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

主体的に思考し行動する能力などの育成のため、新たにeラーニング導入や臨床場面の動画DVD作成などに取り組んでおり、今後に期待できる。

教員は、教育面において、年1回実施されるFD講演会や教育サークルに積極的に参加し、教育力向上に努め、学生による授業評価においても高得点を維持している。

学生による授業評価は、「講義」「実習・実験」及び「臨地実習」に分類して実施し、教員が自己点検し、その結果を学生に公表することにより、講義等の改善につながっている。

#### ② 改善すべき事項

各科目担当教員は、自分の授業評価の結果を受けて、教育方法等の評価・改善への取組を行っているが、各学科の教育課程や教育成果の評価を組織的に行っていないのが現状である。また、ゼミナール・ディスカッション・ディベートなどの成果について、客観的に評価していない。

## 3. 将来にむけた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

平成28年度、高大接続改革推進の内容を踏まえて、新たに3つのポリシーを策定したところであるが、主体的に思考し行動する能力などを育成するため、平成29年度以降、eラーニングや臨床場面の動画DVDなどの積極的な活用を図る。

教員研修については、年2回の講義型学内研修及び学外研修に加え、eラーニングシステムによる研修を実施するとともに、昇進時の教員に対するFD研修の義務化や講演会と教育サークルへの教員の全員参加、大学院における授業評価の学部等と同様に数値化できるような評価項目・基準の設定をはじめ、義務化されたSD研修のあり方、FD・SDのための図書の選定など研修以外の方法など、今後のFD・SDの方針等について、平成29年度以降、FD・SD委員会において検討していく。

学生による授業評価は、学生からの意見も取り入れ、時代に即した評価項目・基準に改善しながら、毎年、授業評価を施行していく。特に、教育課程に求められるアクティブ・ラーニングについての評価項目を検討していく。

② 改善すべき事項

ゼミナール・ディスカッション・ディベートなどの成果を客観的に評価するため、学生アンケート調査による数値的根拠を見出す方法の検討や各学科の教育課程や教育成果の組織的評価の検討について、各学科や教務委員会等を中心として進める。なお、平成29年度から、学生による授業評価と教務の連携を図る観点から、年2回、教務委員会とFD・SD委員会の合同会議を開催する。

4. 根拠資料

- 4-3-1-1 学生による授業評価のうち「授業により自主学習が啓発された」項目の評価
- 4-3-1-2 看護学科実習要項
- 4-3-1-3 大学院ガイド (既出1-2-6)
- 4-3-1-4 香川県立保健医療大学大学院学位審査規程
- 4-3-1-5 修士学位取得要項
- 4-3-1-6 研究指導及び学位審査に関する申合せ事項
- 4-3-2-1 大学シラバス
- 4-3-2-2 平成28年度大学時間割
- 4-3-2-3 大学院シラバス
- 4-3-2-4 平成28年度大学院時間割
- 4-3-3-1 香川県立保健医療大学授業科目履修規程
- 4-3-3-2 香川県立保健医療大学既修得単位認定規程
- 4-3-3-3 香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程
- 4-3-4-1 学生による授業評価
- 4-3-4-2 FD講演会の開催状況
- 4-3-4-3 教育サークルの開催状況
- 4-3-4-4 修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準



## 第4節 成果

### 1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

#### ① 学生の学習成果を測定するための評価

##### <大学/学部>

第6章1(4)①で述べるとおり、看護師、保健師及び臨床検査技師の国家試験では、ほぼ100%に近い合格率が得られており、卒業生の進路・就業状況をみても、ほぼ100%保健医療の専門職者として就業又は進学している

また、臨床検査学科では、平成25年度から食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設として登録され、平成18年度から健康食品管理士認定協会(現一般社団法人日本食品安全協会)により健康食品管理士養成施設の認可を得ており、同認定試験の合格率はこの3年間、85.71~100%(全国82.83~87.10%)である。このような資格取得も含め、医療だけに留まらず、環境・食品衛生など幅広い分野で活躍できる人材育成が担えている。

国家試験合格等が最終目標ではないが4年間の学部教育の集大成であり、専門職の人材育成の初段階を達成した成果を示しており、専門職としての人材育成の一定の成果がみられたと考えられる。

国家試験等と就職進学の結果のみからで、学生の学習成果を評価することは十分ではないが、学習成果を測定する指標の一つと考えられる。また、学生による授業評価や卒業生へのアンケート調査なども評価指標と考えられ、FD・SD委員会等により実施されている。なお、学習成果を測定する際の担当教員間の差をなくすための評価指標の開発とその適用としては、総合的な科目である臨地実習や卒業論文において、共通の評価表を作成するなど工夫して評価している。

##### <大学院/研究科>

修士学位の取得状況については、平成21年の開設から平成27年度までの7年間において、看護学分野では、学位(看護学)は31人に授与された。領域別では、基盤開発看護学領域が2人、健康生活支援看護学領域が15人、次世代育成看護学領域が12人、CNSコースが2人で、全員が職業を有する社会人であった。臨床検査学分野では、学位(臨床検査学)は23人に授与された。領域別では、病態機能検査学領域が11人、病因解析検査学領域が12人であった。社会人学生1人は、妊娠・出産・育児を優先することで退学したが、23人の修了生は、「特別研究」を2年間で履修することができた。

#### ② 学生の自己評価、卒業後の評価

##### <大学/学部>

臨地実習や卒業論文などの主要科目においては、最初に学生が自己評価をして、その後の教員の客観的な評価と照らし合わせて評価することで、自己教育能力の開発につなげるようにしている。しかし、学年終了時や卒業時での総合的な自己評価は行っていない。

第1章1(1)で述べたように、平成23年度における卒業生が就職した医療機関へのアンケート調査を実施し、平成28年10月、卒業生の動向調査として、就業状況全般、仕事に対する意識、キャリアアップへの意識、本学の教育に対する総合的な満足度、卒業時の能

力の習得度、学習に対する充実感と職業への役立ち感に関するアンケートを実施しており、今後とりまとめる。

### ＜大学院/研究科＞

修了生の動向を保健医療学専攻の教育目標の5つに照らし合わせて整理すると、第一の目標「保健・医療・福祉が連携した総合的サービスを提供できる高度専門職業人の養成」では、各々の地域や施設で高度専門職業人として活動している者、第二の目標「高度先進医療やチーム医療の場でリーダーシップを発揮することができる高度専門職業人の養成」においては、各施設の部署において管理職者として活動している者、第三の目標「保健医療の分野における教育・研究者の養成」では、大学教員として活動している者がそれぞれいる。第四の目標「生涯学習・社会人教育の場の提供」では、これまで54人中、社会人学生41人が、特別研究と修士論文作成に取り組み、修了している。第五の目標「地域における保健医療活動の拠点施設としての機能強化」では、本大学院修了生は、本学と地域の保健医療機関と連携・協働するネットワークづくりに重要な役割を果たしており、その拠点施設としての機能強化に繋がっている。

## (2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

### ① 学位授与基準、学位授与手続き

#### ＜大学/学部＞

学位授与は、学則第28条において、学長が、本学の学部を卒業した者で、看護学科では学士(看護学)の学位を、臨床検査学科では学士(臨床検査学)の学位を授与することを規定している。

また、卒業の要件としては、学則第27条において、学長が、本学の学部に4年以上在学し、別に定める卒業に必要な単位数を修得した学生に対し、卒業を認定することを規定している。

学位授与については、「香川県立保健医療大学学位規程」(根拠資料4-4-2-1)に基づき、決定される仕組みとなっている。

#### ＜大学院/研究科＞

学位授与については、大学院学則第14条において、学長が、本学大学院を修了した者に対して、看護学分野においては修士(看護学)、臨床検査学分野においては修士(臨床検査学)の学位を授与することを規定している。

また、修了の要件としては、大学院学則第13条において、学長が、本学大学院に原則として2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上(専門看護師コースにあっては38単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定することを定めている。

学位審査については、前節(1)で記載した「香川県立保健医療大学大学院学位審査規程」等に基づいて行っている。

### ② 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性

## ＜大学/学部＞

毎年学年末に各学生の単位修得数を一覧表にして、必要単位修得ができていないか否かを教務委員会で確認し、その結果は教授会で審議され、卒業が認定される。

## ＜大学院/研究科＞

学位論文審査申請書の提出に基づき、研究科委員会において3名の審査委員（主査1名及び副査2名）が選出され、当該3名で構成する審査会で論文審査が行われる。審査会を構成する論文審査委員は、研究科委員会の専任教員の中から研究科委員会の議を経て、研究科長が指名することとしている。なお、審査委員の選出に際しては、主査は、学位申請者の専攻領域又は専攻分野に属する研究指導教員以外の専任の教授から、また副査は、1名は原則として研究指導教員、他の1名は研究指導教員と異なる分野に属する専任の教授等から選出し、両分野の教員が共同して審査を行うとともに、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求め、審査に反映させることができるよう配慮している。また審査会は、論文審査とともに、修士論文発表会(最終試験)を行い、「修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準」(根拠資料4-4-2-2)に基づき、合否を審議し、その結果を研究科委員会に報告することとしている。

最終的には、前述の「香川県立保健医療大学大学院学位審査規程」に基づき、学位授与が決定される仕組みとなっている。

平成21年開設から27年度までの7年間における修了生の修士論文(根拠資料4-4-2-3)は、学会発表や学会誌等において論文発表されている。

## 2. 点検・評価

### ●基準4(4)の充足状況

高い国家試験合格率や就職率から専門職の人材育成がなされており、また教育目標に沿った卒業・認定評価も適切に行われていることから、同基準はおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

平成27年度の国家試験合格者は看護師・保健師及び臨床検査技師のすべてにおいて100%であったこと、第6章1(4)で述べるように卒業後の進路が保健医療の専門職をほぼ100%選択し就業していることから、教育目標に沿った成果が上がっていると考えられる。

平成23年度の卒業生が就職した医療機関へのアンケート調査に続き、平成28年度において、卒業生の動向調査を調査し、現在、調査結果を取りまとめているところであるが、その結果を今後の教育改善に活かすことが可能となる。

#### ② 改善すべき事項

策定したディプロマ・ポリシーに沿った学習成果とその評価指標の開発が課題である。

総合的な科目である臨地実習や卒業論文は、担当教員による評価の差が生じないように共通の評価表を作成して評価しているが、この評価表を洗練するとともに、各授業科目の担当教員が、学習成果を測定する評価指標の開発方法を学ぶ必要がある。

学年終了時や卒業時に学生の目標到達度や受けた教育への認識を把握できていないことから、学生の総合的な自己評価により、学部教育への満足度や充実感、興味関心等を検証

することが必要である。

さらに、研究科においても、学生の満足度や充実感、学問的関心が深まっているかどうか、高度専門職業人、教育・研究者を目指した学びが学生の内面において醸成ができていくかどうか、さらに可視化できるように、検証を行っていく必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

これまで、国家試験対策として担当教員が模試などを通して学生の実力を定期的に把握し、学生の能力に応じた個別指導や学内での学習環境も整えてきたが、今後も合格率100%を目指して、学生自らが自己の課題に気づき積極的に学習に取り組める方策を継続して各学科を中心に検討していく。

平成28年度に卒業生の動向調査を行ったところであるが、大学院研究科の修了生も含めて、今後、定期的な調査を検討する。

#### ② 改善すべき事項

学習成果とその評価指標が、策定したディプロマ・ポリシーに沿ったものになっているのかを把握する手法について、各学科、教務委員会において、検討を進める。

学年終了時や卒業時に総合的な自己評価はしておらず、実際に教育を受けた学生の認識を把握できていないため、毎年、卒業時の学生を対象に、受けた教育に関するアンケート調査などの客観的データを収集し、根拠に基づく改善策を検討していく。

また、研究科においても、修了生が現場における実践能力の獲得などに結びついているかについて検証する手法を検討する。その一つには、就職した職場などからの評価を把握することも検討し、職場と大学が連携協働して学部教育と現任教育の教育改革に取り組めるような体制づくりの構築を進める。

### 4. 根拠資料

- 4-4-2-1 香川県立保健医療大学学位規程
- 4-4-2-2 修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準 (既出4-3-4-4)
- 4-4-2-3 修士論文の状況

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

#### ① 本学が求める学生像

##### <大学/学部>

本学の教育目標の実現のため、これまで本学が求める学生像として、学部の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を定め、入学者選抜要項(根拠資料5-1-1)、推薦入学試験学生募集要項(根拠資料5-1-2)及び一般入学試験学生募集要項(根拠資料5-1-3)等に明示していた。

##### 学部の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人間への深い関心を持ち、生命を尊重する気持ちをもつ人</li> <li>2 保健医療に関する知識並びに技術の修得に意欲的である人</li> <li>3 創造性と探求心を持ち、自らの教養や能力の向上に努力できる人</li> <li>4 責任感と協調性を持ち、主体的に行動できる人</li> <li>5 地域社会や国際社会への貢献に意欲的である人</li> </ol> |
|---|

しかし、平成28年度に学部学生のアドミッション・ポリシーを廃止して、学科ごとのアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページ、平成29年度の入学者選抜要項(根拠資料5-1-4)、推薦入学試験学生募集要項(根拠資料5-1-5)及び一般入学試験学生募集要項(根拠資料5-1-6)に明示している。

##### 看護学科入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 科学的思考力を発展させる基礎学力を有している人</li> <li>2 人間に関心があり、人との関わりに喜びを感じる人</li> <li>3 状況判断ができ主体的に行動できる人</li> <li>4 地域の看護実践の発展に貢献したい人</li> </ol> |
|--|

##### 臨床検査学科入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 論理的思考に必要な基礎学力を有している人</li> <li>2 責任感と協調性があり、主体的に行動できる人</li> <li>3 知的好奇心が旺盛で、科学的な観察力を持つ人</li> <li>4 臨床検査技術を基盤に、地域の多様な分野で活躍したい人</li> </ol> |
|--|

##### <大学院/研究科>

研究科では、本学が求める学生像として、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ、研究科学生募集要項(根拠資料5-1-7)等に明示していた。

##### 研究科の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生命の尊厳を畏敬する深い人間愛と洞察力をもつ人</li> <li>2 学識豊かな専門性と社会的使命をもって協働できる人</li> <li>3 「知識基盤社会」の形成と発展を目指して真理の追究を志す人</li> <li>4 自らを内省し、真摯な構想力や創造力・実践力で社会に貢献しようとする人</li> <li>5 「健康と自立」の支援の実現に向かって開拓する志をもつ人</li> </ol> |
|--|

平成29年度から従来の保健医療学専攻という1専攻を看護学専攻及び臨床検査学専攻の2専攻とすることに伴い、各専攻でアドミッション・ポリシーを策定し、平成29年度大学院保健医療学研究科学生募集要項(根拠資料5-1-8)に明示している。

研究科看護学専攻修士課程の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- 1 生命の尊厳を畏敬する深い人間愛と洞察力をもつ人
- 2 看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用する専門性をもちリーダーシップの発揮を志す人
- 3 看護実践や教育・研究に対する真摯な構想力や想像力を高めようとする人
- 4 看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成し、知識基盤社会の発展を目指して真理の追及を志す人

研究科臨床検査学専攻博士前期課程の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- 1 生命を尊重し、いたわりの心をもつ人
- 2 臨床検査に関する基本的な知識・技能・態度を有している人
- 3 臨床検査学の領域におけるさまざまな課題についてリサーチマインドを持って探求し、解決に努力する人
- 4 新たな臨床検査技術の開発に向けた研究を行いたい人

また、平成29年度からの博士後期課程臨床検査学専攻の設置に伴い、新たなアドミッション・ポリシーを策定している。

研究科臨床検査学専攻博士後期課程の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- 1 臨床検査学の高度な専門知識と科学的検証能力の獲得に強い意欲を有する人
- 2 臨床検査学領域における問題解決能力を備え、独創的な技術基盤の構築に向け強い意欲を有する人
- 3 基礎的な英語力を更に高め、国際専門誌の読解力や投稿への強い意欲を有する人
- 4 臨床検査学領域における教育者・研究者を目指す人

② 入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準

入学するに当たり、修得しておくべき知識などの内容・水準については、入学後の教育課程を踏まえたアドミッション・ポリシーのほか、学部においては推薦入試における出願資格や一般入試選抜方法の大学入試センター試験の受験を要する教科・科目を、研究科においては選抜方法の試験科目を、それぞれ学生募集要項に明示すること、また、大学ホームページに入試過去問題を公開することで、具体的に示すよう努めている。

③ 障がいのある学生の受け入れ

平成27年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」(根拠資料5-1-9)及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項」(根拠資料5-1-10)を定めるとともに、教授会において障害学生支援について審議し、入学前の支援等のうち、入学試験・合格発表までは入試委員会が、入学予定者への周知等については学生委員会が対応することと決定している(根拠資料5-1-11)。

入学前の支援として、オープンキャンパスの際に個別相談の機会を設け、大学内外での学修状況や看護師又は臨床検査技師等の業務内容を説明するとともに、障がいのある学生からの相談に応じる体制を整えている。また、学部の入学者選抜要項に「障がいを有する入学志願者等の事前相談について」の表題を設け、障がいを有するなど受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者は、出願前に、本学事務局教務・学生担当まで連絡、相談するよう記載している。

なお、開学からこれまでに事前相談は平成27年度学部入試の際に1人あったが、受験上の配慮を必要とした受験生はいない。

また、平成28年度から受験上特別な配慮を必要とする場合は、「受験上の配慮申請書」の提出を求めることとしている。受験上の配慮申請があった場合、入試委員会は大学入試センターが作成する「受験上の配慮案内(障害等のある方への配慮案内)」に基づき、状況の把握や支援内容を検討し、学長はその報告を受けて教授会の意見を求め、合理的配慮を提供することの可否及びその内容について決定することとしている。

## (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

### ① 学生募集方法

#### <大学/学部>

入試に関しては、日頃から大学概要、入学者選抜要項、募集要項、大学ホームページ、オープンキャンパス等により情報を提供している。特に、大学ホームページには、入試の概要に加えて過去の実績や過去問題等も掲載している。また、新聞、商業誌、各種メディアを利用し、募集要項や入学者選抜方法の概要などを周知している。

高校生の大学見学においては、進路の参考となるようにできるだけ平易に、また高校生が興味を持てるように看護師や臨床検査技師が医療において果たす役割などについて説明を行っている。

オープンキャンパスでは、第3章1(1)③で述べた広報・公開講座委員会で計画され、大学の概要とともに、各選抜方法を高校生、進路指導教員、保護者等に直接説明するとともに、個別に入学試験や大学生生活の相談にも応じている。さらに平成25年度から、毎年6月に県内高校教員を対象とした大学紹介・入試説明会も行い、推薦人数、評価方法などを説明するとともに大学への要望を伺っている。また、毎年10月に開催される大学祭では、高校生が先輩の生の声を聞く機会としてミニオープンキャンパスを実施し、在生が中心となって大学の概要説明や質疑応答を行っている。

応募実績のある高等学校には、教員が直接訪問して進路指導について情報交換を行うとともに、依頼により出張講義を行い、本学の特徴、入学試験の概要、教育内容、卒業後の進路等について具体的な説明を行っている。

業者企画の大学説明会や大学コンソーシアム香川主催の県内大学等合同進学説明会等にも参加し、学生募集について広く周知を図り、意欲ある優れた学生の獲得に努めている。

大学見学及びオープンキャンパスの実施状況では、大学見学者数はやや減少しているが、オープンキャンパス参加者数は年々増加している(根拠資料5-2-1、5-2-2)。

なお、学校教育法施行規則に対応するため、「香川県立大学入学資格審査規程」(根拠資料5-2-3)及び「香川県立保健医療大学入学資格審査要綱」(根拠資料5-2-4)を定めている。

#### <大学院/研究科>

県内をはじめ全国の他大学に募集要項を配布するとともに、大学ホームページにも入試の概要、分野別の専門科目、研究内容に関する情報等を掲載して学生の募集に努めるほか、各教員の個人的なつながりを通じて、臨床経験を積んだ看護職者や臨床検査技師に対しても募集の呼びかけを行っている。

さらに平成27年度のオープンキャンパスから、研究科志願者への対応を追加し、修了生が中心となって研究科の概要説明や質疑応答を行っている。

なお、短期大学や専修学校等の卒業生で、大学卒の資格を有していない者などに対しては、「香川県立保健医療大学大学院出願資格審査規程」(根拠資料5-2-5)及び「香川県立保健医療大学大学院出願資格審査要綱」(根拠資料5-2-6)に基づき、選抜試験に先立ち出願資格の審査を行っている。この出願資格審査は、学長を委員長とした審査委員会で審議され、研究科委員会の議を経て、決定することとしている。

## ② 入学者選抜方法

### <大学/学部>

#### ア 一般入学試験

看護学科では前期日程、後期日程の分離・分割方式を取り入れ、募集人員は平成21年度から前期日程28人、後期日程7人としている。臨床検査学科は前期日程のみで、募集人員は10人である。

選抜は大学入試センター試験と個別学力試験により行い、入学志願者に課している大学入試センター試験の受験教科・科目は、看護学科では5教科5科目又は6科目、臨床検査学科では4教科6科目である(根拠資料5-2-7)。個別学力試験として面接試験を実施している。大学入試センター試験と面接試験により、基本理念や教育目標の実現に向けて、入学者受入方針に沿った人材の確保に努めている。

#### イ 推薦入学試験

推薦入学試験については、香川県の保健医療を担う高度な医療人を育成する必要性に鑑み、開学時から実施しており、募集人員は看護学科、臨床検査学科ともに入学定員の50%で、看護学科では平成21年度から35人、臨床検査学科は10人である。

出願資格は、出願年度に香川県内の高等学校を卒業見込みの者で、調査書の全体の評定平均値が4.0以上である学業成績、人物も優秀で、各学科に対する適性について高等学校長が責任をもって推薦する者などで、高等学校長が推薦できる人数は、看護学科では1校4人以内、臨床検査学科は1校2人以内である。

試験科目として日本語及び英語の小論文、面接の試験を行い、これらの成績と高等学校から提出された調査書の評価を総合して選抜を行っている。

#### ウ 編入学試験

平成18年度から平成23年度まで、看護学科において3年次編入学試験を実施していた。入学定員は10人で、試験科目として看護学専門科目、英語、面接の試験を実施し、これらの結果を総合的に評価して選抜を行っていた。

編入学試験には、短期大学や専修学校卒業生に広く学習の機会を提供するという社会的意義があったが、入学者数が定員の半数に満たなくなったこと、定員が70人となり実習施設の確保が困難になったことなどの理由により、平成24年度から募集を停止した。

### <大学院/研究科>

研究科では、一般選抜と社会人選抜を実施している。一般選抜は、通常、昼間帯の受講を希望する者で、社会人選抜は、働きながらより高度な学術理論や技術を身につけたいと意欲に燃え、大学院に進学しようとする者を対象とし、「学生募集における選抜区分及び選抜方法等に関する取り扱い」(根拠資料5-2-8)を定めている。



なお、出願を希望する者は、全員、出願前に入学後の研究等について、教員との事前相談を課している。

選抜試験の試験科目は、専門科目試験、英語試験、面接試験の3種類で、専門科目試験は各分野で出題しているが、英語問題は分野共通としている。また、面接試験においても、両分野の教員が面接を行うこととしている。なお、一般選抜、社会人選抜は試験科目や出題内容は共通であるが、臨床現場で働く者にとって有利となるよう、社会人選抜は、一般選抜に比べ英語試験の配点に優遇措置を設けるなど、科目別の配点に差異を設けている。

## ② 実施体制

### <大学/学部>

入試委員会において、毎年度、入学試験のあり方について協議、検討して入学者選抜の概要を作成し、教授会での審議を経て決定、その後、入試委員会で前述の「入学者選抜要項」、「学生募集要項」、さらに、「監督実施要領」、「試験実施要領」等を作成し、教授会で審議し、学長が決定するという段階を踏んでいる。

入試問題について、一般入学試験の個別学力試験と推薦入学試験における小論文、面接試験問題は、各学科長と学科長が推薦し学長が指名した者2人の計3人の問題作成委員により作成される。試験問題は内容の適切性、公正性などについて問題作成委員が相互に点検、協議した後、入試委員長及び学長が確認するとともに、試験当日には、試験時間に合わせて本学の教員が問題を再チェックしている。

各試験においては、学長を本部長とする実施体制のもと、教職員の役割分担を決定し、全学体制で実施している。また、実施に際しては、「監督実施要領」、「試験実施要領」を配付するとともに、ミスのないよう各試験の前日に説明会を開催し、各担当者の業務内容や注意事項などを周知徹底している。面接試験では面接に際しての注意事項を作成するとともに、判定評価に主観的偏りをなくすべく、受験生1人に対し3人の面接委員としている。

試験の採点については、必ず複数の教員が行い、公正性、妥当性の確保に努めている。また、各試験の成績、総合得点については、教員と事務局職員で再チェックを行っている。

合否判定は、学長を委員長とする合否判定会議で協議された後、教授会での審議を経て学長が決定している。合否判定会議は、学長の他に、副学長、役職の教授、入試委員長で構成され、あらかじめ定められている合否判定基準に基づいて合否が協議される。なお、合否判定会議には、オブザーバーとして事務局長、事務局次長も出席している。

それぞれの入学試験の試験科目、配点等については、募集要項に明示するとともに、推薦入試の小論文試験問題は、受験者に持ち帰りを認めている。

また、平成25年度からは、過去3年間の問題と合格者の最高点と最低点を大学ホームページで開示している。入学試験の個別の成績開示については、「香川県立保健医療大学が行う入学試験に関する簡易開示取扱要領」に基づき行われ、すべての入学試験の成績開示が実施されている。実績等については、第10章1(1)②記載のとおりである。

さらに、受験生に適切な情報を提供するため、大学ホームページや毎年作成する「大学概要」等に前年度の入試状況として、各試験の出願者、受験者、合格者、入学者、県内外別の人数を示している。

### ＜大学院/研究科＞

入試委員会において、学部と同様の対応しており、研究科委員会において審議し、学長が決定するという段階を踏んでいる。

学部と異なる点は、専門科目試験問題と面接試験問題について、各分野長と分野長が推薦した者2人の計3人、英語試験問題について、学長が指名した者1人と各分野長が各分野で推薦した者1人の計3人の問題作成委員により作成されることである。なお、合格者の最高点と最低点については、募集人員が10人未満であることから公表していない。

- (3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

### ＜大学/学部＞

平成21年度から27年度までの入学試験の実績のうち、一般入学試験に関しては、受験倍率には年度により変動があり、看護学科前期試験では平成25年度まで低下がみられたが、平成26年度以降は2.2から2.7倍の間で推移している。臨床検査学科では、1.3から3.5倍の間で推移している。推薦入学試験に関しては、毎年一定の倍率の受験生が確保されている(根拠資料5-3-1)。編入学試験は、平成24年度から募集を停止した。

収容定員に対する在籍学生数比率については、看護学科の入学定員を平成21年度に50人から70人に増員し、編入学定員10人を平成24年度から0人としたため、年度により収容定員に変動がみられたが、平成25年度以降は一定であり、学部の入学定員は、看護学科70人、臨床検査学科20人の計90人、全体の収容定員は4学年合わせて360人である。編入学試験の中止後の平成25年度以降の収容定員に対する在籍学生数比率は、平成25年度の臨床検査学科0.98、平成28年度の看護学科0.99を除き、1.00～1.01で推移している(根拠資料5-3-2)。このため、定員に対する在籍学生の過剰・未充足への対応は行っていない。

科目等履修生については学則第40条に、聴講生については学則第42条に、それぞれ定められているが、これまで申請した者はいない。

### ＜大学院/研究科＞

従来、研究科は1専攻、看護学分野及び臨床検査学分野の2分野で、いずれかの分野の受験者数が年度により変動しても、研究科として定員管理に柔軟に対応できるように、入学定員を1専攻8人とし、各分野の定員は特に定めていなかった。

平成29年度からは、2専攻とすることから、看護学専攻5人、臨床検査学専攻3人としている。

大学院保健医療学研究科の平成21年度～28年度の入学者選抜試験の状況は、平成24年度を除きすべての年度で受験者数が募集人員を上回り、募集人員に対する入学者数は、1.00～1.38倍となっている(根拠資料5-3-3)。

大学院保健医療学研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は1.00～1.31であり、おおむね適正である(根拠資料5-3-4)。このため、定員に対する在籍学生の過剰・未充足への対応は行っていない。

大学院学則に、他大学院からの転入学について、また入学前の既修得単位等の認定について定めるなど広く門戸を開放しているが、これまでの実績は1人である。

- (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生確保の公正かつ適切な実施を図るため、第3章1(1)③で述べたように入試委員会を置いている。入試委員会は、学部・研究科の両方にかかる学生募集に関する事項、入学者選抜方法に関する事項、入学試験問題に関する事項、入学試験問題の作成及び評価に関する事項、入学試験の運営に関する事項、入学試験の広報に関する事項等を所管し、日頃から討議を重ねながら改善を図っている。

また、改善に当たっては、毎年本学において実施している大学紹介・入試説明会における高校教員と本学教員の個別相談や高校訪問の機会も活用し、高校教員から本学入学試験について伺った意見も参考にしている。

改善が必要な事項については、慎重を期すため、入試委員会での検討後、学部の入学試験については教授会において、また大学院の入学試験については研究科委員会において審議・承認を得ることとしている。なお、平成27年度入学者選抜試験(一般入試)における大学入試センター試験利用科目の指定の際には、まず各学科において検討がなされ、入試委員会、教授会での審議を経て、学長が決定した。

## 2. 点検・評価

### ● 基準5の充足状況

本学は、その理念・目的を実現するために、アドミッション・ポリシーを明示しており、当該方針に沿って公正かつ適正な学生募集および入学者選抜を行っている。開学以降、入学定員に対する入学者数比率及び学生収容定員に対する在学学生数比率は適切に保たれており、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

アドミッション・ポリシーは、種々の広報活動を通じて周知を図っているが、本学への入学を希望する者は、看護師、保健師又は臨床検査技師を目指して受験するため、十分理解して受験しているものと思われる。研究科に関しては、教員との事前相談によりカリキュラムを含めて十分な説明を受け、理解を深めた上で受験しており、アドミッション・ポリシーに沿った学生が効果的に選抜されている。

募集方法に関しては、多様な方法を通じて大学の周知を図っているが、特に高校教員対象の説明会や高校訪問により、本学の理解度をさらに高め、本学の求める学生像をより踏まえた進路指導に効果を上げていると思われる。

学部に関する選抜方法については、優秀な学生を全国から集めるための一般入学試験、県内の高度な医療人材育成を目指した推薦入学試験を実施しており、多様な可能性のある学生を確保するための方策として評価できる。

#### ② 改善すべき事項

平成28年度にはアドミッション・ポリシーを策定し、平成29年度入学試験はそれに沿って入学試験を実施したところであり、入学後の修学状況も加味し入学者選抜について検証することが必要である。特に、学部の入学試験においては、出題された問題や面接、高校からの調査書等による選抜で、アドミッション・ポリシーに沿った受験生の選抜が、どこま

での確に行われているかは明らかでなく、今後、様々な角度から検証していく必要がある。

入学に当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示については、より詳細に記載している他大学の事例もあることから、検討していく必要がある。

第6章1(2)①で述べるように、退学者は少ないとはいえ、特に1年次で多く、入学前での対応を検討する必要がある。

科目等履修生・聴講生については、現在のところ実績はないが、需要がないのか、認知不足なのか、あるいは利用する上での問題点があるのか否かについて、検証を進めていく必要がある。

### 3 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

現在のアドミッション・ポリシーが、時代の要請に適したものかどうかについて、時代の変遷に応じ常に検証が必要であり、今後とも総合的に検討していく。

県内高校との率直な意見交換などの方策を検討することにより、高校との連携をより一層深め、情報収集と広報活動を行うよう努める。具体的には、年1回のオープンキャンパス、大学見学において企画している体験授業、高校での出張講義のあり方、推薦入試における高等学校1校が推薦できる人数等に関し、意見交換を行いながら、今後検討していく。

募集方法について、さらに幅広く優れた学生を求めべく、あらゆる機会を通じて周知活動を行っていく。例えば、平成29年度から県人会との連携による県外での周知についても検討を進める。

#### ② 改善すべき事項

入試制度については、アドミッション・ポリシーと実際の学生との相違を基本に、そのあり方について検討するPDCAサイクルの構築が必要であり、その制度構築に向けて、入試委員会が中心となって平成32年度までに検討していく。具体的には、入学後のデータなども詳細に解析することにより、推薦入試による入学者の学力不足との指摘、大学入試センター試験で課す科目や成績と面接試験の配点比率、具体的な面接試験の方法、入試問題における適切な出題内容等も検討する。

入試委員会において、入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示の検討を進める。

退学理由で最も多いのが、本学の教育内容と本人の認識との相違による進路変更であり、入学前からの詳細な学科紹介やカリキュラムの説明などをこれまで以上に徹底する。

科目等履修生や聴講生の制度は、県立大学として必要な制度であるが、これまで実績がない要因について検討していくこととするほか、必要に応じ、制度の広報にも努めるものとする。

### 4 根拠資料

5-1-1 平成28年度入学者選抜要項 (既出 1-2-4)

5-1-2 平成28年度推薦入学試験学生募集要項

- 5-1-3 平成28年度一般入学試験学生募集要項
- 5-1-4 平成29年度入学者選抜要項
- 5-1-5 平成29年度推薦入学試験学生募集要項
- 5-1-6 平成29年度一般入学試験学生募集要項
- 5-1-7 平成28年度大学院保健医療学研究科学生募集要項 (既出 1-2-8)
- 5-1-8 平成29年度大学院保健医療学研究科学生募集要項 (既出 4-1-3-2)
- 5-1-9 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
- 5-1-10 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項
- 5-1-11 障害学生支援について
- 5-2-1 大学見学実績
- 5-2-2 オープンキャンパス実績
- 5-2-3 香川県立大学入学資格審査規程
- 5-2-4 香川県立保健医療大学入学資格審査要綱
- 5-2-5 香川県立保健医療大学大学院出願資格審査規程
- 5-2-6 香川県立保健医療大学大学院出願資格審査要綱
- 5-2-7 入学志願者に課す大学入試センター試験の教科・科目(平成29年度入試)
- 5-2-8 学生募集における選抜区分及び選抜方法等に関する取り扱い
- 5-3-1 学部の各入学試験の出願者数、受験者数、合格者数、受験倍率、入学者数等
- 5-3-2 学部の収容定員と在籍学生数の年次推移
- 5-3-3 大学院保健医療学研究科の入学試験の出願者数、受験者数、合格者数、入学者数等
- 5-3-4 大学院保健医療学研究科の収容定員と在籍学生数の年次推移

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

学生支援に関する方針の明確化は行っていない。しかしながら、学生便覧や大学院ガイドにおいて、規律ある生活方針を明示し、安全で安心な生活環境の整備に努めている。

なお、研究科については、開設以来平成28年度までに73人が入学したが、そのうち社会人が52人と多数であり、学部の学生とは異なる状況にある。

#### ① 学生委員会

第3章1(1)③で述べたとおり、学内委員会規程に基づき設置され、必要に応じて年7回程度開催している。活動内容は、学生の保健衛生及び福利厚生に関すること、学生の課外活動に関すること、学生の奨学資金に関すること、学生の賞罰に関すること、その他学生に関することである。その他、特に、本学の教育理念に基づいた学生を育てることを重要視し、学生委員会では、学年担当教員、学科長等との連携・協働を図り、規律ある学生生活支援と学生の主体的な学修活動を推進することとしている。

#### ② 学生・教員連絡会議

学生・教員連絡会議運営要領(根拠資料6-1-1)に基づき、学生代表と教員が定期的に意見交換を行う場として年2回以上開催している。この会議では、満足度が高い学生生活を送ることができるように、学生生活全般にわたっての議論が行われている。平成28年10月には、学生からの学習環境の整備に関して、学生・教員連絡会議を経て、学長に対して要望する場が設けられ、12月に事務局長から学生に対して回答する会議を開催した。

#### ③ 学生生活ガイド

入学生には入学時、在学生には学年開始時において、学生便覧(根拠資料6-1-2)と冊子「安全で楽しい学生生活を送るために」(根拠資料6-1-3)を配付し、学年担当教員が説明している。この冊子には、健康管理や交通マナー、飲酒、喫煙、ハラスメントなど、安全で楽しい学生生活を送るための様々な注意事項が具体的に解説されている。

#### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

#### ① 留年者及び休・退学者の状況と対応

平成21～27年度の7年間における留年者数は、年度によってばらつきがあるものの1割未満で推移している(根拠資料6-2-1)。

留年者への対応については、「進級基準等」(根拠資料6-2-2)に基づき、担当教員が具体的な指示を行うことによって、不合格となった科目の再履修又は不足している単位数を充足できるような科目の履修を行うこととしている。

当該7年間における休学者の合計は、看護学科は19人、臨床検査学科は6人、研究科は3人で(根拠資料6-2-3)、退学者の合計は、看護学科は12人、臨床検査学科は5人、研究科は2人である(根拠資料6-2-4)。休学や退学の理由は、健康上の問題や妊娠・出産・育児など家庭上の問題、経済的問題、進路変更となっている。

休学者及び退学者への対応は、いずれの場合も学部では学年担当教員や学科長、大学院では特別研究担当教員や分野長が一貫して関わり、当該学生や家族・保護者との面談を行いながら支援している。

## ② 補習・補充教育に関する支援

補習・補充教育の実施は、各科目担当教員に委ねられており、必要に応じ随時行われている。特に、本学では実習科目が多く、病気等の事情で履修できない場合には、個別に実習施設と協議して対応するとともに、(4)①で述べるように、4年生を対象とした国家試験受験対策として、模擬試験の結果に基づく学習支援や希望がある場合の補講を実施している。

また、一人ひとりの学生が、入学してから卒業するまでの期間、自らの学生生活を記録に残して可視化することにより、自己洞察や将来設計などに役立てることができるよう、各学科や学生委員会等で検討し、平成25年度からファイル形式の「私のアルバム」(根拠資料6-2-5)を全学生に配付、活用している。アルバムでは、各学年の目標として、将来の私(私のめざす専門職像)、今年頑張りたいこと、そのための計画、1年間の振り返りを記録するようになっている。また、健康診断の結果や研修の記録、レポート作成等の文献リスト、個人の活動記録や感想、読書歴等も記録できるようにしている。

研究科においては、事情により標準修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修や2年を超える修業年限の変更があった場合に対応できるよう「香川県立保健医療大学大学院長期履修規程」(根拠資料6-2-6)を定めるとともに、一度退学しても再入学ができるよう「香川県立保健医療大学大学院再入学規程」(根拠資料6-2-7)を定めている。

## ③ 障がいのある学生に対する修学支援

第5章1(1)③で述べたとおり、平成28年3月の教授会において修学支援については教務委員会が、学生生活支援については学生委員会が、就職支援については進路指導専門委員会(現：進路支援委員会)が担当することとしている。

具体的には、修学支援として履修に当たっては、シラバスや履修登録に関する資料を障がいのある学生にも使いやすいように整備したり、通常形式での履修が難しい科目について、教務・関係教員で連携して検討することとし、授業に当たっては、配慮内容や支援内容について、常に最新の情報を共有し、試験等の実施にあたっては、障がいのある学生と適切な配慮について検討して実施することとしている。

また、学生支援等配慮願が提出された場合は、学長を最高管理責任者、副学長を総括監督責任者とし、各委員会が連携を持ち、学生部長の招集によりケース会議を開催する支援体制を構築している。平成28年度に1人から支援の申し出があったため、ケース会議を開催し、合理的配慮の範囲内で本人の意思を尊重し支援を行っているところである。

加えて、教員の資質向上に向けて、第3章1(4)で述べたFD・SD活動として、校内での教職員研修、障害学生支援セミナーに参加し知識等を蓄えている。

## ④ 経済的支援

### ア 授業料の減免

経済的支援措置として、「香川県立保健医療大学授業料の減免等に関する取扱要綱」(根拠資料6-2-8)及び「香川県立保健医療大学授業料の減免等に関する選考基準」(根拠資料6-2-9)

を策定し、授業料の減免制度を設けている。授業料を前期、後期の2回に分けて納付することから、授業料の減免も前期、後期ごとに申請を受け付け、経済的困窮度及び学業成績等により減免の可否等を判断している。授業料減免制度については、大学ホームページや受験生に配布する入学者選抜要項、学生募集要項にも明記している。また、入学後はガイダンスや学生便覧などによって授業料減免の制度を説明している。

減免にあたっては、学生委員会で審議した後、教授会の議を経て承認している。授業料免除実施可能総額は授業料収入総額の5.3%に相当する額としており、毎年、ほぼその額で授業料を減免している(根拠資料6-2-10)。

近年、申請者の増加により、授業料免除実施可能総額内でより多くの学生が減免を受けられるよう、家計基準が全額免除に該当する学生に対しても半額免除としていた。ここ最近はやや申請者数が減少し、ほぼ減免できている状況にある(根拠資料6-2-11)。

減免制度は学生への経済的支援措置として十分に機能していると考えられるが、減免申請者が多いことから、日本学生支援機構奨学金制度の活用を勧めている。

## イ 奨学金制度

奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金、香川県看護学生修学資金があり、毎年4月のガイダンスで説明し、学生便覧で詳細を明示している。

本学では、平成21年度から27年度までの平均で43.4%の学部生が、第一種(無利子)、第二種(有利子)を含めて、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている。また、奨学金希望者の99%が貸与されている状況にある(根拠資料6-2-12)。

香川県看護学生修学資金は、看護職員を養成する香川県内の学校又は養成所に在学する者で、将来県内において看護業務に従事しようとする者に対し、香川県が修学資金を貸与する制度であるが、近年申請者はほとんどいない(根拠資料6-2-13)。

## (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

### ① 後援会活動による支援

学生の福利厚生充実や教育振興に寄与することを目的に、学生の保護者等を会員とする後援会を組織している。この後援会は、学生の課外活動、就職活動、教育内容の充実のための活動などを行っており、大学としては事務局を担当して全面的な支援を行っている。具体的には、年3回後援会だより(根拠資料6-3-1)を発行するとともに、宿泊研修や情報処理教室等の教育にかかる費用負担及び学生のサークル活動助成金、大学祭助成金、ワクチン接種費助成金などを通じて、学生の大学生活を支援している。さらに、本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故保障のため、「学生教育研究災害障害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に全員加入しており、加入金は後援会で対応している。

### ② 新入生の学生生活適応への支援

#### ア 学生の自治活動としての新入生歓迎会

開学以来、学部2年生を中心とした在学生在が、学生の自主活動の一環として毎年4月下旬に本学体育館等において「新入生歓迎会」を開催して学生間の親睦を図っている。学生委員会・学生部長は、学生からの相談を受けて検討後、後援会から助成している。



## イ 新入生宿泊研修

開学以来、学生委員会と教務委員会が交互に担当し、毎年5月中旬に、仲間との共同生活や交流を通して学生相互の理解を深め、保健医療専門職を目指す大学生活への導入を目的として新入生を対象に宿泊研修を行い、新しい大学生活への適応を支援している。平成28年度の研修後の評価は高いものであった(根拠資料6-3-2)。

## ③ 学生の福利厚生

学生の福利厚生、自主活動、相互交流を支援するために、厚生棟2階には学生食堂、3階にはサークル活動用の部屋を設けている。食堂は学生ホールでもあるため、営業時間を含めて自由に利用でき、学生の談話室やゼミの打ち合わせ場所などとして活用されている。また、コピー機は学生食堂フロアと図書館内に設置している。

本学では、学生寮は設置していないため、アパート・下宿等の斡旋については、事務局教務・学生担当が信頼できる不動産業者を紹介している。

なお、学生アルバイトについては、雇用主から提出されるアルバイト台帳の賃金、労働時間等の内容を審査した上で、適切なアルバイト情報のみを提供している。

## ④ 課外活動への支援

### ア サークル活動

本学における課外活動は、サークル活動と大学祭が主なもので、学生自治会的なものはない。課外活動は豊かな人間性と倫理観などを培うとともに、将来従事する医療現場で医療チームの一員としての協調性を養う上においても大変有意義なものであることから、大学としても、充実した活動となるよう学内施設等の利用に便宜を図っている。

本学が小規模であることや、カリキュラム上の制限、臨地実習場所が遠隔地であることなどから、サークル活動のための時間が十分にとれない状況にあるため、活動は比較的時間的ゆとりのある1、2年生が中心になっている。

平成28年8月現在で24サークル数(根拠資料6-3-3)、サークル登録延べ人数は年度により増減するが、全体としては増加し、後援会による助成実績も増加している(根拠資料6-3-4)。

### イ ボランティア活動

ボランティア活動については、本学地域連携推進センター事業である学内外で開催する健康度測定や地域で開催されるイベントスタッフなどであり、平成27年度の延べ参加者は、平成21年度と比較して2倍以上となっている(根拠資料6-3-5)。

### ウ 大学祭

本学は小規模な大学であるが、秋(10月20日の開学記念日前後)に開催される大学祭は、1、2年生の学生を中心に実行委員会が組織され、前夜祭をはじめ様々な催しを企画するなど、毎年盛況である。実行委員長は、看護学科と臨床検査学科で交代し、自主的に企画・運営を行っている。大学祭の運営にあたっては、後援会が毎年一定の助成を行っている。

## ⑤ 健康管理

学校保健安全法に基づき、毎年1回、全学生を対象に定期健康診断を実施するほか、学内で発病・負傷した場合の応急措置のために、大学学則第47条及び「保健室及び学生相談室運営要綱」(根拠資料6-3-6)に基づき、保健室が設けられている。

保健室は、定期及び臨時の健康診断、健康相談及び応急処置、環境衛生及び伝染病の予防についての指導援助、学校医との連絡、その他心身の健康保持に必要な業務を行うため、室長のほか、医師免許を有する教員、看護師の免許を有する教員及び事務局職員2人が業務に当たっている。保健室の利用状況は、平成27年度以外ほぼ30人台で推移し(根拠資料6-3-7)、これまで運営上特に大きな問題は生じていない。

また、「香川県立保健医療大学学校医設置要綱」(根拠資料6-3-8)に基づき、学校医として近隣の開業医を指定し、学生の健康管理や健康診断に努めている。定期健康診断の結果により異常が疑われる学生には再検査を促し、万全な健康状態で学習に取り組めるよう指導している。

このほか、実習病院での院内感染を防止する目的で、新入生に対し保健室長による感染予防の講習会を開催し、新入生全員に、医療関係者のためのワクチンガイドライン((一社)日本環境感染学会))に沿った血液抗体検査(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎)を実施している。血液抗体検査で陰性だった学生には、免疫獲得のための予防接種を確実に指導している。なお、後援会から、ワクチン接種1回につき5,000円を上限とし接種費用の半額を助成金として、期限を設定し交付することにより、適切な時期のワクチン接種を促進している。また、冬季には全学生に対しインフルエンザワクチン接種に後援会から1,000円の補助を行い、接種を勧奨している。これら血液抗体検査結果、ワクチン接種歴を含む健康診断結果はファイルに収集し、(2)②で述べた「私のアルバム」に集約している。

## ⑥ 生活相談

本学では、指導教員制度を設けており、学年別に担当している指導教員が学習上の相談をはじめ、学生生活における個人的な問題等について相談に応じるとともに、学生の欠席が続いた場合には、電話等で事情を確認し、学科長に報告している。指導教員は、看護学科では主担当教員1人、副担当教員2～3人、臨床検査学科では主担当教員1人、副担当教員1人である。

また、管理研究棟2階に前述の「保健室及び学生相談室運営要綱」に基づき、学生相談室を設け、相談担当教員のほか、臨床心理士による学生カウンセリングを行っている。この制度については、入学時及び4月のガイダンスで担当教員がカウンセラーとともに案内しており、相談受付用にカウンセリング専用ポストを学生掲示板前と担当教員の研究室入口に設置するほかカウンセリング専用メールでも受け付けている。カウンセリングの利用状況はここ数年、若干増加する傾向にある(根拠資料6-3-9)。

## ⑦ ハラスメント防止のための措置

本学では、「香川県立保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程」(根拠資料6-3-10)に基づき、ハラスメント防止のための委員会や相談窓口の設置、苦情相談員の委嘱、問題が生じた場合の調査委員会の設置などを整備し、「ハラスメント調査委員会要項」(根拠資料6-3-11)を制定している。ハラスメントの防止について、入学時や新年度のガイダンスで学生便覧に掲載している本規程及び苦情相談員の名簿について説明、周知している。

ハラスメント防止のため、教職員を対象に、平成23年度以降は平成25年度を除き、学外講師を本学に招き研修会を行い、教職員全員の参加を義務付けている(根拠資料6-3-12)。

なお、制度創設後、学生からのハラスメントに関する相談事例は、報告されていない。

#### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

##### ① 国家試験への支援

学生の就職には資格取得が不可欠であることから、国家試験受験対策として、国家試験ガイダンス、模擬試験受験支援、模擬試験結果に基づく学習支援を実施している。具体的には、看護師模擬試験を計6回、保健師模擬試験を計4回、臨床検査技師模擬試験を4年次の4月から2月の国家試験まで毎月1～2回実施している。

看護学科、臨床検査学科ともにクラス内役割の国試担当学生が中心となって、クラス全体の士気を高め、補講の希望調査を行い、授業科目担当教員と時間割調整やオフィスアワーの設定など行っている。また、国家試験後は、学生個々から学習への取組、学習に対する支援体制、学習環境などについて質問形式の調査を行い、次年度の模擬試験の実施時期、方法等の検討にフィードバックしている。

保健師、助産師、看護師及び臨床検査技師の国家試験合格率については、これまで90%以上100%で推移したものの、4種の国家試験すべてが100%にはなっていなかったが、平成27年度に初めて4種の資格とも100%の合格率となった(根拠資料6-4-1)。

##### ② 進路選択への支援

学生の進路は、学科ごとに様相がかなり異なるため、学科に合わせた支援について、各学科の進路支援委員会を中心に学年担当教員や卒業論文の指導教員、そして学科全体で必要に応じて進路指導を行っている。

具体的には、インターネット上の求人情報配信システムと進路・学生相談室を活用した情報提供、進路希望調査とそれに基づく個別の情報提供、卒業生との交流会、県内外で活躍する卒業生を招いた教育講演やシンポジウム、公務員試験対策、学年進度に合わせたガイダンスと研修、支援セミナーなどを実施している。これらの支援は、入学から卒業までの期間において計画的に実施し、実施後に受講者に対して質問形式の調査を行い、次年度の実施時期、内容、講師等の検討にフィードバックしている。また、研修、進路支援セミナー、国家試験の模擬試験など、できるだけきめ細かく実施している(根拠資料6-4-2)。

卒業生・修了生等の進路状況については、学部においては、ほぼすべてが就職又は進学しており、研究科では現役継続が多い(根拠資料6-4-3)。

##### ③ キャリア支援に関する組織体制

平成27年度まで学生委員会の下部組織であった進路指導専門委員会を平成28年度から進路支援委員会として独立させ、本学の進路支援組織としている。さらに、平成28年度から学生と県内医療機関双方のニーズの把握やマッチングを促進するため、県の重点施策として、県立病院の元看護師長を就職コーディネーターとして1人を配置し、進路支援委員会に5人の教員とともに参加し、組織として強化している。

開学以来、学部・専攻科・研究科いずれにおいても就職希望者は全員就職が決定しているが、教員は必要に応じて県内外の施設を訪問し、募集状況を把握するとともに卒業生の就職先施設とは連携して卒後生支援に努めている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準6の充足状況

学生委員会を中心とする支援組織を設け、学生が学修に専念し、安全・安心な学生生活を過ごし、進路選択が可能となるよう、学生支援を行っており、支援体制は十分に機能しており、同基準をおおむね充足している。

① 効果が上がっている事項

新入生宿泊研修、学生・教員連絡会議、ボランティア活動、サークル活動の状況を見ると、学生が主体的に考え、行動するなどある程度評価できる状況となっている。また、現在1人を対象としている障害のある学生に対する修学支援、少数の学生が継続利用するカウンセリングの状況など、早期介入、きめ細かな対応が一定できているものと考えられる。

看護師、保健師及び臨床検査技師の国家試験については、様々な支援により、常に高い合格率を誇り、平成27年度ではすべてで合格率100%となっている。また、就職や進学に関しても様々な方法により学生を支援できている、ほぼ全員の希望を満たしている。

② 改善すべき事項

学生の状況については、個別的な事象についての把握はできているものの、全体的な把握までは至っておらず、学生生活実態調査などの定期的な調査による数値的な把握を検討する必要がある。

大学卒業生の県内就職率の向上については、県の総合計画である「新・せとうち田園都市創造計画」の指標において、県内大学卒業生の県内就職率について、平成32年度に52.0%と目標値が設定されており、県の最重要課題の一つとなっている。しかしながら、本学においては、平成27年度に開学以降初めて、県内就職率が50%を切るという危機的状況に陥っている。今後、県内就職率向上を目指して、教職員が危機意識を共有し一丸となって、早急にあらゆる対応を講じるとともに、組織体制を強化することは喫緊の課題である。

卒業後の状況について、特に卒業後の県外就職先での離職状況の把握等が不十分であり、離職、Uターンによる再就職、進学後の状況に関して十分に把握できていない状況がある。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

本学の学生は、実習等が多く時間割上余裕がないこともあり、他学年との交流が少ないほか、同年代の人との交流の機会も少ない状況にある。そのため、学生が主体的に考え、行動できるよう学年間の交流、さらには県が主催する各種イベント等の活用やボランティア活動への参加等により、同年代の人と交流するとともに、本県に親しみを持ち、県内就職につながる機会となるよう検討していく。

国家試験については、今後とも様々な支援により、高い合格率を維持していくとともに、就職や進学に関しても本人の希望を満たすためにも、就職コーディネーター配置の効果検証も含め、毎年度、全学生を対象とした調査を実施することなど、PDCAサイクルを意識して進めていく。

② 改善すべき事項

学生の状況については、数値的な把握をするため、学生生活実態調査などの定期的な調査について、平成29年度以降、学生委員会において、平成28年度に導入したe-ラーニン

グシステムのアンケート調査機能を活用することにより実施するよう検討していく。

県内就職率向上のため、平成29年度から県医務国保課が重点施策として本学で実施する「看護職員就職説明会事業」についても、積極的に協力するほか、組織体制のさらなる強化や具体的な事業の検討を進め、平成29年度中にはアクション・プランを策定する。

卒業後の状況については、県外就職先での離職後のUターンを促進するためにも、第1章3将来に向けた発展方策で述べたとおり、同窓会活動の一つとして、定期的な調査を行うことも含め、対応方法について検討していく。

#### 4 根拠資料

- 6-1-1 学生・教員連絡会議運営要領
- 6-1-2 学生便覧 (既出 1-2-1)
- 6-1-3 冊子「安全で楽しい学生生活を送るために」
- 6-2-1 留年者の状況
- 6-2-2 進級基準等
- 6-2-3 休学者の状況
- 6-2-4 退学者の状況
- 6-2-5 私のアルバム
- 6-2-6 香川県立保健医療大学大学院長期履修規程
- 6-2-7 香川県立保健医療大学大学院再入学規程
- 6-2-8 香川県立保健医療大学授業料の減免等に関する取扱要綱
- 6-2-9 香川県立保健医療大学授業料の減免等に関する選考基準
- 6-2-10 授業料減免実績
- 6-2-11 授業料減免状況
- 6-2-12 日本学生支援機構奨学金の利用状況
- 6-2-13 香川県看護学生修学資金の貸与状況
- 6-3-1 後援会だより(平成27年度分)
- 6-3-2 新入生宿泊研修後の評価
- 6-3-3 学生サークル一覧
- 6-3-4 サークル活動団体数の推移と後援会による助成状況
- 6-3-5 ボランティア参加者数
- 6-3-6 保健室及び学生相談室運営要綱
- 6-3-7 保健室の利用状況(学生)
- 6-3-8 香川県立保健医療大学学校医設置要綱
- 6-3-9 カウンセリングの利用状況
- 6-3-10 香川県立保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程
- 6-3-11 ハラスメント調査委員会要項
- 6-3-12 ハラスメント防止のための研修会
- 6-4-1 大学卒業・修了者国家試験の合格状況
- 6-4-2 進路支援のための対応状況
- 6-4-3 卒業生・修了生等の進路状況

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

#### ① 教育研究環境整備に関する方針

開学時に理念・目標を達成するための教育研究等環境の整備を行ったが、その後、本学として、教育研究等環境の整備に関する方針は、特に定めていない。

なお、施設設備に関しては、平成28年3月に県が策定した「香川県県有公共施設等総合管理計画」(根拠資料7-1-1)及び平成25年3月に策定した「香川県県有建物長寿命化指針」(根拠資料7-1-2)に基づき、財政状況等も踏まえながら、予防保全の考え方を取り入れ、LCC(ライフサイクルコスト)の縮減や平準化を図ることとされており、具体的には、「香川県新ファシリティマネジメント推進計画」(根拠資料7-1-3)により進めている。

#### ② 校地・校舎・施設・設備に係る計画

本学の施設・設備の大部分は、平成11年4月の短期大学の開学にあわせ、平成9年10月に着工し、平成11年3月に完成した。本学の施設・設備の整備に関する基本的な考え方は、平成8年12月の事業認定申請書の事業計画書(根拠資料7-1-4)で示されており、現時点でもおおむねその考え方のおりである。

また、平成29年度から大学院博士後期課程を設置するが、現有建物の有効活用を図る観点から、増築せず一部改修で対応し、新たな用地取得をはじめ施設整備を行う計画はない。

なお、前述の「香川県県有建物長寿命化指針」に基づき、建物使用可能年数の目標を65年と定め、今後30年間の長期保全計画書を策定することとなっている。

情報システム機器の整備に当たっては、「香川県情報システム調達指針」(根拠資料7-1-5)に基づき、6年以上の借入期間とし、一括調達の方式で実施しており、平成28年10月に更新したところである。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

#### ① 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

##### ア 校地

校地は、校舎敷地38,173.56㎡と運動場(グラウンド)用地12,577㎡を合わせた50,750.56㎡(学生1人当たり131.48㎡)で、高松市中心部からほぼ東に直線距離で10km離れた高松市とさぬき市の境に近い高松市牟礼町原の小高い丘の上に位置し、西に国の史跡及び天然記念物に指されている屋島、北西に四国八十八箇所の第八十五番札所八栗寺を有する五剣山、北に志度湾や小豆島を望むことができる豊かな自然環境に恵まれている。また、周囲には、はるか800年余り前に繰り広げられた源平合戦の史跡が点在する。

アクセスは、高松市中心部から自動車約30分、JR志度駅から自動車約5分、ことでん志度線原駅から徒歩10分に位置する。

##### イ 校舎等

校舎等の建物は、延べ16,120.73㎡で、主な建物としては、研究室や事務室等を有する「管理研究棟」、大講義室や情報処理教室等を有する「講義棟」、各種実習施設等を有する「実

習棟」、図書館や食堂、サークル室等を有する「厚生棟」、「体育館」、「動物舎」、学生相談室等を有する「教育研究棟」があり、構造は、教育研究棟(鉄骨造)を除き、鉄筋コンクリート造である(根拠資料7-2-1)。また、屋外施設として、県道を挟んで北側に位置し、多目的に使用できる形態のグラウンドと校舎敷地内にテニスコート3面を設置している。

その配置や造形は、大学としての風格と機能を備えながら、大学周辺の環境へも配慮して作られている。具体的には、地域の豊かな景観イメージや土地の記憶を建物に置き換え継承したものとなっており、また、主要な建物は中庭を取り囲んで配置され、休憩時間や講義終了時には学生が行き交い、交流する情景を見ることができる。

厚生棟の2階には、座席数246席の学生ホール兼食堂があり、学生の打ち合わせや自習などに、昼食時にはセルフサービス方式の食堂として利用されているほか、自動販売機やコピー機も設置されている。学生ホール・食堂及び自販機等のスペースについては、大学が香川県立保健医療大学後援会に対して行政財産目的外使用許可による使用を認め、後援会が業者に運営委託している。3階には、音楽室、サークル室5室、和室があり、体育館・テニスコートとともに、学生のサークル活動に利用され、学生の親睦の場ともなっている。

なお、障害を持つ人に配慮するため、できる限り段差のない構造として、エレベータを管理研究棟、講義棟、実習棟に各1台、厚生棟に2台設置するとともに、講義棟・実習棟の各フロアや管理研究棟1階に障害者用トイレを設置している。なお、視覚障害者に配慮して手摺にも点字を施している。

## ウ 情報システム

本学の情報ネットワークシステム(学内情報ネットワーク)は、大学の教育・研究活動の高度化、多様化、活性化に寄与すること、保健・医療情報の収集及び管理を容易にすること、学生の情報活用技術の習得及び向上を図ること、大学内の事務や運営の合理化、高度化、効率化を図ることを目的として整備し、光通信によるインターネット回線により、学術情報ネットワーク(SINET)に加入して、最先端の学術情報基盤を利用している。

## ② 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

### ア 大学施設・設備の維持管理

施設設備の維持管理は、外部委託により行っている。主な委託業務は、清掃業務、警備業務、設備等管理業務、一般廃棄物処理業務、産業廃棄物処理業務、実験排水処理施設維持管理業務、昇降機保守点検業務、出入管理装置保守点検業務、中央管制装置・空調用自動制御機器保守点検業務、構内緑地維持管理業務などである。指名競争入札により契約を行っていた8件の委託業務について、順次契約方法を一般競争入札に変更したことにより、平成20年度に比べ平成28年度時点で年間約730万円の経費削減が図られた。

建物や設備に修繕が必要な場合、速やかに修繕等の対応をしているが、大規模なものは、設置者である県と協議して対応している。そのため、毎年、翌年度における営繕課への県有施設修繕工事委託希望箇所を要望するため、建物の点検箇所のチェック表を含む施設点検実施報告書を作成し、各建物の状況を確認している。また、「香川県県有建物状況調査事業劣化度調査マニュアル」(根拠資料7-2-2)に基づく調査を平成26年度に実施し、今後、3年に1回継続的に実施することとしている。

各施設の利用時間について、平成21年4月の大学院設置に伴い、学部生は、平日の午前

8時から午後7時30分まで講義棟・実習棟の利用を可能とし、大学院生は、夜間開講の授業のため、原則として午後9時30分まで利用可能とした上で、研究活動等のため午後9時30分以降も専用カードで出入りできるようにしている。ただし、本学の施設は午後10時以降機械警備となるため、午後10時以降に利用する場合は警備会社への連絡が必要である。

#### イ 備品の管理

備品については、5,000点以上保有しており、第10章1(3)③ウのとおり平成23年度包括外部監査において、意見として「備品一覧表と現品との照合」及び「備品の廃棄」について指摘されたことから、平成24年度から3年間をかけて全教職員参加のもと計画的に備品照合検査を実施した。その後、平成27年度からの3年間における新たな備品照合検査を行うため、「備品照合検査マニュアル」(根拠資料7-2-3)を更新して実施しているところである。

#### ウ 安全・衛生の確保

「香川県立保健医療大学衛生委員会要綱」(根拠資料7-2-4)に基づき、衛生委員会を設置し、部屋ごとに職場巡視実施者を指名して、職場巡視実施マニュアルに基づき、毎週巡視の上、チェックリストを作成して事務局へ提出させるとともに、7月の職場巡視強化月間には、衛生委員による職場巡視を実施している。

また、「香川県立保健医療大学防火等管理規程」(根拠資料7-2-5)に基づき、防火等管理委員会を設置し、消防法に基づく消防計画を策定、自衛消防隊を組織するとともに、教職員の緊急連絡網を整備しているほか、毎年、教職員と学生が参加する消防訓練を実施し、火災予防意識の啓発、自衛消防隊の実地訓練、消火器の使用法などの講習を行っている。なお、施設等の区分ごとに管理責任者を指名しており、火元責任者と職場巡視実施者も兼ねており、責任体制の一体化を図っている。

さらに、廃棄物については、「香川県立保健医療大学廃棄物処理規程」(根拠資料7-2-6)及び「香川県立保健医療大学廃棄物処理要項」(根拠資料7-2-7)に基づき、毒劇物等については、「香川県立保健医療大学毒劇物等管理規程」(根拠資料7-2-8)及び「香川県立保健医療大学毒劇物等管理実施要項」(根拠資料7-2-9)に基づき、適切に対応している。

本学の情報ネットワークシステムの安全を確保するため、従来から、ウェブサイトの閲覧制限を管理するプロキシサーバー機能、ファイアウォールのログの収集・分析及びウイルス対策機能を有するなどして情報セキュリティ対策を実施するとともに、教職員が使用するパソコンについて、平成28年10月からインターネット閲覧用パソコンを別途配置し、インターネット等の外部への接続は、当該パソコンに限定することにより、外部からの情報資産への攻撃に対する対策の徹底を図っている。また、平成28年度に本学独自の情報セキュリティポリシー(根拠資料7-2-10)を制定した。なお、学内に第3章1(1)③で述べた情報ネットワーク委員会を設置し、必要に応じて委員会を開いて円滑な運用を図っている。

交通安全対策としては、構内の横断歩道及び一時停止線の塗装、交通標識、反射鏡及び減速板などを設置するとともに、防犯対策として、不審者への自主的な対応策として、サスマタ、ネットランチャー、防犯ブザーを事務室や図書館等に備え付けている。さらに、AEDも2台設置し、全国AEDマップに登録している。

#### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

図書館は、図書館資料の充実、教育研究活動に必要な学術情報環境を整備することで、



利用者の活用が高まり、学問的関心が深められ、探究心を育てる環境をつくとともに、地域貢献の一環として学外利用者の増加等、知的財産並びに専門分野における学問の拠点としての活性化を図ることを目標としている。

## ① 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況

### ア 図書

図書館では、「香川県立保健医療大学図書館資料収集方針」(根拠資料7-3-1)に基づいて、本学の教育目標を実現するために必要な教育研究のための資料を体系的に収集している。

具体的には、図書委員会年間活動計画に基づいて第3章1(1)③で述べた図書委員会で審議を行い、選書は図書委員が輪番制で担当し、教職員及び学生からの購入希望図書への対応等、全体の蔵書構成を勘案し、計画的に整備を進めてきた。特に本学の教育研究の専門分野に関する資料は、最新情報に関する出版物の発行に注意を向け収集している。また、シラバスに掲載している参考書を収集し、教育課程に沿った指定図書は学生の需要に応じて同じ図書を1～5冊別置にしている。さらに、授業のレポート課題におけるテーマに関わる図書については、授業担当教員から情報収集し、全所蔵図書からピックアップして課題図書コーナーを設置するなど、授業と連携するよう努めている。特に本学は、国家資格試験を受験する学生を育成していることから、国家試験対策に関する図書資料の充実を図っている。

平成27年度末における図書の蔵書冊数は70,625冊、視聴覚資料は1,584点で、平成21年度から平成27年度における所蔵冊数は順調に増加している(根拠資料7-3-2)。

また、分野別蔵書の状況については、自然科学分野が半分以上を占め、その自然科学分野のうち3割が看護学関係である(根拠資料7-3-3(1)(2))。

除籍については、平成22年4月から「香川県立保健医療大学図書館資料除籍要綱」(根拠資料7-3-4)に基づいて行い、平成27年度末における除籍冊数は128冊であった。

### イ 視聴覚資料

資料の選択は、教職員及び学生から購入希望を募り、図書館資料収集方針に基づいて図書委員会で検討した後に購入している。主に授業等で活用する目的で、教員からの購入希望が多く、市販されているDVDが収集の中心となっている。

視聴覚資料は、平成28年3月末現在で1,584点所蔵している(根拠資料7-3-5)。なお、図書館資料除籍要綱に基づいて平成24年度に1点除籍した。

### ウ 雑誌

学術雑誌については、教員から購入希望を募り、図書館資料収集方針に基づいて図書委員会で検討し決定している。なお、文献の複写、閲覧といった図書館での利用状況や他館からの文献取寄せ状況などから必要とされているものを検討し、見直しを実施している。

平成27年度末には、和雑誌103タイトル(一般雑誌13タイトルを含む。)、洋雑誌1タイトル、新聞8タイトル(専門誌1タイトルを含む。)を購入した。これら定期購読の他に、他大学との重複雑誌交換事業などによりバックナンバーの補填に努めている。

### エ 電子ジャーナル・文献検索データベース等の学術情報へのアクセス

本学の電子ジャーナル・文献・書誌検索メニュー(根拠資料7-3-6)は、全国の大学図書館等の所蔵する図書・雑誌検索等ほか、6つで構成している。この学術情報は、インターネット

接続により、館内の検索端末からだけでなく教員や大学院生の研究室、情報処理教室からの利用も可能である。

また、蔵書検索(OPAC)など学術情報へのアクセスについては、図書館管理システムにより、館内資料はすべて検索できるように整備している。学内LANを利用することにより情報処理教室のパソコンや教員研究室等からの検索も可能である。

## ② 図書館の規模、職員の配置、開館時間、利用状況等

### ア 図書館施設・設備

図書館は、平成11年4月に香川県立医療短期大学図書館として開館し、平成16年4月には香川県立保健医療大学図書館に移行した。

図書館は、鉄筋コンクリート3階建て厚生棟の1階に位置しており、短期大学開設時に建築した建物で、耐震設備など災害への対応も充実している。

総面積702㎡、サービススペースは528㎡、書庫101㎡、事務室40㎡、その他33㎡であり、400人弱の学生に対し、座席数は80席(図書館内の中庭交流スペース8席を含む。)、書架の横にスツールを10脚設置し、適切な規模で高水準な設備を確保できている。

入り口には盗難防止付チェックゲートがあり、入り口付近には、OPAC、コピー機、カウンターなどがある。中央部には収蔵能力4万冊の開架式書架があり、学生は自由に図書を閲覧できる。北側および西側には、閲覧席72席が用意されており、雑誌・新聞閲覧コーナーを設置している。東側にはグループ学習室が1室、個人学習室が2室、AVコーナーには視聴覚用ブース3席、情報検索性用パソコン3台がある。また、カウンターより奥には事務室、作業スペース、移動式で6万冊が収蔵可能な書庫がある。

さらに、図書館閉館時にも返却できるポストを管理研究棟ロビーに設置している。

### イ 開館時間・日数・貸出等

図書館の利用に関しては、「香川県立保健医療大学図書館利用規程」(根拠資料7-3-7)に基づいて開館時間、休館日、利用者、図書館資料の貸出しなど、図書館の利用・運営に関する必要事項を明確に定めている。

開館時間は、平成20年度までは、平日午前9時から午後7時までであったが、平成21年度の大学院開設に伴い、同年4月から、平日は午前9時から午後9時30分まで、土曜日は午前9時から午後1時までとしている。

休館日は、日曜日、祝日、長期休業期間中の土曜日、開学記念日(10月20日)、12月28日から1月4日まで、資料整理日である。

図書館資料の貸出に関しては、貸出可能な資料は原則として図書と一般雑誌とし、冊数及び期間は教職員及び大学院生、専攻科生は10冊3週間以内、学部生は5冊2週間以内、学外者は2冊2週間以内としている。ただし、学生については貸出禁止図書の一夜貸しや長期休業中の貸出期間の延長を特別に認めている。

また、教員が臨地実習で学生指導に必要な資料を学外で利用したい場合には、「香川県立保健医療大学図書館長期貸出要綱」(根拠資料7-3-8)に基づいて貸出しを可能としている。

開館等については、図書館のホームページや、図書館利用案内(根拠資料7-3-9)で周知している。開館当初から新生を対象とした図書館利用ガイダンスは、司書が中心となって毎年度当初に実施してきたが、平成27年4月からは学生の視線からのオリエンテーションを

重要視し、第6章1(3)④アで述べた学内サークルの一つである図書サークルビブリアが中心に実施している。また、文献の検索・収集方法やデータベースの検索方法などのガイダンスについては、3年次から4年次にかけて学習進度に合わせ、司書が実施している。

学生への連絡に当たっては、個人情報保護法の施行に伴い、平成18年2月「香川県立保健医療大学図書館個人情報取扱指針」(根拠資料7-3-10)に基づいて、図書館入り口の掲示板において個人情報を考慮の上、連絡事項を掲示している。

平成21年度以降の図書館資料の貸出し実績(卒業生・一般を除く。)は、増減があるものの、全体として減少傾向にある(根拠資料7-3-11)。

平成27年度は貸出人数5,457人、貸出冊数10,851冊(1日平均40.0冊)であった。このうち学生(大学院生・専攻科生を含む。)1人当たりの貸出冊数は年間約22.8冊であった。

## ウ レファレンスサービス

レファレンス業務(参考調査業務)は、図書館カウンターにおいて司書が、開館時間内は随時応じている。平成27年度は401件で、その内訳は、案内85件、所蔵調査249件、文献紹介67件であった。レファレンス業務の広報は、図書館のホームページのほか、利用案内や蔵書検索方法、文献調査方法等のパンフレットで周知し、利用者からの相談等に対応している。また、新入生を対象とした図書館利用ガイダンスで紹介している。

## エ 職員配置等、利用環境整備

職員は、司書の資格を持ち専門能力を有する嘱託3人、臨時職員1人の4人である。嘱託職員3人は分担し、図書館運営に係る事務全般、資料の受入・整理、ILL業務などを行っている。カウンター業務は職員全員で、午後5時以降は時間差出勤でシフトを組み対応している。司書は、利用環境整備の一環として利用者のニーズに対応する専門能力の向上のために、公立大学協会図書館協議会等における研修会への参画等、スキルアップに努めている。

館内設備は、適宜、専門分野における最新情報等に対応できるように、図書委員会での審議等を経て整備できている。平成25年度には、利用者の便宜を図るため、グループ学習室に専用PC、プロジェクタ及びスクリーン兼用白板などのAV機器を使用できるように対応した。また、平成27年度は、本学同窓会と後援会から資金を得て、図書館内に中庭交流スペースを設けパラソル付きテーブル2つ、椅子8席を設け、屋外で図書の利用ができるようになっている。

図書館の運営は、第3章1(3)で述べた図書委員会が担当し、活動方針に基づいて定例会議を年7回、適宜、臨時で開催している。

## オ 図書システム

図書館における目録情報の管理、閲覧・貸出業務、図書・雑誌・視聴覚資料の管理、運用管理等図書館業務を総合的に処理できるシステムは、平成11年4月の開館時から採用しており、平成19年2月に更新、さらに、システム及び機器の更新を平成25年3月に行った。これにより、蔵書の書影表示や、教員による書評の掲示、開架場所の表示機能が追加されるなど、利用者サービスの向上が図られた。

## カ 学術情報相互提供システム

本学図書館が所蔵していない文献については、国立情報学研究所NACSIS-ILL(文献相互貸借システム)による文献複写・貸借申し込みが可能である。平成18年4月から「香川県

立保健医療大学図書館相互利用取扱要領」(根拠資料7-3-12)に基づいて、料金相殺制度に加入し運用を開始した。

平成25年2月から機関リポジトリの運用を開始し、学術情報は、館内検索端末からだけでなく教員や大学院生の研究室、情報処理室からの利用も可能であることから、文献複写受付数は減少した(根拠資料7-3-13)。また、第10章1(3)②で述べる「香川県立保健医療大学学術情報リポジトリ運用指針」を施行している。

#### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

##### ① 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

本学の施設・設備の大部分は、平成11年4月の短期大学の開学にあわせ、平成9年10月に着工し、平成11年3月に完成した。その後、平成16年の大学開学に伴い、教育研究棟を建設するとともに、実習棟の地域看護実習室と管理研究棟を改修、平成21年4月の大学院研究科設置及び看護学科定員増に際しては、変化に対応したカリキュラムや学科の定員設定に柔軟に対応できるよう、従来小講義室中心であったものを、小講義室(20~50人)6室、中講義室(51~100人)4室、大講義室(100~150人)2室に改修した。なお、ステージを持つ階段状の大講義室は、304人収容である。

また、両学科の性質上から実習・実験が多く、講義棟3階には臨床免疫・分子生物学実習室など、実習棟3階には病理実習室など、臨床検査学科関係の実習室及び準備室が、実習棟の1階には在宅看護実習室など、2階には成人看護実習室、手術室など看護学科関係の実習室及び準備室を配置しているほか、別棟としてマウスやラットなどの動物実験用の動物舎を設置している。

機器・備品については、電子顕微鏡や呼吸機能測定装置、超音波診断装置、ICU/CCUモニタリングシステムなど、研究や実習に必要なものは揃っており、100万円以上の重要物品は、171点(平成28年3月末現在)となっている。

学生が利用できる情報設備として、情報処理教室パソコン(104台)、図書館利用者用パソコン(5台)、教職員が利用できる情報設備として、業務用パソコンとして1人1台配置している。さらに、平成28年10月からインターネット閲覧用パソコンを別途配置した。

情報システムとしては、「学内情報ネットワークシステム」を整備するとともに、入試関係(志願者管理・入試成績管理・合否判定・入学手続等)、教務関係(履修登録・試験成績管理・卒業進級処理・カリキュラム編成・時間割編成等)及び就職関係(企業求人情報管理・就職活動情報管理・就職実績情報管理等)の事務処理を省力化するための「教務・学生情報システム」について、平成25年10月にシステム及び機器の再更新を実施し、学内情報ネットワークと接続することにより、教員の各研究室からはシラバス登録や学生の成績管理が行えるようになるなど事務処理の効率化が、情報処理教室パソコンからはシラバス参照や学生各個人の履修登録、成績照会等が可能となっている。

駐車場については、208台分(うち、学生用130台分)を整備している。不足する場合には、グラウンドを開放し、対応している。

##### ② ティーチング・アシスタント(TA)など教育研究支援体制の整備

本学では、平成21年4月の大学院(修士課程)開設に伴い、「香川県立保健医療大学大学

院ティーチング・アシスタント(TA)取扱要領」(根拠資料7-4-1)を定め、平成22年4月から運用し、大学院(修士課程)に在籍する大学院生が、教員の指導を受けながら学士課程の講義・演習及び実習における教育の補助を行っており、毎年度、一定数を保持している状況にある(根拠資料7-4-2)。なお、リサーチ・アシスタント(RA)制度等は導入していない。

また、第3章1(2)で述べたとおり、実習施設の臨地実習指導者には非常勤講師の委嘱を行い、協力を要請している。

### ③ 教員の研究費、研究室及び研究専念時間の確保

#### ア 研究費

本学では、従来、教育研究費として、教員研究費、教育研究旅費、共同研究費、教員研修費、実習関係経費、教材・教具購入費、教育機材管理費等を予算計上し、そのうち、教員研究費・教員研究旅費の総額の約2分の1を職階ごとに定めた基準に応じて専任教員の個人研究費等に配分し、残りは学長裁量費として留保した上で、学科や大学全体で共同使用する教育・研究備品や文房具、備品の修繕費、新規採用職員の初度調弁費、その他緊急に必要なものなどに支弁することとしている。

教員の研究費に関しては、「香川県立保健医療大学研究費取扱要綱」(根拠資料7-4-3)に研究費の支出科目、配分方法、研究費の執行手続きなどを定め、毎年、学長が「研究費・教材費等に関する取扱い指針」を定めた後、各教員が研究費執行計画書を年度開始前に提出し、学長による査定の後、各教員の研究費が年度当初の4月に内示され、執行される。

平成20年度からは執行計画の査定に際して、前年度の外部資金の獲得状況や研究業績などを考慮した配分を行っている。

共同研究費に関しては、主に学内の共同研究を推進する目的で、前述の個人研究費等とは別に予算化しており、学長の査定では、講座や学科の枠を超えて全学的な体制で取り組めるような研究を優先し、また、各学科、教養部を中心とする共同研究にあつては、特定の学科等に偏らないよう配慮している。平成28年度の共同研究費は、1,674千円である。

これらの教育研究費総額は、県の厳しい財政状況を反映して年々削減され、平成21年度から平成27年度までに27%以上減少している(根拠資料7-4-4)。このため、平成28年度の予算においては、昨年度と同額の研究費を確保するとともに、職階ごとのこれまでの配分比率を見直し、配分額の差の圧縮を行った。

また、平成26年度からは、研究費の配分が少ない、あるいは外部資金を得るだけの研究業績のない教員の業績アップへの足掛かりとなることを配慮し、若手教員のために学長裁量費から特別研究奨励費を配分している。平成28年度は、800千円である。

#### イ 競争的な研究環境の創出

県の厳しい財政状況が続く中、研究活動を活性化するためには、文部科学省の科学研究費補助金のほか、奨学寄附金、受託研究費、各種団体からの研究助成金など外部からの研究資金を積極的に導入する必要があるため、本学においてもこれらの獲得に努めている。

また、本学では、個人の教員研究費の査定にあたって外部資金の獲得状況、大学院研究指導教員の状況や研究業績などを考慮している。共同研究費は限られた予算の中、公募により提出された研究計画書に基づいて採否や執行額が決定される、いわば本学の内部的な競争的研究費となっている。

文部科学省科学研究費補助金や科学研究費以外の外部資金の状況については、第9章第2節1(1)②のとおりである。

## ウ 教員研究室の整備

教員研究室は、現在47室あり、そのうち個人研究室が41室、共同研究室が6室で、講師以上は全員、個室を確保している。

個人研究室は、全て同面積で、1室当たりの面積は20.1㎡、看護学科は管理研究棟の1、2階、臨床検査学科は3階を中心に配置されている。

共同研究室は、1室当たりの面積が平均42.3㎡で、管理研究棟に3室あり、1、2階は看護学科、3階は臨床検査学科の助教が共同で使用している。

教材作成室は、管理研究棟の各階に1室ずつ、計3室あり、教員はコピー機や各種文房具などを自由に利用できる。また、教育研究棟にある2室の教材研究準備室では、教員間あるいは教員学生間の教育研究打合せ、抄読会等が行われている。

さらに、実習棟1階に看護学科教育研究室が2室、2階にも看護学科教育研究室が1室、3階に臨床検査学科の化学系研究室、病原系研究室、形態系研究室の3室がある。

個人研究室には、基本的設備として、机、椅子、ミーティングテーブル、保管庫、書棚、洗面台、ロッカー、パソコン、電話、ホワイトボードなどが設置され、パソコンについては、平成28年10月から、(1)②で述べたように学内LANにより本学のネットワークシステムと連結しているパソコンとインターネットやメールシステムがWi-Fi環境によって利用できるパソコンの2台体制とし、研究室から図書館の文献・蔵書検索なども可能である。これらの基本的設備に関しては、共同研究室の助教についても同様に整備している。

## エ 研究時間の確保

教員の研究時間を経常的かつ公平に確保するためには、各教員の担当授業時間に偏りがないようにする必要があるが、各教員の専門性もあり、多少のばらつきは生じている。また、実習指導や大学の管理運営業務、講演会講師や各種審議会等の委員としての地域貢献などについても、教員間で極端な差が生じないよう調整しているが、これら種々の学内外での業務により、研究時間の確保に苦勞している教員もいる。

本学では、大学教員としての教育研究能力の向上を支援する目的で、「香川県立保健医療大学教員自主計画研修取扱要項」(根拠資料7-4-5)を定め、教員が自主的に研修・研究ができる制度を設けており、各教員は週8時間を限度に、大学院に就学し講義を受講したり、資料の収集や論文作成を行えるよう研究活動に専念できる時間を確保している。

なお、本学の学内警備は、(2)②アで述べたように午後10時以降や休日などの時間外にも学内で研究活動を行うことが可能である。

## オ 研究上の成果の公表、発信等

### (7) 大学雑誌

本学では、教員の研究成果の発表の場を確保するとともに、大学の研究活動の公開の一端を担うため、平成21年度から従来の「紀要」を「香川県立保健医療大学雑誌」(根拠資料7-4-6)に改めるとともに、より厳正な査読を行い、学術誌としての更なる質的向上を図っている。

大学雑誌の編集は、「香川県立保健医療大学雑誌投稿編集規程」(根拠資料7-4-7)に基づいて、図書委員会の6人の委員が兼任で編集委員会を構成し、編集にあたっている。原稿の

採否に関しては、各投稿論文については、専門領域における学内外教員2人による査読を行い、総説、原著、速報、報告、資料などの種別に分類し掲載しており、毎年度、一定数を保持している(根拠資料7-4-8)。

また、本学の大学雑誌については、現在、医学中央雑誌などのデータベースで論文タイトルが検索可能であり、本学リポジトリや国立情報学研究所のCiNiiからは論文のフルテキストのダウンロードが可能である。

#### (4) 学術大会・研究会等での発表

国内外の学術大会や研究会での発表は、予算計上し、授業や大学業務に支障のない範囲内で認めている。実際の学会発表については、年度により増減はあるものの、一定数は保持している状況にある(根拠資料7-4-9)。

なお、平成23年度から共同研究の研究成果について学内での研究報告会を開催しており、現在では、共同研究、教員研修の成果についても、年1回定期的に学内研究報告会として開催している。

#### (4) 論文としての発表

実際の研究業績の論文としての発表については、年度により増減はあるものの、一定数は保持している状況にある(根拠資料7-4-10)。

#### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、本学教員や教員の指導のもとに学生が行う研究等において、倫理面からの正当性を審査するため、「香川県立保健医療大学倫理審査委員会規程」(平成17年4月制定。現行規程は平成27年4月1日から施行)(根拠資料7-5-1)、「香川県立保健医療大学動物実験規程」(根拠資料7-5-2)、「香川県立保健医療大学遺伝子組換え実験安全管理規程」(根拠資料7-5-3)を制定し、それぞれ倫理審査委員会、動物実験専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会で審査している。

倫理審査委員会においては、倫理申請と審査が適切になされるように、本学教員5人(医学及び看護学以外の教授若しくは准教授1人を含む。)及び学外の学識経験者2人からなる倫理審査委員会による審査を受けている。審査は、研究等の対象とする個人の人権擁護、研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法、研究等によって生ずる個人への不利益並びに危険性並びに医学及び看護学上の貢献の予測、の3点を中心に審査を行う。審査終了後、委員会は学長に「審査結果報告書」を提出し、学長は「審査結果通知書」及び「承認通知書」を発行する。また、申請者は、研究等が適切に行われたことを「研究結果報告書」により、学長に報告する。

動物実験に関して、実習動物の愛護及び管理に関する法律と実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準を遵守し、科学的かつ動物福祉の観点から適正な動物実験が実施されるよう、学内教員3人からなる動物実験専門委員会において、年度毎にすべての動物実験計画書及び報告書の審議、動物実験実施者を対象にした教育訓練を行っている。また、各年度末に提出される動物実験終了報告書を確認し、動物実験に関する自己点検・評価報告書(根拠資料7-5-4)を作成し、ホームページ上に公開している。なお、教員と学生が実験動物に感謝をささげるため、毎年、動物慰霊祭を開催している。

遺伝子組換えに関して、本学では、主にP2レベルの実験設備を利用しているが、遺伝

子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づいて、すべての実験の安全の確保を図るため、遺伝子組換え実験安全委員会を設置し、実験計画の審査、実験従事者を対象にした教育訓練並びに事故等緊急事態発生時の必要措置及び改善策の調査審議を行い、実験の安全確保、実験設備の適正な維持管理等に努めている。

平成21年から平成27年までの審査申請件数は、年度により増減はあるものの、全体としては増加傾向にある(根拠資料7-5-5)。

なお、第10章1(2)②で述べるように、すべての研究者と大学院生、卒業研究を行う学生に対し、コンプライアンス教育としてCITIJAPANのeラーニング教材「研究倫理教育プログラム」を受講させるなどの対応を行っている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準7の充足状況

教育研究等環境の整備に関する方針は、特に定めていないものの、医療系大学としての必要な施設・設備、学術資料を提供する図書館等は整備している。また、教育研究を支援するための環境や条件を適切に整備するとともに、研究倫理を遵守するための委員会等の活動も適切に行われ、同基準はおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

校地・校舎及び施設・設備の維持管理については、委託業務の経費削減が図られていることは、評価できる。

図書館、学術情報サービスについては、全体の蔵書構成を勘案し、計画的に整備を進めており、最新情報に関する出版物等が収集できている。また、公立大学図書館協議会、看護図書館協議会などを通じ、館種・主題・地域に応じた図書館間の連携に努めるとともに、他大学図書館等との相互利用をより一層活用できている。

本学の情報セキュリティ対策の強化を図るため、本学独自の情報セキュリティポリシーを整備したところである。

#### ② 改善すべき事項

本学の主な施設や設備は、整備後17年が経過しており、一部の箇所で雨漏りが生じるなどしているが、原因不明で根本的な解決には至っていない。また、エレベータについては、平成21年の建築基準法関係法令の改正に伴い、要是正(既存不適格)となっていることから、今後、対応する必要がある。さらに、視聴覚機器をはじめとする設備や備品についても、順次、更新しているものの、LCCを見据えた更新計画が必要である。

本学にかかる様々な危機に対応するため、危機管理基本マニュアル、個々の危機管理マニュアルを策定する必要がある。

図書館については、最大10万冊の資料が収容可能であるところ約7割の蔵書に留まっており、今後より一層の充実が必要である。一方で、学内外からの寄贈図書制限、発行から相当年の経過した資料の複本や継続図書の旧版など新版の受入と同時に資料価値が著しく低下する資料の除籍などを検討することも必要である。また、所在不明資料も存在する。

教育研究等支援については、教育研究費と教育研究旅費の相違点が不明確であるとともに、決算における予算との乖離が大きく、制度的な検討が必要である。



研究倫理については、「厳選な審査」を行っていること、学術誌の投稿の際に大学での倫理承認を受けていることを条件とする学会の増加に伴い、従来倫理審査を受けた経験のない研究者が申請を行っていること、大学院生が研究を始める際には倫理審査を受けることを義務付けている申請が増えていることなどから、1回目の審査を受けた時には、審査申請された研究等のほとんどが条件付き承認となっている。また、施設において適切な動物実験が実施されているかに関して、外部機関による評価を受けることが推奨されている。

### 3 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

施設については香川県新ファシリティマネジメント推進計画に基づき、適切に計画的な維持管理を行う。

図書館の利用冊数の拡大策として、利用価値の高い図書をある一定数確保した上で、授業科目の学習課題などで図書館資料の利用が促進できているので、教員への協力依頼は継続して行うこととする。

本学の情報資産の安全を確保するため、平成29年度から順次、情報ネットワーク委員会において、情報セキュリティ実施手順の策定や自己点検を実施する。

#### ② 改善すべき事項

視聴覚機器をはじめとする設備や備品について、修繕や更新、新規取得の必要性を把握し、LCCを見据えた整備計画を総務企画委員会において平成30年度までに作成する。また、本学の施設の原因不明な修理必要箇所については、経過観察を行い、一定の時期に大規模な改修を行うことも検討する。なお、エレベータについては、一般的に20～25年がリニューアルの目安であり、設置後20年目の平成31年度以降にリニューアルを実施する。

様々な危機的状況を想定して、総務企画委員会において平成30年度までに危機管理規程や基本マニュアルを策定し、各学内委員会においても、個々のマニュアルの整備を進める。

図書館については、現行の「香川県立保健医療大学図書館資料除籍要綱」、「香川県立保健医療大学図書館資料収集方針」について、現在、規程や方針の内容を再検討しており、平成29年度には改める取組をしている。また、図書館資料の紛失を防止するため、平成28年度は利用者のモラル喚起に関するポスターやカウンターでの司書の気配り、声掛けなどの対応などの改善策を再検討しており、平成29年度には改める予定である。

教育研究等支援については、平成29年度予算から、教育研究旅費を教育研究費に一元化するとともに、平成29年度中に予算と決算の乖離の解消に向け研究委員会で検討を進める。

研究倫理遵守については、最初に提出された申請書で承認されるよう、申請書を記入する際どのように記載すればよいか、具体的に記載例を記したマニュアルの作成について平成29年度に倫理審査委員会において検討を進める。動物実験の外部評価に関しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成29年度に改正される予定であることから、その改正に適合するように体制整備を実施し、その後、外部評価を受けることとする。

### 4 根拠資料

7-1-1 香川県県有公共施設等総合管理計画

- 7-1-2 香川県県有建物長寿命化指針
- 7-1-3 香川県新ファシリティマネジメント推進計画
- 7-1-4 事業認定申請書の事業計画書(抜粋)
- 7-1-5 香川県情報システム調達指針 [担当課からの指示により目次等のみ]
- 7-2-1 建物等の状況
- 7-2-2 香川県県有建物状況調査事業劣化度調査マニュアル
- 7-2-3 備品照合検査マニュアル
- 7-2-4 香川県立保健医療大学衛生委員会要綱
- 7-2-5 香川県立保健医療大学防火等管理規程
- 7-2-6 香川県立保健医療大学廃棄物処理規程
- 7-2-7 香川県立保健医療大学廃棄物処理要項
- 7-2-8 香川県立保健医療大学毒劇物等管理規程
- 7-2-9 香川県立保健医療大学毒劇物等管理実施要項
- 7-2-10 香川県立保健医療大学情報セキュリティポリシー [セキュリティ等にかかわるため対外的に非公表]
- 7-3-1 香川県立保健医療大学図書館資料収集方針
- 7-3-2 図書資料の整備状況
- 7-3-3(1) 分野別蔵書構成(平成28年3月末現在)
- 7-3-3(2) うち自然科学分野蔵書構成(平成28年3月末現在)
- 7-3-4 香川県立保健医療大学図書館資料除籍要綱
- 7-3-5 視聴覚資料の整備状況
- 7-3-6 電子ジャーナル・文献・書誌検索メニュー
- 7-3-7 香川県立保健医療大学図書館利用規程
- 7-3-8 香川県立保健医療大学図書館長期貸出要綱
- 7-3-9 図書館利用案内
- 7-3-10 香川県立保健医療大学図書館個人情報取扱指針
- 7-3-11 図書館資料貸出実績
- 7-3-12 香川県立保健医療大学図書館相互利用取扱要領
- 7-3-13 文献複写および現物貸借依頼件数、文献複写受付件数
- 7-4-1 香川県立保健医療大学大学院ティーチング・アシスタント(TA)取扱要領
- 7-4-2 TA配置状況
- 7-4-3 香川県立保健医療大学研究費取扱要綱
- 7-4-4 教員研究費の推移
- 7-4-5 香川県立保健医療大学教員自主計画研修取扱要項
- 7-4-6 香川県立保健医療大学雑誌
- 7-4-7 香川県立保健医療大学雑誌投稿編集規程
- 7-4-8 大学雑誌の掲載論文数
- 7-4-9 研究業績(学会発表等)の状況
- 7-4-10 研究業績(論文)の状況
- 7-5-1 香川県立保健医療大学倫理審査委員会規程
- 7-5-2 香川県立保健医療大学動物実験規程
- 7-5-3 香川県立保健医療大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 7-5-4 動物実験に関する自己点検・評価報告書(平成28年6月)
- 7-5-5 倫理審査委員会、動物実験専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会の審査件数

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携や協力に関する方針を定めているか。

本学の基本理念(根拠資料8-1-1)には、「生命の尊厳を畏敬する深い人間愛を基盤として、教育、研究、地域貢献を推進」することや「地域のニーズに応える保健医療に関する情報発信や教育研究拠点として活動」することを明記している。

その理念に従い、本学学則第48条に地域連携推進センターの設置が定められており、「地域連携推進センター運営要綱」(根拠資料8-1-2)に明示した事業などの活動を通して、地方自治体との連携活動や地域貢献活動、調査研究活動等を行っている。

また、「香川県立保健医療大学受託研究取扱規程」(根拠資料8-1-3)、「香川県立保健医療大学共同研究取扱規程」(根拠資料8-1-4)、や「香川県立保健医療大学協力研究員に関する規程」(根拠資料8-1-5)により、産業界との連携を図っている。

第1章1(1)で述べたとおり、本学の基本理念に加え、保健医療学部の教育目標には、地域や国際社会の特性や問題を広い視野で理解し、多様な保健・医療・福祉の課題に適切に対応し、保健医療の向上に主体的に貢献できる人材を育成することを掲げ、大学院保健医療学研究科の教育目標(根拠資料8-1-6)においては、指導的立場で県政や地域の保健医療活動、国際協力活動などに参画できる高度専門職業人の養成を目指すことを定めている。

これらの基本理念や教育目標に従い、地域社会・国際社会との連携・協力をすすめ、大学が有する知的資源及び物的資源を地域社会の要請に応じて積極的に開放し、教育研究上の成果を広く社会に公開・還元することとしているが、具体的な方針としては定めていない。

国際交流に関しては、平成26年12月に「香川県立保健医療大学国際交流実施方針」(根拠資料8-1-7)を定め、平成27年度を国際交流元年として位置づけて、交流活動を開始した。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

##### ① 教育研究の成果を基にした社会貢献活動

###### ア 公開講座

公開講座は、本学学則第49条及び「香川県立保健医療大学公開講座規程」(根拠資料8-2-1)に基づき、毎年、高松市の中心に所在する香川県社会福祉総合センターと本学で、2回開催しており、本学の教員2人による講演を行っている(根拠資料8-2-2)。なお、今後の展開の参考とするためのアンケート調査も実施している(根拠資料8-2-3)。

###### イ 地域連携推進センター事業

地域社会との交流を目指した地域連携推進センターによる「いきいき健康広場」を積極的に開催するとともに、内容の充実に努め、地域の人々の生涯学習の促進に寄与している。「いきいき健康広場」は、平成22年度から本学において開催しており、平成22年度と平成23年度は各3回、平成24年度以降は4回開催した。毎回20~50人程度の地域住民の方が参加しており、本学教員や学生による健康測定・健康相談、健康ビデオ上映、健康ミニ講演、健康手帳配付などが行われている(根拠資料8-2-4)。

平成28年度に、「地域連携推進センター運営委員会規程」(根拠資料8-2-5)に基づき設置さ

れた地域連携推進センター運営委員会において、センター機能の重要性、役割についての再検討を行い、これまでヘルスサポート研究会が行ってきた学生からなる健康サポーターの養成を地域連携推進センター事業とした。また、本学において実施してきた「いきいき健康広場」については年4回開催を縮小し、その代わりに健康サポーターである学生と教員がともに地域に出かけ、地域住民とともに保健医療に関する地域貢献を作り上げていくという方針に変更した。

その結果、平成28年度「いきいき健康広場」は3回開催し、そのうち1回は本学での公開講座に併せて開催し、地域3か所における「ふるさと祭り」に健康サポーターと教員がともに参加し、来場した一般参加者計169人の健康測定、健康相談等を行った。

また、地域連携推進センター事業の一つとして平成26年度から本学教員が主体となり、地域住民と協力し行う社会貢献活動に対し、地域連携推進センターの採択事業として支援を行っている。平成26年度から平成28年度までの採択事業件数は延べ11件であり、教育研究の成果を基にした社会貢献活動を行っている(根拠資料8-2-6)。

平成26年度と27年度に行われた看護学科主催による「小学生のサイエンスキャンプ」には多数の参加者があり、平成28年度からは臨床検査学科とともに「小学生・中学生のため夏のライフサイエンス教室」を開催し、両学科をあわせて61人が参加した。なお、今後の展開の参考とするためのアンケート調査も実施している(根拠資料8-2-7)。

#### ウ 教員による審議会等委員就任や講演・研修での講師等活動

個々の教員は、自身の教育研究活動を通して、県の健康福祉部関係を中心に、国・県・市町の審議会等の委員、関係諸団体の委員・役員などに就任しているが、その数は増加している(根拠資料8-2-8～8-2-9)。

また、県内外の講演会や研修会の講師としても活躍(根拠資料8-2-10)し、教育研究の成果を基にした社会貢献活動を行っている。

#### ② 学外組織との連携協力による教育研究の推進

本学と香川大学医学部、徳島文理大学香川薬学部及び保健福祉学部の医療系学部を有する県内三大学連携事業として、学術交流会や高校生を対象としたサイエンスキャンプを実施している(根拠資料8-2-11)。また、三大学新入生歓迎行事を合同で開催したり、三大学学生による連携大学祭を行うなど連携協力を進めている。

研究に関して、1(1)で述べたように、「香川県立保健医療大学受託研究取扱規程」に基づく受託研究、「香川県立保健医療大学共同研究取扱規程」に基づく共同研究を実施しており、具体的には、地元企業からの臨床検査学科教員による受託研究は毎年1件、大手企業との臨床検査学科教員による共同研究は平成27年度から1件の状況にある。

#### ③ 地域交流・国際交流事業

##### ア 県民への大学施設の開放

大学の施設は、施設の有効活用、県民サービスの向上のため、「香川県立保健医療大学施設等管理規程」(根拠資料8-2-12)及び「香川県立保健医療大学施設の一時的な使用に関する取扱い」(根拠資料8-2-13)に基づき、授業や課外活動に支障がない場合には、講義室、グラウンド、テニスコートなどの施設を県民に対して広く開放している。グラウンドは、主にスポーツ少

年団によるもので、講義室は、保健医療に関わる学会・団体の学術集会、講演会等である(根拠資料8-2-14)。

また、本学の体育館は、現在、高松市指定緊急避難場所及び高松市指定避難所に指定され、避難施設表示看板も設置されている。その一環もあり、臨地実習先の一つである「高松市はらこども園」が実施する園外防災避難訓練を毎年受け入れている。なお、本学グラウンドは、震災時の応急仮設住宅建設候補地として、候補地リストに掲載されている。

## イ 大学祭における交流

本学の大学祭においては、近隣の団地である原クリーンハイツの住民が参加した「むれ音頭」の「特別ステージ」や地域住民と児童の作品展などの「いきいき生活展」、近隣の高松北高等学校によるチア、応援団パフォーマンス、香川県臨床検査技師会等による無料健康チェックや臨床検査模擬体験ができる「検査と健康展」など、近隣地域住民や関係機関との交流も実施している。

## ウ 図書館の学外利用

図書館においては、平成16年11月から「香川県立保健医療大学図書館学外利用要綱」(根拠資料8-2-15)に基づいて、学外者の利用制度を正式にスタートさせ、図書館ホームページにおいて学外者の利用制度について広く周知している。

平成27年度の学外者の来館は1,116人、貸出冊数1,217冊で、その多くは看護師、助産師、保健師等であった。館内資料の閲覧、貸出、複写のほか、データベースの利用も認めている。

平成21年度以降の学外者の利用状況は、平成24年度をピークにやや減少傾向にあったため、ホームページの改善や利便性向上に努めた結果、平成27年度ではやや増加傾向にある(根拠資料8-2-16)。

## エ 国際交流

国際交流事業においては、平成26年に定められた国際交流実施方針に基づいて、ベトナムのビントゥアン医科大学(平成27年1月14日学術交流協定締結)、カナダのロッキー大学(平成27年2月9日交流覚書締結)と南アルバータ工科大学(平成27年6月22日交流プログラム協定締結)の3校と協定を締結し、交流活動を実施している。協定締結以降の3校との交流は、定期的に実施されている(根拠資料8-2-17)。

また、イギリスのベッドフォードシャー大学とは、本学教員との共同研究の目的で平成27年9月に教員の短期受け入れを実施した。平成27年9月には教員2人が国際協力機構(JICA)の青年海外協力隊等事業理解促進調査団の一員として海外視察を実施し、大学祭の際にはJICAのブースを設け活動報告と広報を実施した。

さらに、学生・教員を対象に国際交流事業への理解と参加の促進を目的に年1回の「国際交流活動報告会」を開催している。平成27年5月には、協定校3校との交流実施状況及びベッドフォードシャー大学との共同研究に関して報告した。なお、国際交流事業については、大学ホームページ(根拠資料8-2-18)において公開している。

## 2. 点検・評価

### ● 基準8充足状況

本学の基本理念にある教育、研究、地域貢献を推進し、「県民に一目置かれる大学」とし

て、人々の健康で心豊かな未来を拓くという方針のもと、教育研究の成果を社会へ還元するような地域と連携した教育研究活動、地域交流、国際交流事業を積極的に実施、推進しており、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

地域社会との交流を目指した地域連携推進センターによる「いきいき健康広場」は、多数の地域住民の方が参加し、地域の人々の生涯学習の促進に寄与している。また、地域3か所における「ふるさと祭り」への参加、「小学生・中学生のための夏のライフサイエンス教室」の開催など、本学の地域貢献として効果が上がっている。

大学祭については、地域住民や香川県臨床検査技師会等の関係機関との重要な交流の場ともなっている。

国際交流事業においては、平成26年に定められた国際交流実施方針に基づき、平成27年度を国際交流元年として位置づけて積極的な交流が進んでいる。

#### ② 改善すべき事項

社会との連携や協力に関することについては、基本理念に記載しているものの、具体的な方針としては定めていない。

学内の広報・公開講座委員会や地域連携推進センター運営委員会、国際交流推進委員会等の委員との相互に連絡協力していく体制づくりが重要である。また、地域連携推進センター事業の直轄事業についても、その目的及び開催日、開催方法等について、より多くの地域住民の参加が可能となるように検討を加えていく必要がある。採択事業については、その事業規模によってはさらなる予算が必要となるため、事業の意義や目的を考慮しつつ、予算の確保に努めていく必要がある。

### 3 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

地域連携推進センター事業に関しては、教員の負担を考慮するとともに、教育、研究との適切なバランスをとりながら、教員と学生、事務局職員が一体となって持続的に事業を進めることができる体制を地域連携推進センター運営委員会が中心となって整える。

大学祭については、本来、学生が主体となって開催するものであるが、教職員も一緒になって、現在の近隣地域住民や関係機関との交流が、さらに効果的に図られる手法について学生委員会において検討を進める。

国際交流については、現在交流を進めているカナダ、ベトナム、イギリス以外の国の大学との交流についても、国際交流委員会が中心となって検討・交渉を進める。

#### ② 改善すべき事項

社会との連携や協力に関することの方針及び評価システムについて、地域連携推進センター運営委員会において検討し、平成30年度までに大学として定め、学内で共有する。

地域連携推進センター事業には、健康サポーターの養成及び教職員や地域住民の協力が重要であるため、学生や地域住民に対し地域連携推進センター及びその事業について、その広報活動を活発に行い、その周知をさらに図る必要があり、平成29年度から地域連携推

進センター運営委員会において、その方策について検討を進める。また、地域連携推進センターの中核となる部屋の確保ができておらず、センター事業を円滑に運営していくためにも、地域連携推進センター室の確保について検討を進める。

#### 4 根拠資料

- 8-1-1 基本理念
- 8-1-2 地域連携推進センター運営要綱
- 8-1-3 香川県立保健医療大学受託研究取扱規程
- 8-1-4 香川県立保健医療大学共同研究取扱規程
- 8-1-5 香川県立保健医療大学協力研究員に関する規程
- 8-1-6 大学院保健医療学研究科の教育目標
- 8-1-7 香川県立保健医療大学国際交流実施方針
- 8-2-1 香川県立保健医療大学公開講座規程
- 8-2-2 公開講座の開催状況
- 8-2-3 公開講座アンケート調査結果
- 8-2-4 いきいき健康広場の開催状況
- 8-2-5 地域連携推進センター運営委員会規程
- 8-2-6 地域連携推進センターの採択事業
- 8-2-7 小学生・中学生のための夏のライフサイエンス教室アンケート調査結果
- 8-2-8 国・県・市町の審議会等の委員の状況
- 8-2-9 関係諸団体の委員・役員等の状況
- 8-2-10 講演・研修の講師等の状況
- 8-2-11 三大学連携推進事業の状況
- 8-2-12 香川県立保健医療大学施設等管理規程
- 8-2-13 香川県立保健医療大学施設の一時的な使用に関する取扱い
- 8-2-14 学外者の大学施設利用状況
- 8-2-15 香川県立保健医療大学図書館学外利用要綱
- 8-2-16 学外者の図書館資料利用実績
- 8-2-17 協定校との交流実績
- 8-2-18 大学ホームページ(国際交流)

<http://www.kagawa-puhs.ac.jp/international/>

## 第9章 管理運営・財務

### 第1節 管理運営

#### 1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### ① 中・長期的な管理運営方針等

本学は、設置主体が県であり、公立大学法人化しておらず、知事の指揮監督下に置かれており、大学の設置・管理に関し、設置目的、学部・学科については、第1章1(1)①で述べたとおり「香川県立保健医療大学条例」(根拠資料9-1-1-1)で定めており、大学独自の寄付行為といったものはない。入学定員については、「香川県立保健医療大学規則」(根拠資料9-1-1-2)で、授業料等については、「香川県使用料、手数料条例」(根拠資料9-1-1-3)で、教職員の定数は、第3章1(1)②で述べたとおり「香川県職員定数条例」で規定されている。

また、県立大学である性格上、「第六次香川県保健医療計画」(平成25年度～平成29年度)(根拠資料9-1-1-4 P32～39ほか)において、医療従事者の確保・養成でその方向性が示されるとともに、県の総合計画である「新・せとうち田園都市総合計画～成長、信頼・安心、笑顔の香川をめざして～」(平成28年度～平成32年度)(根拠資料9-1-1-5 P59～60 P211～212 P287～288ほか)や「かがわ創生総合戦略～人口減少の克服と地域活力の向上～」(平成27年度～平成31年度)(根拠資料9-1-1-6 P34～35ほか)においても施策の方向性が示され、「香川県新行財政改革基本指針―時代の要請に応えられる行財政運営の確立―」(平成28年度～平成32年度)(根拠資料9-1-1-7)において、行財政改革の方向性が示されている。

このように大学独自の管理運営方針も定めていないが、知事部局からは、予算や人事での制約は受けるものの、教育環境等については大学の責任で実施しており、知事部局担当課である医務国保課とは随時、連絡を図るとともに、第10章1(3)③イで述べる年1回開催する部局等との連絡会や随時実施する知事との協議によって、意思の疎通を図っている。

さらに、予算や決算については県議会の承認が必要であり、県議会の意向も踏まえて運営している。

##### ② 意思決定プロセスの明確化

意思決定プロセスについては、第3章1(1)③で述べたように、大学にあっては「香川県立保健医療大学学則」(根拠資料9-1-1-8)及び「香川県立保健医療大学教授会規程」(根拠資料9-1-1-9)に基づく「教授会」が、大学院にあっては「香川県立保健医療大学大学院学則」(根拠資料9-1-1-10)及び「香川県立保健医療大学研究科委員会規程」(根拠資料9-1-1-11)に基づく「研究科委員会」での意見を聞いて、最終的には学長が決定している。なお、理事会は設置していない。

教授会は、学長及び教授をもって組織され、学長が招集し、その議長となり、構成員の3分の2以上の出席がなければ教授会を開くことができない。会議には事務局職員も出席し、学長の求めにより審議事項の説明や会議の運営補助等を行っている。

研究科委員会は、研究科長及び研究科担当の専任教授をもって組織する。ただし、研究科の授業を担当の専任准教授、講師及びその他の職員を委員会に加えることができる。

学長のガバナンス強化に伴い、平成26年度に教授会及び研究科委員会の権限と責任を見



直すとともに、大学学則及び大学院学則を改正して、その明確化を図っている。

この教授会及び研究科委員会での議案は、その前段として第3章1(1)③で述べた学内委員会で原則、審議決定されている。通常、軽易な案件については、該当する学内委員会で審議決定され、教授会や研究科委員会に報告されるが、重要事項については、あらかじめ該当する学内委員会で協議された後、教授会や研究科委員会に審議事項として提案され審議される。

これらについては、第3章1(1)③で述べた教授会等で、各教授に周知するとともに、教授会等の議事録は、次の教授会等の冒頭で確認された後、学内の情報ネットワークの掲示板の共有フォルダに保存・掲載され、また、学科会議及び教養部会議を通じて、教授以外の教職員にも周知を図っている。

教授会、研究科委員会や学内委員会での審議に各学科や教養部での意見を反映させる仕組みとしては、学科会議や教養部会議がある。学内委員会には、各学科、教養部から選出された委員が少なくとも1人は配置されているため、委員はそれぞれの学科や教養部を代表して、学科会議や教養部会議などでの意見を述べたり、また学内委員会での審議事項を学科や教養部に持ち帰ったりしている。

このように、大学運営上の諸課題については、それぞれ担当する学内委員会において検討の上、教授会・研究科委員会に諮り、その結果は学科会議等を通じて教員に周知されるなど、学内の意思決定プロセスは明確である。

## (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### ① 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備

管理に関しては、大学規則に基づき、教授会、研究科委員会、事務局、図書館の設置について規定している。

管理運営に関する学内諸規程については、学校教育法等の関係法令等に基づき、大学学則や大学院学則、その他学内諸規程を整備し、その適切な運用が図られている。

なお、学内の諸規程の制定、改廃は、大学学則において教授会及び研究科委員会に諮ることとされており、規程等はすべて学内情報ネットワークにおいて、学内教職員がいつでも閲覧することができる。

### ② 学長・研究科長の権限

#### ア 学長の権限

学長は、大学規則第6条に基づき設置者から任命され、大学の最高責任者として大学の業務全般を掌握し、教職員を指揮監督している。また、学内の合意形成と意思決定、設置者との合意形成及び意見調整など多岐にわたっている。

平成26年度において、大学運営におけるリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、学校教育法及び学校教育法施行規則が改正されたことに伴い、学内諸規程の総点検・見直しを図り、平成27年4月1日から実施している。

#### イ 研究科長の権限

研究科長は、大学規則第7条に基づき、研究科の最高責任者として研究科の業務全般を掌握し、研究科に属する教職員を指揮監督している。また、研究科委員会の議長を務める。

### ③ 学長選考および研究科長等の選考方法

#### ア 学長の選任手続き

学長の選任手続きは、教育公務員特例法第3条及び第7条の規定に基づき制定された「香川県立保健医療大学学長選考規程」(根拠資料9-1-2-1)及び「香川県立保健医療大学学長選考規程実施細則」(根拠資料9-1-2-2)に定めている。

選挙資格者については、以前は講師以上としていたが、助教も大学の教育研究機能の一翼を担う重要な構成員であることから、平成23年度に規程を改正して選挙資格者とした。

学長の任期は4年とし、再任を妨げないが、再任の任期は2年とし、引き続き6年を超えて務めることはできない。

#### イ 研究科長の選任手続き

本学では、大学院学則第16条において研究科長は学長をもって充てるとしている。

#### ウ その他の者の選任手続き

副学長については、「香川県立保健医療大学副学長選考規程」(根拠資料9-1-2-3)に基づき、学生部長については、「香川県立保健医療大学学生部長選考規程」(根拠資料9-1-2-4)に基づき、図書館長については、「香川県立保健医療大学図書館長選考規程」(根拠資料9-1-2-5)に基づき、それぞれ学長が本学の教授のうちから候補者を指名し、教授会の承認を得る。

学科長については、「香川県立保健医療大学学科長選考規程」(根拠資料9-1-2-6)に基づき、教養部長については、「香川県立保健医療大学教養部長選考規程」(根拠資料9-1-2-7)に基づき、専攻科長については、「香川県立保健医療大学専攻科長選考規程」(根拠資料9-1-2-8)に基づき、それぞれ所属の教授のうちから、教授会の議を経て学長が行う。教授会における具体的な方法については、「香川県立保健医療大学学科長、教養部長及び専攻科長の選考に関する申し合わせ」(根拠資料9-1-2-9)によることとしている。

### (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学では、大学規則第4条に基づき事務局と図書館を設置している。事務局は、総務担当と教務学生担当の2担当制であり、事務局長以下13人の職員(1人は医務国保課付で大学において執務)、嘱託1人が配置され、図書館には、教授が兼務する図書館長と嘱託3人、臨時職員1人が配置されている(根拠資料9-1-3-1)。なお、本学の事務職員は嘱託、臨時職員を除き県の一般職員であり、県の基準により、2～4年程度の定期的な人事異動があり、昇任等も、県として発令されている。図書館における嘱託3人と臨時職員1人、事務局における嘱託1人の計5人も県の採用方法等を遵守して行っている。なお、嘱託については、地方公務員法第3条第3項第3号の位置づけである。

本学の事務局は、財務、人事、施設等の管理並びに教員及び学生への教育研究活動に対する支援業務などを行っている。事務局職員は、教授会の構成員ではないが、教授会運営に必要な資料作成などの準備をするとともに、事務局長、事務局次長及び担当副主幹が出席し、求められた場合に意見や必要な発言を行っている。また、各学内委員会にも、局長又は次長が委員として参画するとともに、事務局職員が1人以上担当し、審議が円滑に進行するよう委員長を補佐し、資料や議事録の作成、日程調整、議事の進行補助、審議結果の学内への伝達など委員会の運営の一翼を担っている。

また、事務局は、大学の円滑な運営のため、内外の諸機関との合意形成や意見調整に努めており、設置者との連絡会の運営、大学の意思決定の際の設置者との意見調整などを行っている。業務内容の多様化・高度化に伴い、各事務局職員が自ら積極的に工夫等を行えるよう、年3回、事務局長との面談を通じて提案等を促進している。

なお、従来、教員が中心に行ってきた就職相談に関しても、その重要性に鑑み、第6章1(4)③で述べたように、平成28年度から退職した県立病院職員を再任用して、就職コーディネーターとして配置している。

#### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本県では、最少の資源で最大の県民満足度を実現できる「地域経営体」の確立を目指して、人事育成・能力開発のための人事考課を実施しており、県職員である事務職員に対しても県の人事評価制度に基づき実施し、人事異動、昇任、昇給等に反映している。

具体的には、人事考課表による意欲・行動特性・能力・実績の年度評価を年1回実施するとともに、実績考課シートによる実績の半期別評価を年2回実施している。評価に際しては、事務局長及び事務局次長が各事務職員との個別面談を実施している。

また、事務職員は、県立大学であることから、県職員が人事異動により配属されており、研修も県が「香川県職員研修規程」(根拠資料 9-1-4-1)に基づき実施する一般研修(階層別研修)や特別研修(能力開発研修)、会計事務研修等各種の研修に参加するとともに、県のeラーニングシステムにより防災対策講座、情報セキュリティ研修、人権研修等を受講している。また、一般社団法人公立大学協会などが主催するセミナーにも参加するとともに、その成果について事務局内で回覧するなどして情報共有を図っている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準9(1)の充足状況

本学は、県の一機関としての県立大学であり、県全体の管理運営方針のもと運営しており、意思決定プロセスは明確である。また、学長選考手続きをはじめとした管理運営については、学内諸規程に基づき、適切に行われている。事務組織は、県職員が必要数配置され、各学内委員会事務を担当するとともに、事務局長、事務局次長が学内委員会の委員として参画して、事務局と教員間の連携を図っており、SD活動についても、適切に実施している。このことから、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

学内諸規程を整備し、明確化された意思決定プロセスのもと、学長のリーダーシップが図られている。

#### ② 改善すべき事項

事務局職員の人事は、県の定期人事異動の中で行われており、在職年数は2～4年であるものの、事務局での業務が、教務、学生支援、財務、人事、施設管理等多岐にわたり、教員との連携や学生に対する窓口業務など、県庁の一般行政事務とは相当異なる大学事務の特殊性から、業務に習熟するためには一定の期間を要するが、小規模校で事務局組織も小さいことから、応援体制もとりにくい状況にある。

大学設置基準の改正により、平成29年4月1日からSDの義務化が求められている。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

学長のリーダーシップのもと、各種委員会の機能を発揮し、大学の諸課題について、迅速な意思決定と情報共有が図られており、今後もこの体制を維持する。

#### ② 改善すべき事項

事務局職員については、専門的研修等により、職員一人ひとりの業処理能力を向上させるとともに、職員の人事異動による支障が生じないように、事務の簡素化、効率化、マニュアル化による安定した業務システムとするとともに、人事当局に対して、機会あるごとに大学事務に適性を有する優秀な職員の配置、人事異動サイクルの長期化、法制執務や情報企画・人事管理などの専門的知識を有する職員の配置などを要望していく。

SDの義務化については、平成28年度に学内委員会であるFD委員会をFD・SD委員会に改めており、平成29年度以降、対応について検討を行う。

### 4 根拠資料

- 9-1-1-1 香川県立保健医療大学条例 (既出 1-1-1)
- 9-1-1-2 香川県立保健医療大学規則 (既出 2-1-2)
- 9-1-1-3 香川県使用料、手数料条例
- 9-1-1-4 第六次香川県保健医療計画 P32～39 ほか  
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/soumuji/index2.htm>
- 9-1-1-5 新・せとうち田園都市総合計画～成長、信頼・安心、笑顔の香川をめざして～  
P59～60、P211～212、P287～288 ほか  
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/sogokeikaku/index.shtml>
- 9-1-1-6 かがわ創生総合戦略～人口減少の克服と地域活力の向上～ P34～35 ほか  
[http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8\\_1/dir8\\_1\\_5/wsb3bt151030115001.shtml](http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_1/dir8_1_5/wsb3bt151030115001.shtml)
- 9-1-1-7 香川県新行財政改革基本指針～時代の要請に応えられる行財政運営の確立～  
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/gyokaku/guideline/index.shtml>
- 9-1-1-8 香川県立保健医療大学学則 (既出 1-1-2)
- 9-1-1-9 香川県立保健医療大学教授会規程 (既出 3-1-3)
- 9-1-1-10 香川県立保健医療大学大学院学則 (既出 1-1-4)
- 9-1-1-11 香川県立保健医療大学研究科委員会規程 (既出 3-1-8)
- 9-1-2-1 香川県立保健医療大学学長選考規程
- 9-1-2-2 香川県立保健医療大学学長選考規程実施細則
- 9-1-2-3 香川県立保健医療大学副学長選考規程
- 9-1-2-4 香川県立保健医療大学学生部長選考規程
- 9-1-2-5 香川県立保健医療大学図書館長選考規程
- 9-1-2-6 香川県立保健医療大学学科長選考規程
- 9-1-2-7 香川県立保健医療大学教養部長選考規程
- 9-1-2-8 香川県立保健医療大学専攻科長選考規程
- 9-1-2-9 香川県立保健医療医大学学科長、教養部長及び専攻科長の選考に関する申し合わせ
- 9-1-3-1 事務組織体制
- 9-1-4-1 香川県職員研修規程

## 第2節 財務

### 1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

#### ① 中・長期的な財政計画

本学は、設置主体が香川県であり、県組織上の一機関として位置づけられている。大学予算は、県の特別会計に計上されている。

県全体としては、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間として、「香川県新行財政改革基本指針―時代の要請に応えられる行財政運営の確立―」を策定するとともに、「平成28年度実施計画」(根拠資料9-2-1-1)を策定して、行財政改革を進めている。

本学の予算自体は、県予算全体の後年度負担推計も加味しながら、県の財政担当課から毎年示される当初予算編成方針(根拠資料9-2-1-2)に基づき予算を編成しており、大学独自の財政計画は策定していない。

ここ5年間の県の財政担当課から示されたシーリングは、原則として経常的管理経費で毎年3%カット、一般経費で毎年10%カットである。

直近7年間の本学の運営に係る歳入歳出決算額の推移は、県からの一般財源繰入により県立大学として財政的な基盤は安定している(根拠資料9-2-1-3~9-2-1-4)。

#### ② 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受入れ状況

県の厳しい財政状況が続く中、研究活動を活性化するため、第7章1(4)③イ及び第8章1(2)②で述べたとおり、文部科学省の科学研究費補助金のほか、奨学寄附金、受託研究費、各種団体からの研究助成金など外部からの研究資金を積極的に導入している。

文部科学省科学研究費補助金及びの申請及び採択件数、科学研究費以外の外部資金獲得件数は、増減はあるものの一定受入れできている(根拠資料9-2-1-5~9-2-1-6)。

#### ③ 財務諸表等

本学は、県が設置・運営する県立大学であるため、大学としては正式な財務諸表は作成していないが、県において、毎年度、「香川県県立大学特別会計歳入歳出決算書」「香川県県立大学特別会計歳入歳出決算事項別明細書」「公共施設のコスト計算書」を作成・公表しており、県のホームページで見ることが可能である(根拠資料9-2-1-7)。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学は、県立大学として、予算編成及び執行について、県の条例、規則に基づいて適正に行っている。予算編成は、県全体の予算編成方針に基づき予算要求書を作成し、財政部局の調製を経て県議会で議決され、予算配分される。執行についても同様に、県の会計規則等に基づいて県出納局を通じて適正に事務処理を行っている。文部科学省科学研究費補助金の研究費部分については、本学事務局において管理・執行しているが、県の制度に準じて適正に処理している。

また、毎年、監査委員による監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)及び出納局会計課職員による会計実地検査が行われるほか、毎年2回、事務局長による会計自主検査を実施している。なお、文部科学省科学研究費補助金の研究費部分についても同様に、毎年2回、事務局長による会計自主検査を実施している。

## 2. 点検・評価

### ● 基準9(2)の充足状況

本学の設置主体が、香川県であり、県組織上の一機関として位置づけられていることから、安定的財政基盤を有していると考えられ、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

県立大学であることから、比較的安定した財政基盤を有しているものの、近年の厳しい県財政を踏まえ、経費の縮減を図っている。具体的には、平成21年度に看護学科の定員を50人から70人に増員するとともに大学院を設置したこと及び平成24年度に助産学専攻科を設置したことから、歳入のうち授業料、入学金及び入学選考料等の自主財源の比率は、平成20年度には23.4%であったが、平成27年度には28.5%と上昇している。

#### ② 改善すべき事項

県財政の状況からも、歳入に関して対応することが必要であるが、平成21年度と平成27年度を比較すると、入学選考料が約3割、寄附金が約2割の減少となっている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

節電対策などの経費抑制策の強化、事務事業の見直し、アウトソーシングの推進及び予算執行管理の徹底などにより、さらなる経費縮減に努める。

### ② 改善すべき事項

県の財政事情は非常に厳しい状況が続いているため、自主財源の確保に努める必要がある。そのため、今後は、文部科学省科学研究費補助金、民間団体補助金などの外部資金の大幅な獲得増加を目指し、できるだけ多くの教員が申請を行うよう積極的に働きかけるとともに、平成29年度から研究委員会が主催して、経験豊富な教員による研究テーマの設定方法、申請書の作成方法、採択に向けた各種テクニックなどの講習会や学内検討会の開催など、外部資金獲得に向けた大学を挙げた継続的な取組を行う。また、入学選考料を増加確保させるため、効果的な広報活動を進めるとともに、県内や近県の高等学校を訪問するなどして、受験希望者の増加を促進する。

## 4 根拠資料

- 9-2-1-1 平成28年度実施計画  
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/gyokaku/guideline/index.shtml>
- 9-2-1-2 当初予算編成方針  
[http://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/tousyoyosan/hensei\\_h/henseihoushin.htm](http://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/tousyoyosan/hensei_h/henseihoushin.htm)
- 9-2-1-3 歳入の状況
- 9-2-1-4 歳出の状況
- 9-2-1-5 科学研究費補助金申請及び採択状況
- 9-2-1-6 科学研究費以外の外部資金獲得状況
- 9-2-1-7 香川県ホームページ  
(県政基本情報>予算(議案を含む)・決算・監査>予算執行・決算・公金支出)  
[http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8\\_2/dir8\\_2\\_3/index.shtml](http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_2/dir8_2_3/index.shtml)  
決算の状況>平成24年度決算、平成25年度決算、平成26年度決算、平成27年度決算

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

#### ① 自己点検・評価の実施と結果の公表

本学では、平成16年の学校教育法改正による認証評価制度の導入を受け、平成18年度に開学以降2年間の活動を総括し第1回目の自己点検・評価を行い、その結果を「香川県立保健医療大学自己点検・評価報告書」として平成18年10月に公表した。

平成19年度の大学完成年度後の認証評価については、平成21年度に第2回目の自己点検・評価を実施し、開学7年目の平成22年度に(財)大学基準協会の認証評価を受審し、平成23年4月、大学基準協会から「大学基準に適合している」との評価を受け、「平成22年度自己点検・評価報告書並びに大学認証評価報告書」(根拠資料10-1-1)として公表した。

また、前回の自己点検・評価から4年を経過し、大学院の設置から完成年度を終え、評価・改善について明確にするため、平成25年度には、3回目の自己点検・評価報告書(根拠資料10-1-2)を作成し、平成26年1月に大学のホームページ(根拠資料10-1-3)に掲載し、公表した。

なお、動物実験等に関する情報については、第7章1(5)で述べたとおり「香川県立保健医療大学動物実験規程」に基づき、動物実験に関する自己点検・評価報告書として、毎年、大学のホームページ(根拠資料10-1-4)で公開している。

一方、県の制度として、今後の施策・事務事業の見直しに活用し、効率的・効果的な行政運営を行うとともに、県民ニーズ等に対応した施策展開を図ることを目的に、県が行う施策や事務事業の成果を客観的な指標などを用いて評価する行政評価を実施している。行政評価結果は、県議会に報告するとともに、行政評価調書として、県ホームページ(根拠資料10-1-5)に掲載しており、本学の運営についてもこの対象となっている。

#### ② 情報公開の内容・方法、情報公開請求への対応

社会に対する説明責任を果たす観点からも、常に積極的な情報公開に努めるため、平成27年度にホームページを全面的にリニューアルし、教育研究情報も発信している(根拠資料10-1-6)。また、毎年、おおむね大学評価の項目に準じた内容で年報(根拠資料10-1-7~13)を作成し、大学のホームページ(根拠資料10-1-14)に掲載している。さらに、県立大学であることから、イベントをはじめとした情報については、県政記者クラブを通してマスコミに情報提供するとともに、県のホームページ(根拠資料10-1-15)にも掲載している。

財務情報については、県立大学として県の予算及び決算として県議会において審議され、議決を受けて、第9章第2節1(1)③で述べたとおり、県のホームページ(根拠資料10-1-16)において公開されている。

情報公開請求に関しては、「香川県情報公開条例」(根拠資料10-1-17)の対象であり、当該条例に基づく公開請求があれば、非公開情報と定められているものを除き、公開しなければならないとされているが、平成20年度の2件以降、請求を受けた事例はない。

また、「香川県個人情報保護条例」(根拠資料10-1-18)の対象でもあるため、本学の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求に対しても、適切に公開している。特に、入

学試験の結果に関しては、香川県個人情報保護条例第27条第1項の規定に基づく「口頭により開示請求を行うことができる個人情報」(根拠資料10-1-19)として告示しており、「香川県立保健医療大学が行う入学試験に関する簡易開示取扱要領」(根拠資料10-1-20)により対応しており、平成22年度(平成21年度実施)と比較し、平成28年度(平成27年度実施)では、2.3倍となっている状況である(根拠資料10-1-21)。

## (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

### ① 内部質保証に関するシステム

学則第50条及び大学院学則第18条で「本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条に規定する目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、第三者による評価を受けるものとする。」と定め、教育研究活動等を自ら点検・評価するための学内組織として、第3章1(1)③で述べたとおり「香川県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程」(根拠資料10-2-1)に基づく自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会の委員長は学長が務め、委員は副学長、研究科長、学生部長、図書館長、各学科長、教養部長、専攻科長、学内委員会の各委員長、事務局長及び学長が指名した者若干名で構成されている。委員会では、主に自己点検・評価の企画及び実施に関する事項、点検・評価結果の第三者評価及び公表に関する事項などを審議し、点検及び評価の対象分野、具体的項目、実施方法などをその都度決めている。

自己点検・評価委員会のみならず、常に改革・改善を図る必要があることから、各年度の初めに、各学内委員会から認識している課題と学長からの検討課題を事務局においてとりまとめ、教授会において説明することにより、教職員間の問題意識のコンセンサスを図っている(根拠資料10-2-2)。

### ② 構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底

本学では、「香川県立保健医療大学教員倫理規程」(根拠資料10-2-3)を定めるとともに、県立大学であり、教職員は地方公務員法に基づく地方公務員としての位置づけであることから、「職員のサービスの宣誓に関する条例」(根拠資料10-2-4)及び「職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則」(根拠資料10-2-5)に基づく「宣誓書」を提出させるとともに、学長から機会あるごとに綱紀の保持と服務規律の確保等を周知している。

また、「香川県立保健医療大学研究活動不正行為の事前防止に関する規程」(根拠資料10-2-6)に基づき、研究活動における不正行為に対する調査体制を整備するとともに、「香川県立保健医療大学における公的研究費等の不正防止計画」(根拠資料10-2-7)において、公的資金の使用に係る遵守事項の周知徹底として、すべての研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを一定期間ごとに履修できるよう、計画的に研修会かeラーニングによる履修等の機会を設けることとしている。具体的には、「コンプライアンス推進責任者の実施状況確認等の申合せ」(根拠資料10-2-8)において、コンプライアンス教育として、CITIJAPANのeラーニング教材を受講させ、コンプライアンス推進責任者が受講状況を確認することとしている。なお、研究費の運営・管理に関わるすべての研究者等に対し、毎年、「公的研究費等の運営・管理に当たっての誓約書」の提出を求めている。



## (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

## ① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動

## ア 学生による授業評価システム

教員の授業内容や方法の改善を図り、教育の向上を目指すことを目的として、第4章第3節1(4)で述べたように、学部、専攻科及び研究科の非常勤講師を含む全教員の授業科目において、学生による授業評価を毎年実施している。その結果については科目担当教員にフィードバックし、次年度の教育活動の改善を図っている。

## イ 教育研究活動の評価

個々の教員は、自らの教育研究活動等を研究実績報告書、外部資金獲得実績報告書、学生による授業評価と評価結果に対する自己点検などで、毎年自己点検・評価を行っている。さらに、平成29年度からは、第3章1(4)で述べたように、人事評価システムとの連携を進めている。特に、任期制により採用された教員の再任時における自己評価申告書の提出を義務付けしている。

## ウ 大学雑誌における論文の査読システム

本学では、教員の研究成果の発表機会の確保及び研究活動の公開を目的として、第7章1(4)③オ(ア)で述べたように「香川県立保健医療大学雑誌」を発行しているが、必要に応じ学外の委員も加え厳正な査読を行い、学術誌としての質的向上を図っている。

## ② 教育研究活動のデータ・ベース化

教育内容については、一定の書式に基づいたシラバスを作成し、データとして大学ホームページ(根拠資料10-3-1)で公開している。

研究内容については、「香川県立保健医療大学学術情報リポジトリ運用指針」(根拠資料10-3-2)に基づき、データ化して大学ホームページ(根拠資料10-3-3)において公開するとともに、平成28年度にオープンアクセスリポジトリ推進協会に加盟して広く公表している。

## ③ 学外者の意見の反映

## ア 運営諮問会議

本学では、大学の将来計画や運営等について外部の学識経験者等からの提言・助言を受けけるため、第2章1(2)で述べたとおり運営諮問会議が設置されており、平成18年度に行った自己点検・評価においては、その運営諮問会議に外部評価を付託し、平成19年3月に「香川県立保健医療大学自己点検・評価に対する意見書」として、運営諮問会議会長から学長に対してなされた提言を自己点検・評価報告書の巻末に掲載した。運営諮問会議は、平成25年度から開催していなかったが、平成28年度に開催した。

## イ 健康福祉部・病院局連絡会

大学・健康福祉部・病院局がお互いの情報を共有し、意見交換する場としての連絡会を毎年開催している。平成22年度に大学と健康福祉部で実施し、平成24年度から病院局も参加した。その出席者も年々増加し、平成27年度からは県立中央病院の副院長、事務局長も参加している。

## ウ 監査等

大学運営・財務を中心とした業務評価については、県監査委員事務局による事前監査、

監査委員による監査、出納局による検査が毎年行われるとともに、包括外部監査が適宜行われている。

特に、包括外部監査に関しては、これまで平成20年度に「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」の報告書(根拠資料10-3-4)が公表され、委託契約、備品管理、財政的自立化と運営上の自立化について意見が述べられた。また、平成23年度には第7章1(2)②イで述べたとおり、「人材育成機関及び試験研究機関における財務に関する事務の執行及び事業の管理について」の報告書(根拠資料10-3-5)が公表され、備品一覧表と現品の照合、備品の廃棄について意見が述べられ、備品管理を徹底した。

## エ 高校・就職先からの意見聴取

第5章1(4)で述べたとおり、毎年、県内・近県の高等学校を数校訪問し、進路指導教員等へ受験者の募集について周知する際などに、あわせて大学への要望等について意見聴取を行っている。また、看護学科にあつては、卒業生の就職先が実習先でもあることから、実習時において、臨床検査学科にあつては、毎年、卒業生の県内就職先を訪問して、状況を確認するとともに、あわせて大学への要望等についても意見聴取を行っている。

## ④ 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

文部科学省からの指摘事項については、これまでない。

平成21年度の第2回目の自己点検・評価を実施し、平成22年度に(財)大学基準協会の認証評価を受審し、平成23年4月、大学基準協会から「大学基準に適合している」との評価を受け、「勧告」はなかったものの、教育内容・方法(1)教育課程等、(2)教育方法等、学生の受入れの3点に関し、「助言」を受けた。

その後、平成26年7月に改善報告書(根拠資料10-3-6)を提出したところ、平成27年4月17日付けの「改善報告書検討結果」(根拠資料10-3-7)で、「これらの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。また、その成果も満足すべきものである。」との評価を受けた。

また、平成26年7月には、(公財)大学基準協会に、大学院修士課程の「完成報告書」(根拠資料10-3-8)を提出したところ、平成27年4月17日付けの「完成報告書検討結果」(根拠資料10-3-9)で、「目標はおおむね達成されていると判断できる。」との評価を受け、今後の改善経過について報告を求める事項についても「なし」とのことであった。

## 2. 点検・評価

### ● 基準10の充足状況

自己点検・評価委員会の設置、また、自己点検・評価としての年報の作成とホームページでの公表など、自己点検・評価に全学的に取り組むためのシステムは有効に機能するとともに、社会に対する説明責任を果たしていることから、同基準はおおむね充足している。

### ① 効果が上がっている事項

本学では、学則に従い自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価委員会が設けられており、また、自己点検・評価としての年報をホームページで公表しており、一定、自己点検・評価に全学的に取り組むためのシステムは有効に機能している。

## ② 改善すべき事項

大学の自己点検・評価結果をその後の改善・改革に結び付けていく P D C A サイクルという視点を意識した明確なシステムが本学にはない。自己点検・評価委員会規程では、委員会の主な業務は自己点検・評価の実施、及び公表に関する事項とされており、自己点検・評価により浮かび上がった課題に対しては、該当する各学内委員会で対応している。今後は内部質保証の方針も明確にし、点検・評価結果を確実にその後の改善・改革に結び付ける方策を検討する必要がある。

今回、自己点検を行うに際して、年報を見直したところ、研究業績データベースを活用しているものと事務局が有するデータを掲載しているものがあり、整合性が図られていない箇所があることが判明した。毎年度、チェックする体制の整備が必要である。

平成 18 年度に実施した自己点検・評価の外部評価を行った運営諮問会議は、平成 25 年度及び平成 28 年度と不定期な開催となっている。

## 3 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

効果が上がっている事項については、さらに伸ばさせるため、今後とも自己点検・評価委員会を中心とした体制により、自己点検・評価を改善するシステムの確立に向けて対応していく。

### ② 改善すべき事項

内部質保証の方針も明確にし、自己点検・評価結果をその後の改善・改革に結び付けていく P D C A サイクルという視点を意識した明確なシステムの構築に向け、平成 29 年度から自己点検・評価により浮かび上がった課題に対して、自己点検・評価委員会を中心となって、点検・評価結果を確実にその後の改善・改革に結び付ける方策を検討することとする。

年報の作成に際して、平成 29 年度中には、研究業績データベースの改良を行うとともに、事務局内でのチェックシステムを構築する。

自己点検・評価結果を客観的に検証するため、運営諮問会議を定期的で開催し、有効活用を図る。

## 4 根拠資料

10-1-1 平成 22 年度自己点検・評価報告書並びに大学認証評価報告書

10-1-2 平成 25 年度自己点検・評価報告書

10-1-3 大学ホームページ(自己点検)

<http://www.kagawa-puhs.ac.jp/about/approach/>

10-1-4 大学ホームページ(動物実験)

<http://www.kagawa-puhs.ac.jp/guardian/publish/dobutsu.php>

10-1-5 県ホームページ

(県政基本情報>政策・施策>総合計画・評価>行政評価レポート)

[http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8\\_1/dir8\\_1\\_2/wbut9h161004180808.shtml](http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_1/dir8_1_2/wbut9h161004180808.shtml)

ダウンロード>行政評価結果(その3) 施策評価調書

10-1-6 大学ホームページ(教育研究情報)

<http://www.kagawa-puhs.ac.jp/guardian/publish/>

- 10-1-7 年報(平成21年度版)
- 10-1-8 年報(平成22年度版)
- 10-1-9 年報(平成23年度版)
- 10-1-10 年報(平成24年度版)
- 10-1-11 年報(平成25年度版)
- 10-1-12 年報(平成26年度版)
- 10-1-13 年報(平成27年度版)
- 10-1-14 大学ホームページ(大学年報)  
<http://www.kagawa-puhs.ac.jp/about/pr/university.php>
- 10-1-15 県ホームページ  
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/web/list.php>
- 10-1-16 県ホームページ (既出9-2-1-7)  
(県政基本情報>予算(議案を含む)・決算・監査>予算執行・決算・公金支出)  
[http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8\\_2/dir8\\_2\\_3/index.shtml](http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_2/dir8_2_3/index.shtml)  
決算の状況>平成24年度決算、平成25年度決算、平成26年度決算、平成27年度決算
- 10-1-17 香川県情報公開条例
- 10-1-18 香川県個人情報保護条例
- 10-1-19 口頭により開示請求を行うことができる個人情報
- 10-1-20 香川県立保健医療大学が行う入学試験に関する簡易開示取扱要領
- 10-1-21 個人情報保護条例に基づく入学試験の口頭による開示請求の推移
- 10-2-1 香川県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程 (既出3-1-5)
- 10-2-2 教授会議事録
- 10-2-3 香川県立保健医療大学教員倫理規程
- 10-2-4 職員のサービスの宣誓に関する条例
- 10-2-5 職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則
- 10-2-6 香川県立保健医療大学研究活動不正行為の事前防止に関する規程
- 10-2-7 香川県立保健医療大学における公的研究費等の不正防止計画
- 10-2-8 コンプライアンス推進責任者の実施状況確認等の申合せ
- 10-3-1 大学ホームページ(シラバス)  
<http://www.kagawa-puhs.ac.jp/guardian/publish/pdf/28sirabasugakubu.pdf>
- 10-3-2 香川県立保健医療大学学術情報リポジトリ運用指針
- 10-3-3 大学図書館ホームページ  
<http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/chs>
- 10-3-4 「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」の報告書
- 10-3-5 「人材育成機関及び試験研究機関における財務に関する事務の執行及び事業の管理について」の報告書
- 10-3-6 改善報告書
- 10-3-7 改善報告書検討結果(大学基準協会)
- 10-3-8 完成報告書
- 10-3-9 完成報告書検討結果(大学基準協会)

## 終 章

### 1. 自己点検・評価の経緯の概要

本報告書は、香川県立保健医療大学の活動を点検・評価したものである。

本学の教育理念・目標は、本学に課せられた一義的な社会的使命であると考えている。また、より高度の専門知識・技術を備え、高度先進医療やチーム医療に指導的立場に関わることができる人材育成が必要となる。さらに教員や学生による国際交流は始まったばかりであるが、さらなる発展が望まれる。このため、平成 28 年度に本学の教育の一貫したフローとして、基本理念や教育目標を修正、整備しなおし、看護学科、臨床検査学科、助産学専攻科の各々の 3 つのポリシーを設定した。

本学では、「生命の尊厳を畏敬する深い人間愛」の概念を、援助的人間関係を基盤とする保健医療従事者にとって必須の資質と考え、教育において、対象者の尊厳を守り尊重して関わるとともに、自分自身をも豊かに育てていくことを願っている。また専門職者として専門知識、技術を積み重ねて欲しいと考え、教職員は教育、研究、大学の運営に日々努めている。その結果、平成 23 年 4 月に大学基準に適合との認証評価を受けたが、今回はその後、四度目として教職員が総力を結集し、本学の目指す方向性を確認し、自己点検・評価に取り組んだ。

### 2. 今後求められる課題

本学の教育理念・目標を達成するための基盤となる教育研究組織、教育内容・方法等、学生の受け入れ、学生生活、研究活動と研究環境、教員・事務組織、施設・設備等については、おおむね適切に整備されていると評価できる。しかし、本学は香川県が設置する県内唯一の大学であり、県民の保健・医療・福祉に対する大きな役割を担っている。今後は博士後期課程の開設や、多領域の専門看護師の育成、社会や地域に対して保健・医療・福祉に関する情報発信や相談窓口の設置など、地域に根付いた、より積極的・具体的な取組が必要である。その過程において、学部での新しいカリキュラムの構築や、また助産学専攻科及び保健師教育の大学院への移行も検討している。

### 3. おわりに

教育の理念や目標は、日々の膨大な業務や教科目の変更や再編を重ねるうちに、つい置き去りにされかねないものである。そして組織は本来それらを体現すべきものであるが、その実行は容易とはいいがたい。今回の自己点検・評価を通して、本学がこれまで取り組んできたことを改めて認識するとともに、今後の課題と改善の方向性を明らかにすることができた良い機会であったと言える。これら自己点検・評価を通じて浮かび上がった課題は、今後、自己点検・評価委員会を中心として、また必要に応じ該当する学内委員会等で順次改善・改革プランを策定し、大学の更なる発展に向けて、その遂行に全力で取り組んでいくつもりである。しかしながらその根本的な考え方としては、本学の個々の教職員が常に P D C A サイクルを意識した内部質保証の観点から自律的に行動することが最も重要である。今回の自己点検・評価に当たり多くの教職員が参画し連携したことは、今後の本学の発展に十分に生きるものと確信している。